

菊池市

こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
菊池市

～はじめに～

人口減少や少子高齢化が進むなど、私たちを取り巻く状況は大きく変化しています。

また、子育て支援や仕事と育児の両立支援、こどもや若者の居場所づくりなど、多岐にわたるこども・若者に関する支援の充実が求められています。

このような状況において、本市では「第2期菊池市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度）」を策定し、保育所等に関する教育・保育の提供体制の整備や地域の子育て支援サービスに関する様々な取り組みを実施してまいりました。

この度、令和6年度末で計画期間を終了するにあたり「第2期菊池市子ども・子育て支援事業計画」のこれまでの取り組みを継承すると共に、次代の社会を担う全てのこども・若者が幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため「菊池市こども計画」を策定いたしました。

策定にあたっては、市内の小・中学生や子育て当事者である保護者の皆様、若者世代の市民の皆様へのアンケート調査でご意見をいただくと共に、子ども・子育てに関わる各分野からの代表者で構成されております、菊池市子ども・子育て会議において検討・協議を重ねてまいりました。

この計画では、「地域と共に こども・若者の夢と健やかな未来を育むまち きくち」を基本理念に掲げ、基本目標を「全てのこども・若者が持つ権利の保障」「安心してこどもを生き育てられる支援の充実」「こどもの成長に応じた支援の充実」「社会的支援が必要なこども・若者への支援の充実」「こども・若者が安心して生活できる環境づくり」「こども・若者が希望を持って生きていくための支援の充実」として、こども・若者に関する施策を展開してまいります。

本市としましては、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、市民の皆様一人ひとりが寄り添い、共に助け合い、つながり合いながら、これからの菊池市の未来をつくるこども・若者を育てていく環境づくりを目指し、施策に取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、数々の貴重なご意見やご提言をいただきました菊池市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年3月



菊池市長 江頭 実

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景等	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象	7
5 計画の策定体制	7
第2章 菊池市の子ども・子育てに関する現状と課題	8
1 統計資料から見る現状	8
2 各種調査結果から見るこども・若者の状況	19
3 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	43
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	53
1 基本理念	53
2 基本目標	54
第4章 施策の展開	55
基本目標1 全てのこども・若者が持つ権利の保障	55
(1) こどもが権利の主体であることへの理解促進	55
(2) こども・若者の意見表明とその尊重	55
(3) こども・若者の居場所づくり	56
基本目標2 安心してこどもを生き育てられる支援の充実	57
(1) こどもや母親の健康の確保	57
(2) 小児医療の充実	58
(3) 食育の推進	58
(4) 子育て支援のネットワークづくり	59
(5) 家庭や地域の教育力の向上	60
基本目標3 こどもの成長に応じた支援の充実	61
(1) こどもの生きる力の育成に向けた教育の推進	61
(2) 児童の健全育成	62
(3) 思春期保健対策の充実	63
(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進	64

基本目標4	社会的支援が必要なこども・若者への支援の充実	65
(1)	児童虐待防止対策の充実	65
(2)	ひとり親家庭等の自立支援の推進	65
(3)	障がい児・医療的ケア児施策の充実	66
(4)	ヤングケアラーに対する取組	67
(5)	こどもの貧困対策	68
(6)	ひきこもりの支援	69
基本目標5	こども・若者が安心して生活できる環境づくり	70
(1)	良好な住環境づくり	70
(2)	こどもの交通安全を確保するための活動推進	71
(3)	こどもを犯罪等の被害から守るための活動推進	71
(4)	安心して外出できる環境づくり	72
(5)	子ども・子育て支援機能の強化と子育て関連施設の環境改善	72
基本目標6	こども・若者が希望を持って生きていくための支援の充実	74
(1)	次代の親の育成	74
(2)	こども・若者の希望を実現できる環境づくり	74
(3)	仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し	75
(4)	仕事と子育ての両立支援の充実	76
第5章	量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画)	77
1	教育・保育提供区域の設定	77
2	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	78
3	地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保	82
第6章	計画の推進に向けて	96
1	計画の推進体制	96
2	計画の達成状況の点検・評価	96
3	本計画における目標数値の一覧	97
用語解説		98

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景等

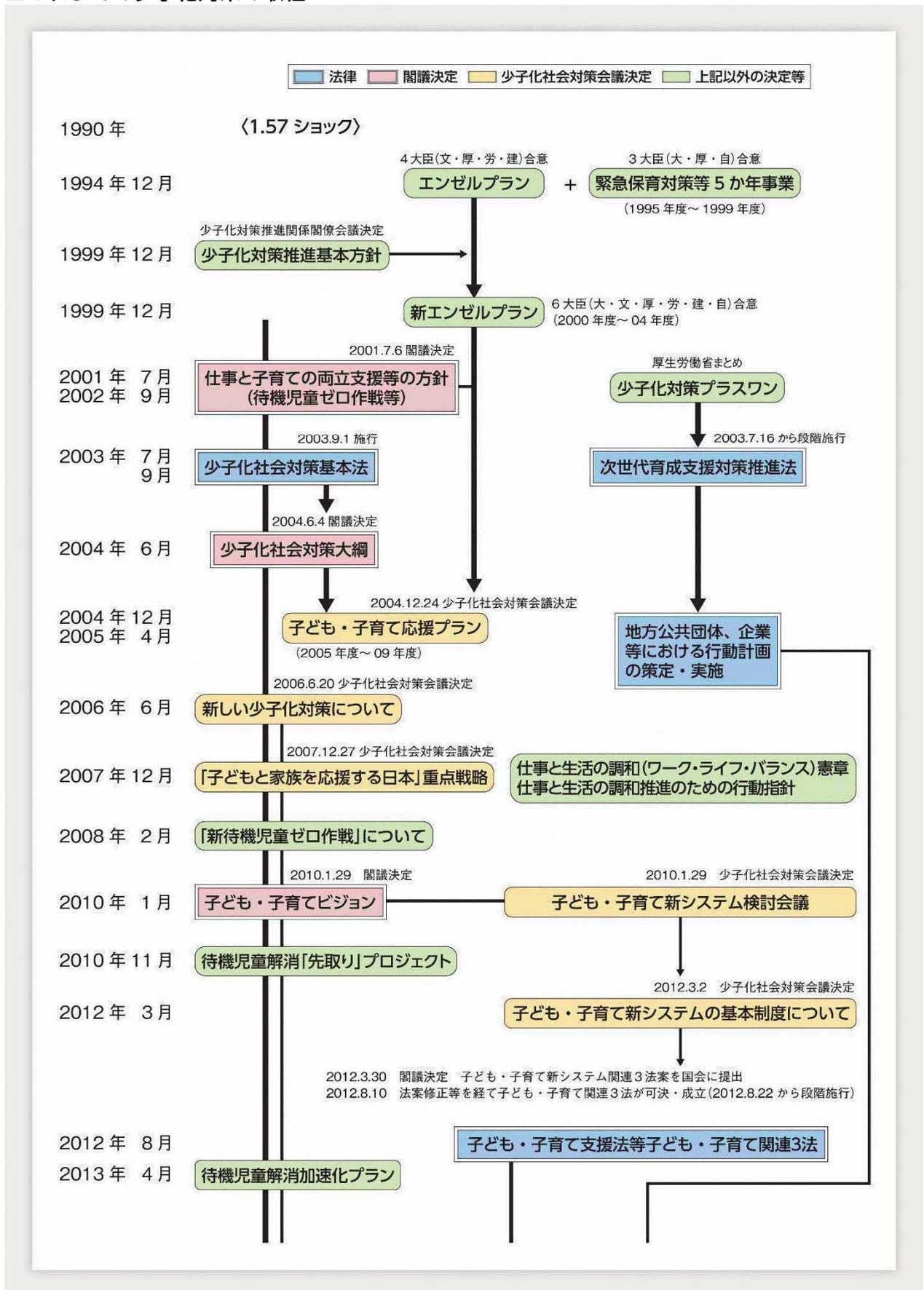
近年、子どもや若者を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。令和5（2023）年の合計特殊出生率は1.20と過去最低を更新し、少子高齢化及び人口減少が加速度的に進行している状況の中、不登校、いじめ、子どもの自殺の増加や子どもの貧困、ヤングケアラー、子育てにおける負担感の増加等、子どもや若者を取り巻く状況は深刻化・複雑化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感等が高まっています。そのため、子どもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

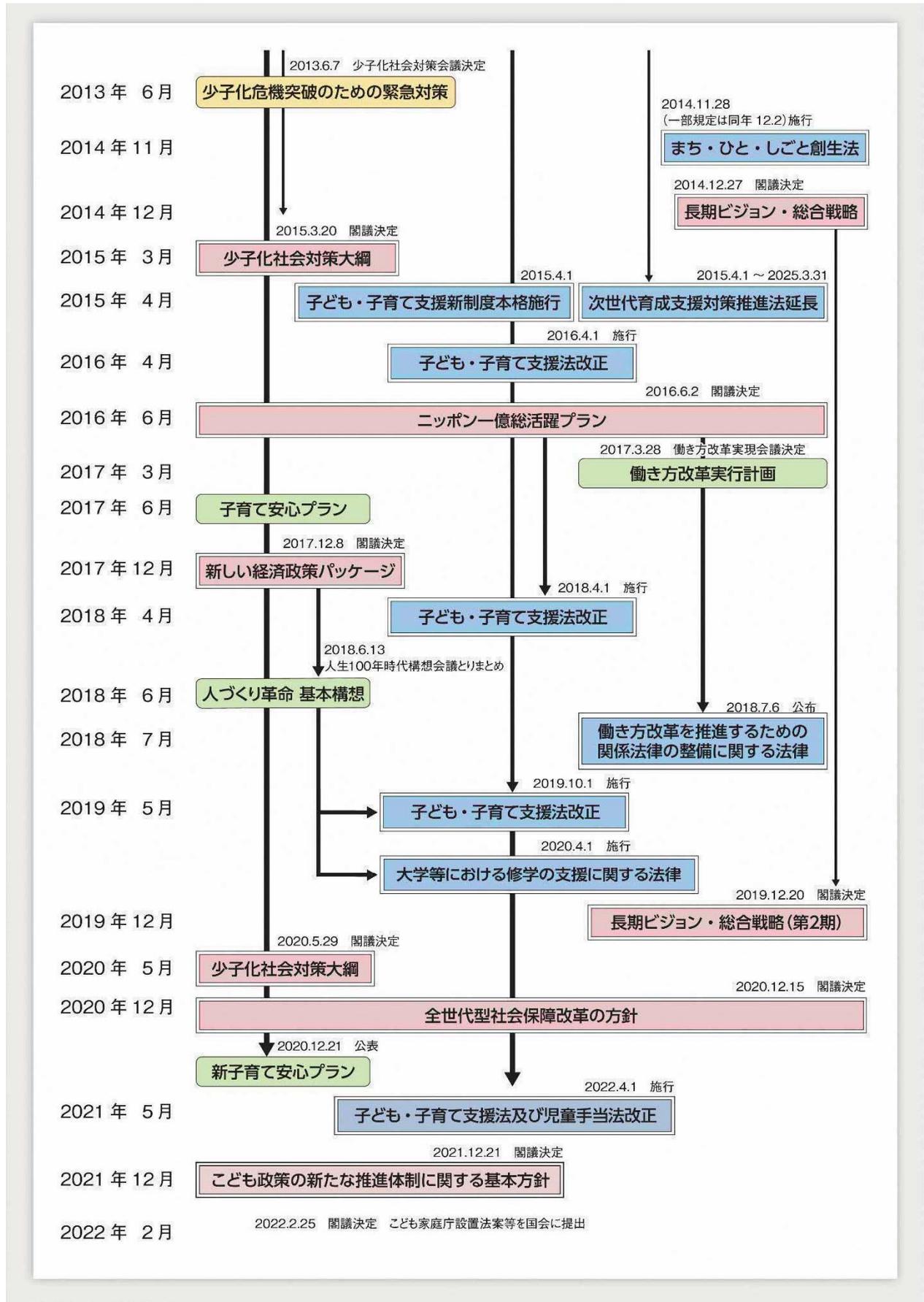
このような中、国においては令和5（2023）年に、子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進することを目的として「子ども家庭庁」を設置すると共に、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための包括的な基本法として、令和5（2023）年4月に「子ども基本法」を施行しました。さらに、「子ども基本法」に基づき、令和5（2023）年12月に、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「子ども大綱」を閣議決定しました。

菊池市においては、平成27（2015）年に「菊池市子ども・子育て支援事業計画」、令和2（2020）年に「第2期菊池市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育について必要な量を定めると共に、就学前の子どもの一時的預かり事業や地域子育て支援拠点事業等の様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

このたび、「第2期菊池市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6（2024）年度で満了となることから、これまでの取り組みやサービスの内容を継承・発展すると共に、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とした「子ども基本法」に基づく「菊池市子ども計画」として新たに策定し、本市の子ども・若者に向けた施策を総合的かつ強力に推進することとします。

■これまでの少子化対策の取組





資料：内閣府資料

■近年のこども計画に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和 4(2022)年 (R6.4.1 施行)	児童福祉法の改正	○こども家庭センターの設置(児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関) ○訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設 等
令和 5 (2023)年 4月1日	こども家庭庁の創設	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和 5 (2023)年 4月1日	「こども基本法」の施行	市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられる(第10条)
令和 5 (2023)年 6月2日	こどもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「的確な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和 5 (2023)年 12月22日	こども大綱 閣議決定	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 (1)若い世代の所得を増やす (2)社会全体の構造・意識を変える (3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)閣議決定	目的:全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって最重要
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和 6(2024)年 5月	自治体こども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考とすることを目的に作成
令和 6(2024)年 6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「こども誰でも通園制度」の運用開始 等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和 6(2024)年 6月26日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更(「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に変更) 「将来のこどもの貧困を防ぐこと」が新設 等

2 計画の法的根拠と位置づけ

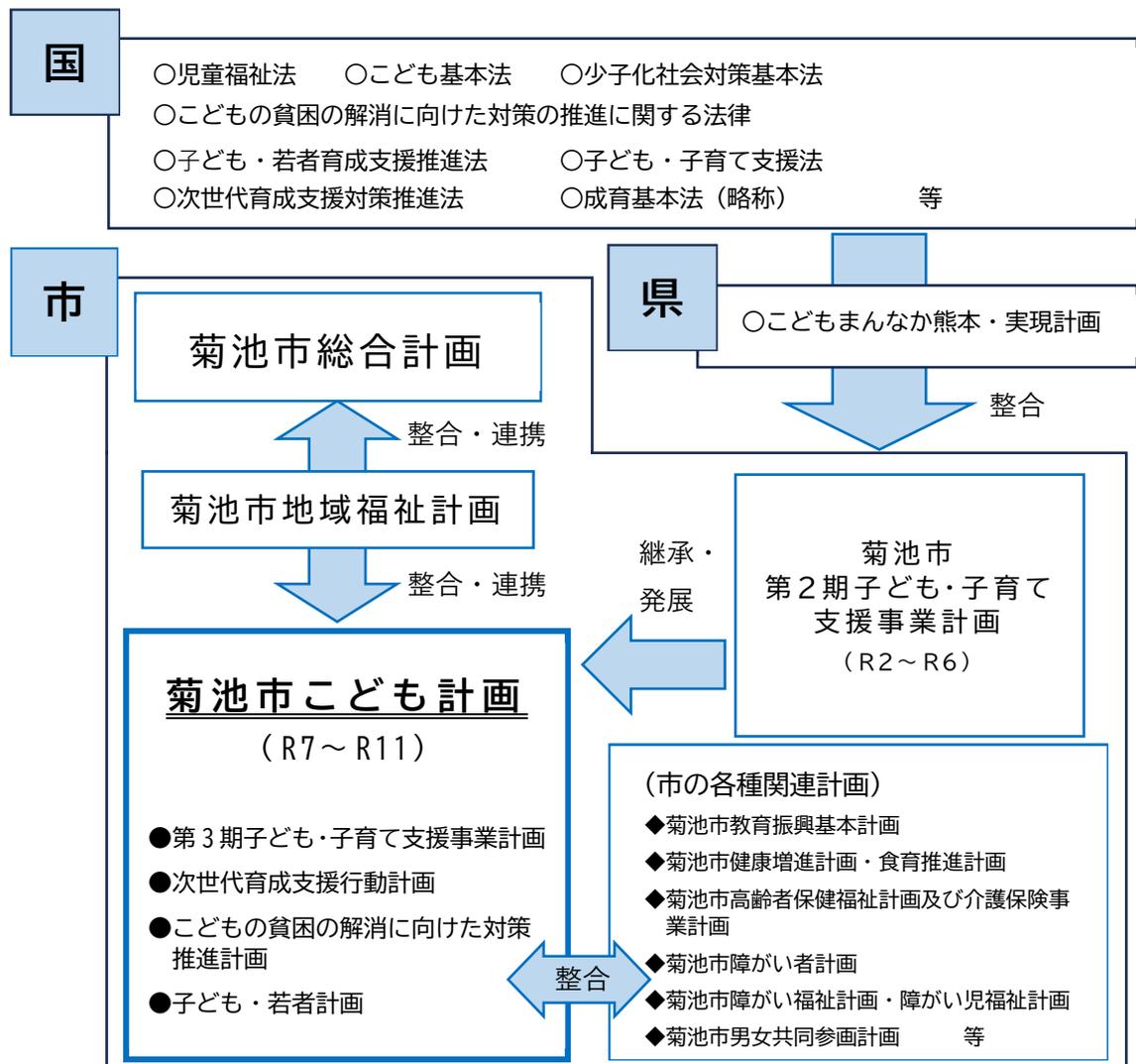
(1) 法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した計画です。

(2) 菊池市の計画体系における位置づけ

本計画は「菊池市総合計画」を最上位計画とし、「菊池市地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て・若者支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「菊池市教育振興基本計画」、「菊池市健康増進計画・食育推進計画」、「菊池市男女共同参画計画」といった他の個別計画と調和を図った計画とします。



(3) 本市におけるSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための令和 12 (2030) 年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて、様々な取り組みを進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴールのうち、以下に示すゴールにつながるものです。本市におけるSDGs達成に向けて、本計画の取り組みを推進します。



3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和 9 (2027) 年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 第2期 菊池市子ども・子育て支援事業計画 </div>					<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 菊池市こども計画 </div>				
				計画策定 作業			中間 見直し		計画策定 作業

4 計画の対象

本計画の対象は、本市で暮らすこども（0歳から概ね18歳まで）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）及び若者（概ね18歳から概ね40歳未満）を主たる対象とします。

また、取り組みによっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

5 計画の策定体制

（1）菊池市子ども・子育て会議における審議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第72条第1項の規定に基づく「菊池市子ども・子育て会議」を開催し、本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議しました。

（2）各種調査の実施

本計画の策定にあたり、こどもや若者の現状や子育て支援に関する実態・要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者、小学5年生と中学2年生及びその保護者、若者（40歳未満の市民）を対象としたアンケート調査を実施しました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

・本計画における「こども」表記について

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念において、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することがないよう「こども」表記がされているため、本計画においては、特別な場合を除き、平仮名標記の「こども」を用いることとします。

※特別な場合とは、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合等です。

第2章 菊池市の子ども・子育てに関する現状と課題

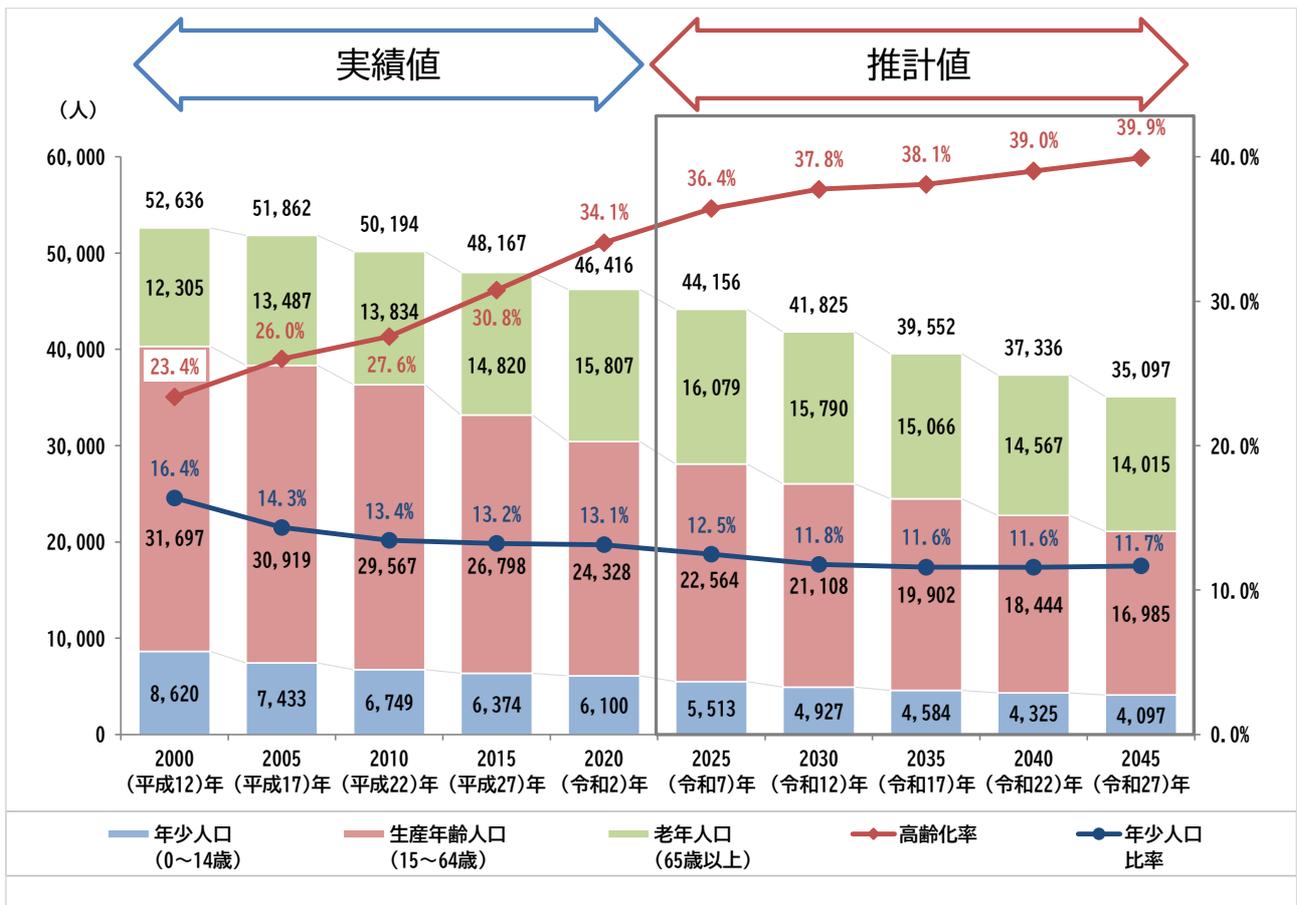
1 統計資料から見る現状

(1) 人口の動向

①人口の推移と今後の推計（年齢3区分別）

本市の人口は年々減少しており、令和2（2020）年の国勢調査によると46,416人となっています。年齢3区分別をみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少傾向にあり、老年人口は令和7年（2025年）にピークを迎え、それ以降減少が見込まれますが、総人口の減少から高齢化率は上昇していきます。

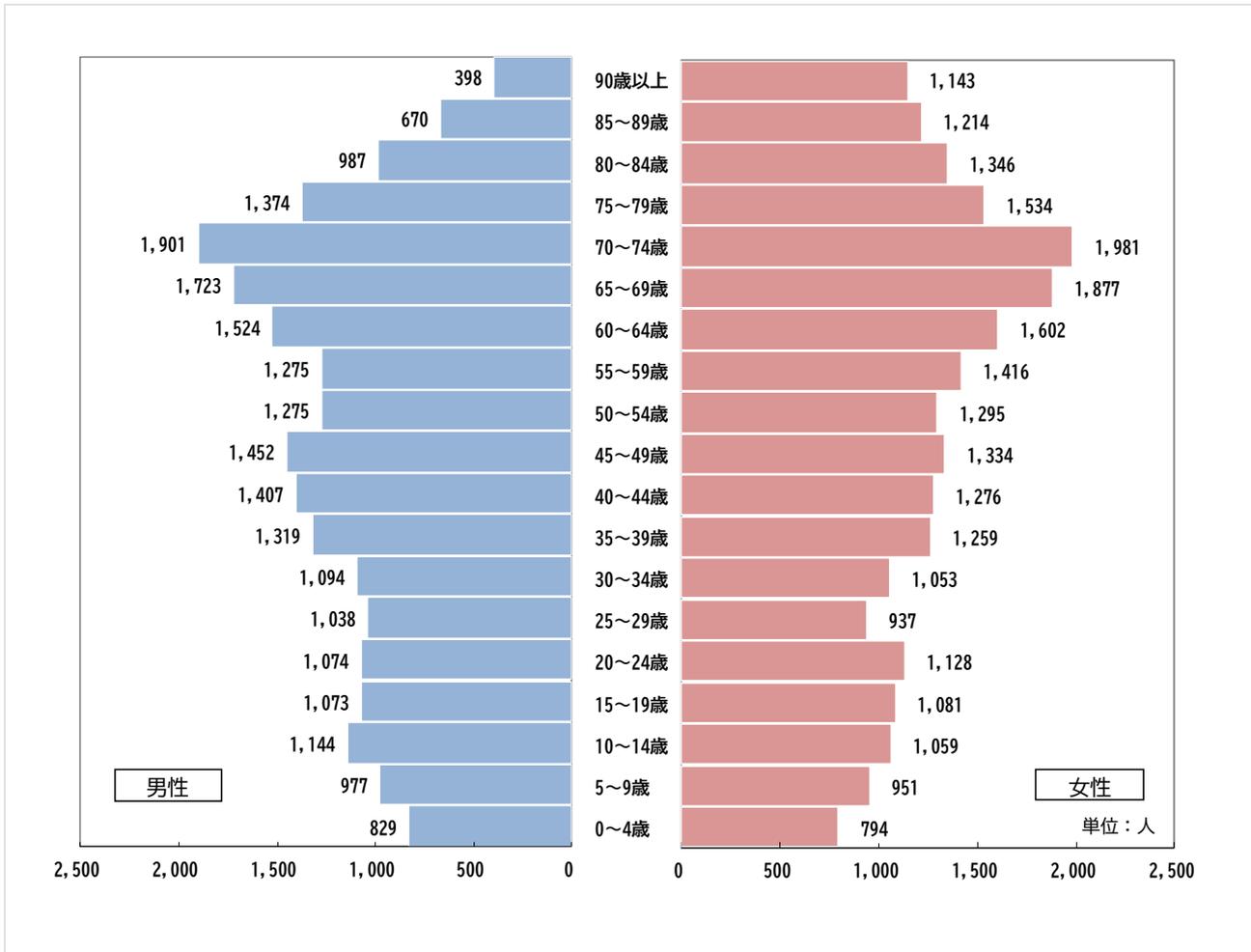
年少人口比率も年少人口減少に伴い同様に減少傾向となっており、近年は13%台で推移していますが、令和12（2030）年には11%代まで低下することが予想されます。



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、社人研（令和7年～令和27年）

②人口ピラミッド

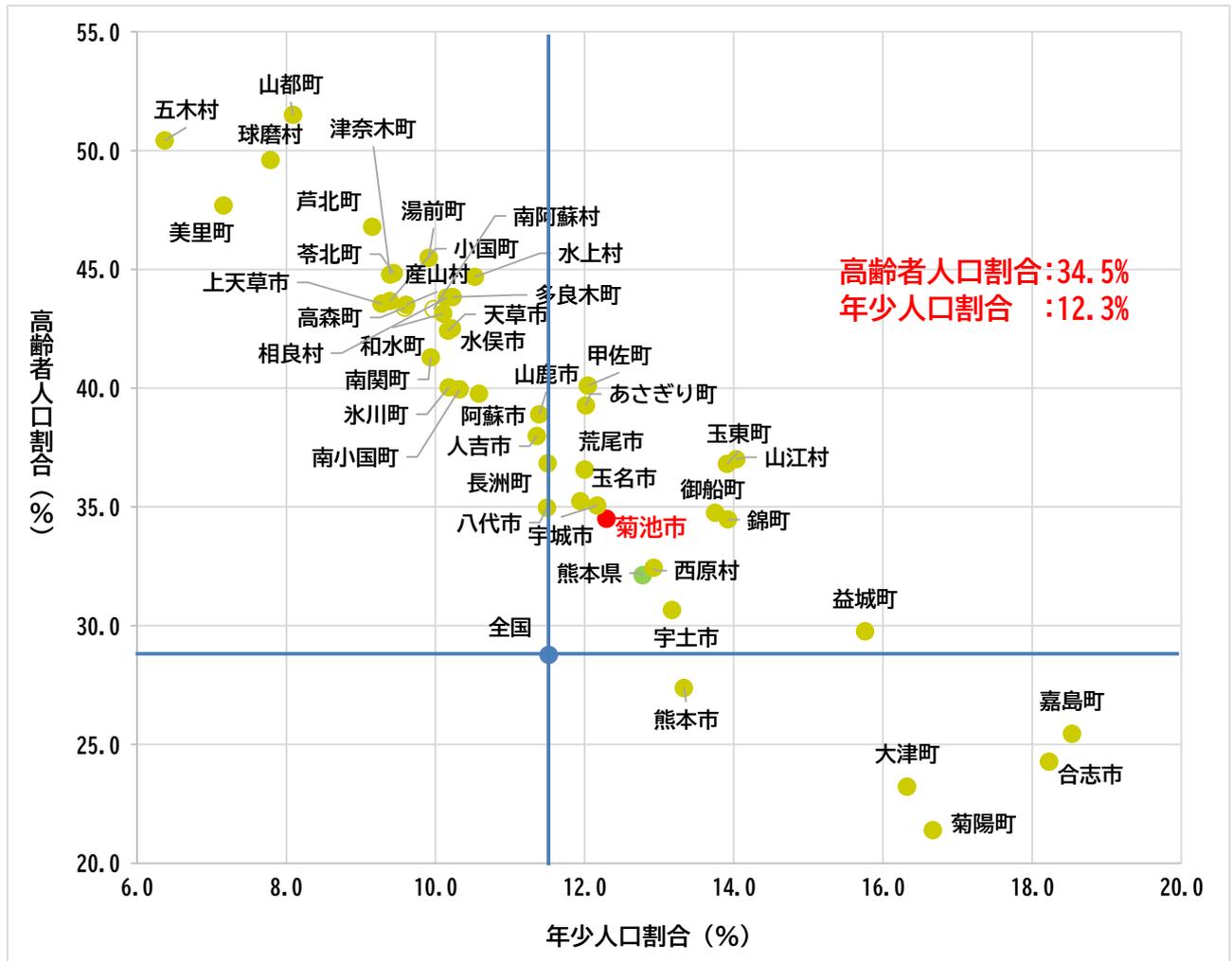
本市の人口は 70～74 歳が最も多く、年齢が下がるにつれて人口も減少傾向となっていますが、10 代の人口は 20 代より多くなっています。



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

③市町村別人口割合の分布

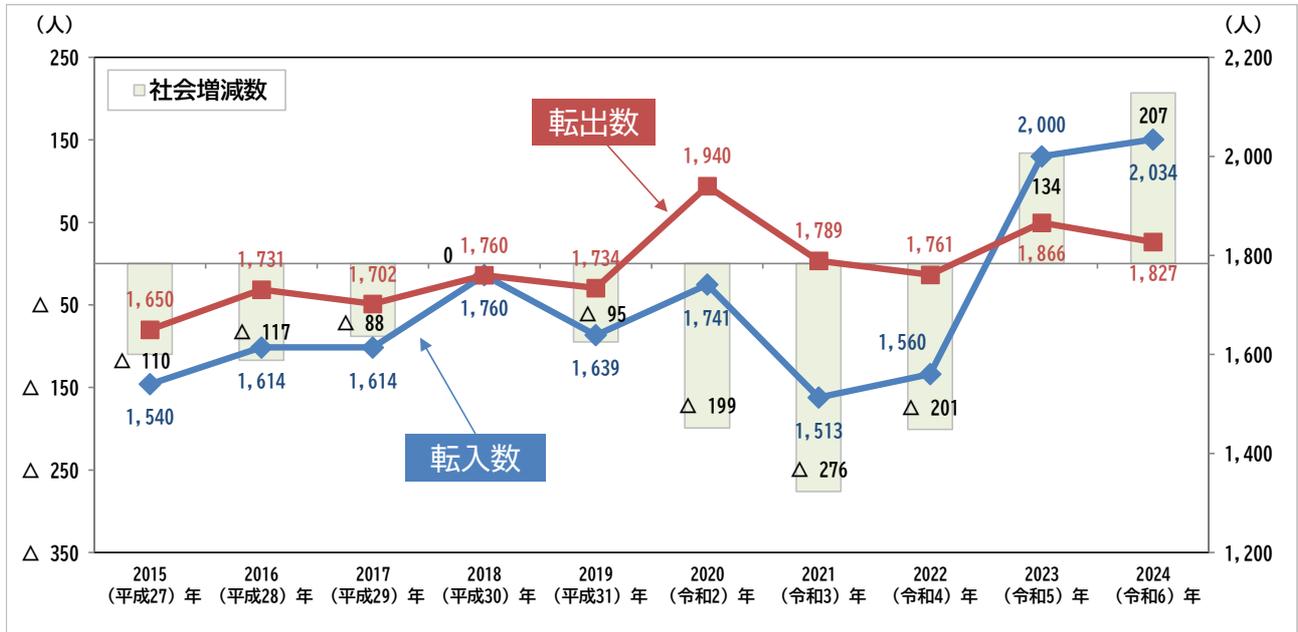
菊池市の少子高齢化の状況をみると、令和6（2024）年の年少人口は12.3%と全国より高く、県より低くなっています。



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

④転入・転出の推移（社会増減）

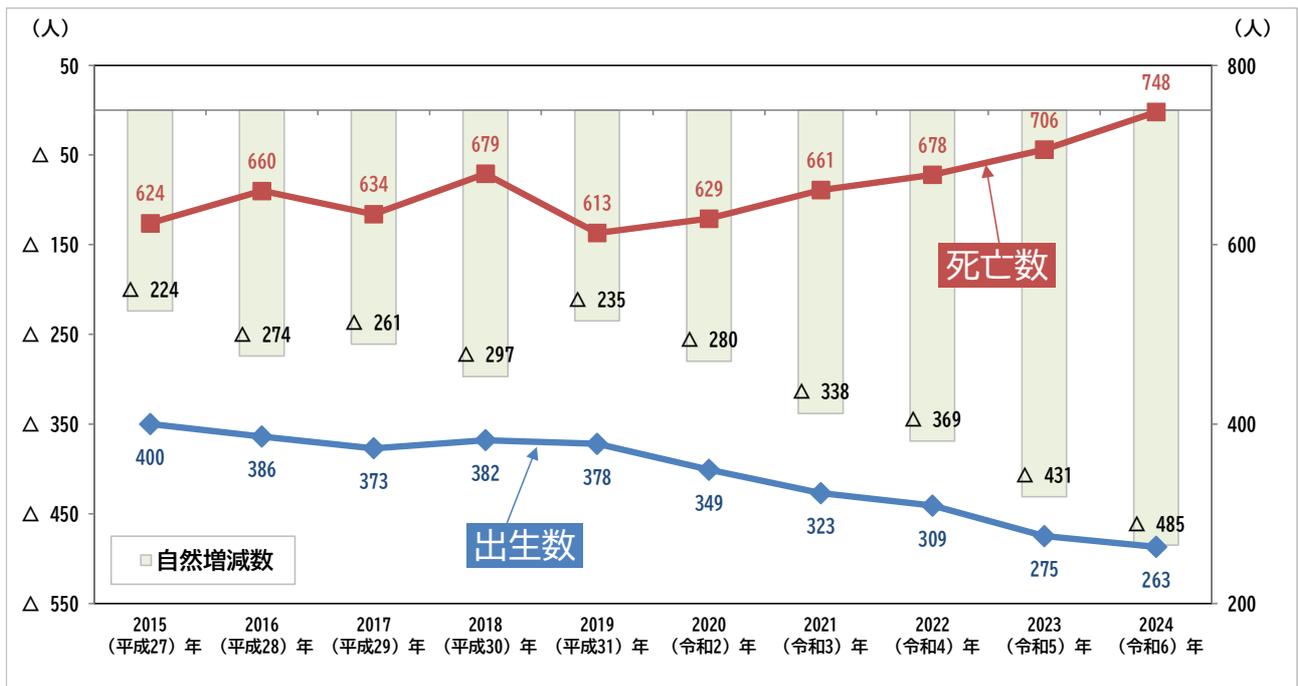
令和4（2022）年までは転出者数が転入者数を上回っていましたが、令和5（2023）年以降は転入が転出を上回っています。



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

⑤出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向となっています。

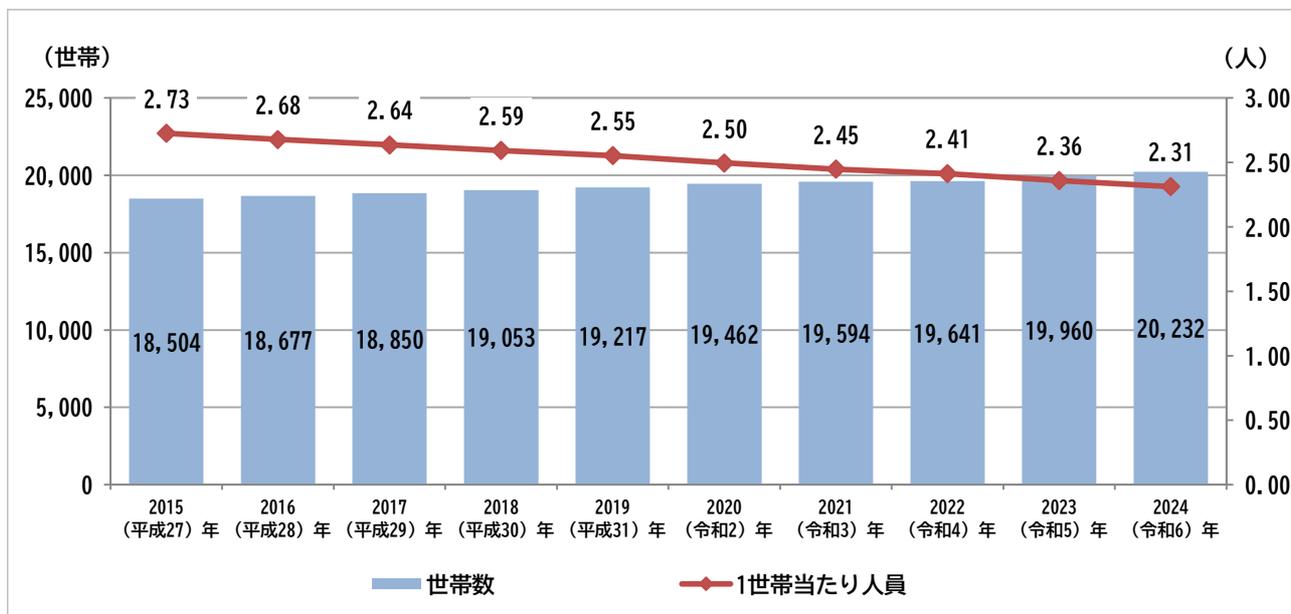


出典：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 世帯数の動向

①世帯数の推移

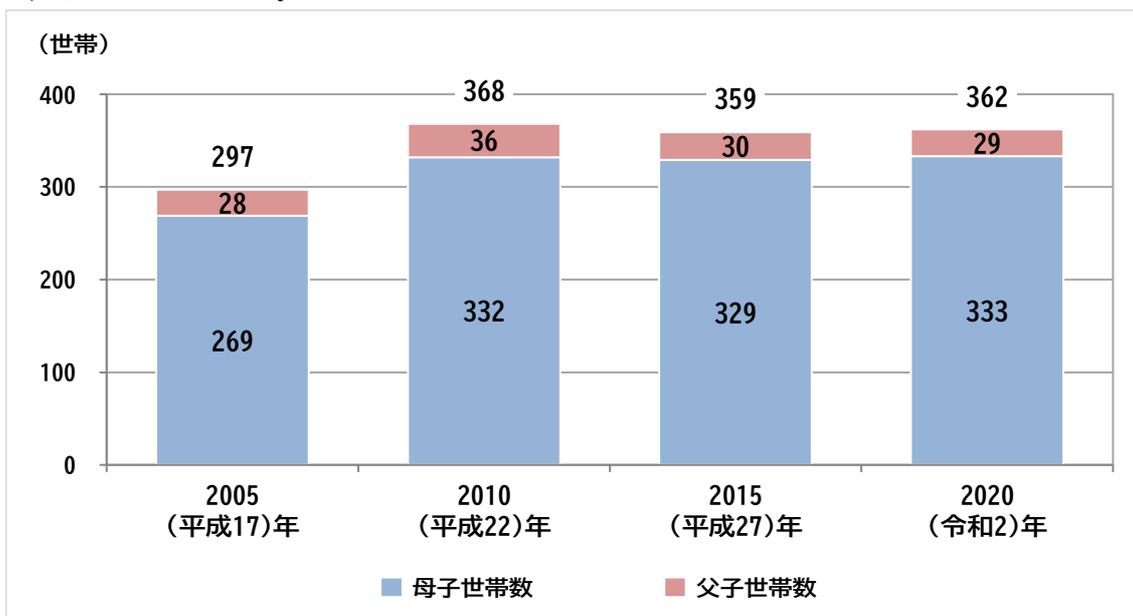
本市の世帯数は年々増加しており、令和6（2024）年では20,232世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少傾向にあり、令和6（2024）年においては2.31人となっています。



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

②ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数は近年360世帯前後で推移しており、令和2（2020）年では362世帯となっています。

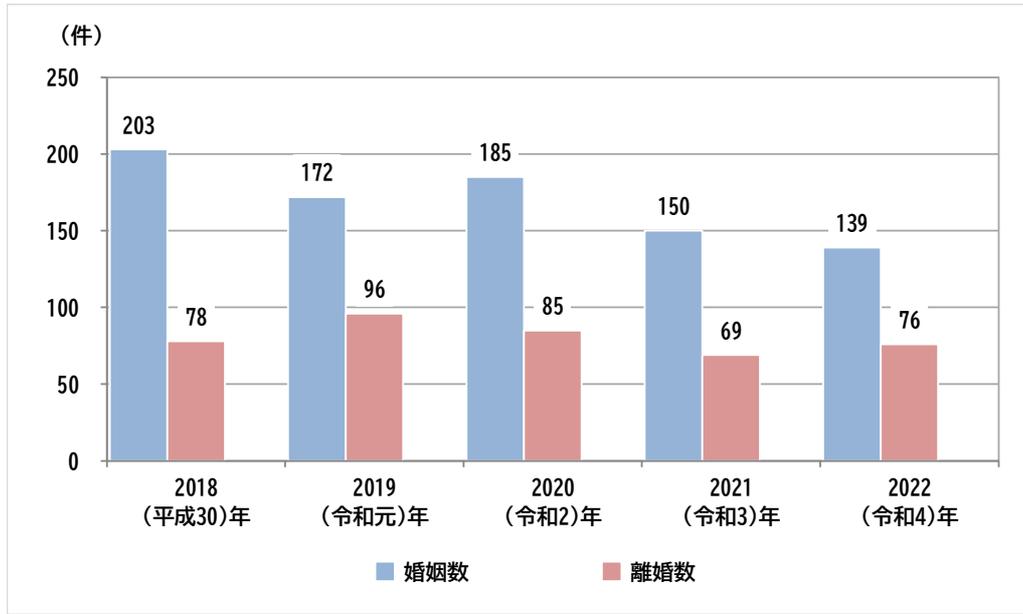


出典：国勢調査

(3) 婚姻状況、出生数、合計特殊出生率の推移

①婚姻・離婚件数の推移

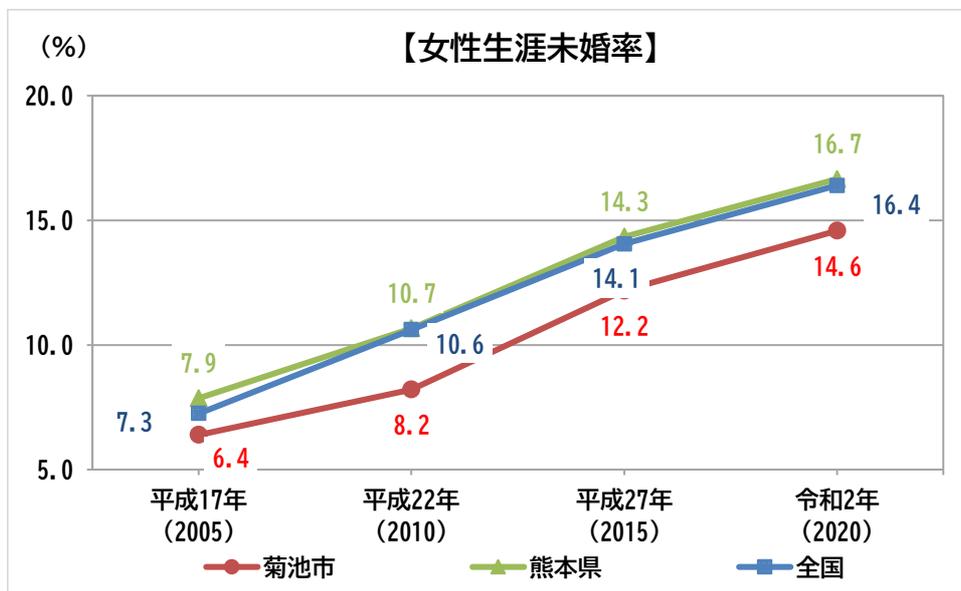
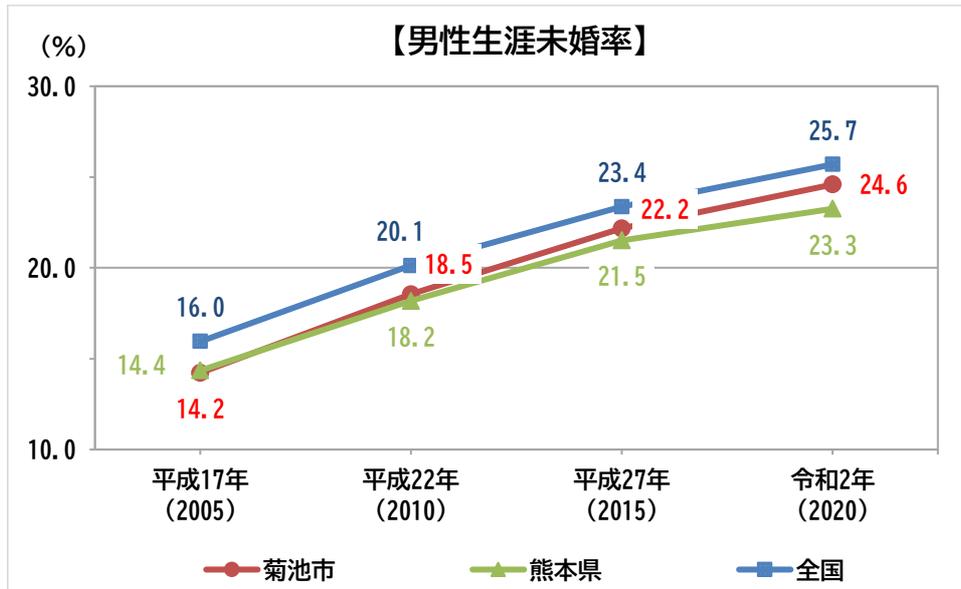
婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は減少傾向、離婚件数はほぼ横ばいとなっています。



出典：熊本県衛生統計年報

②生涯未婚率の推移

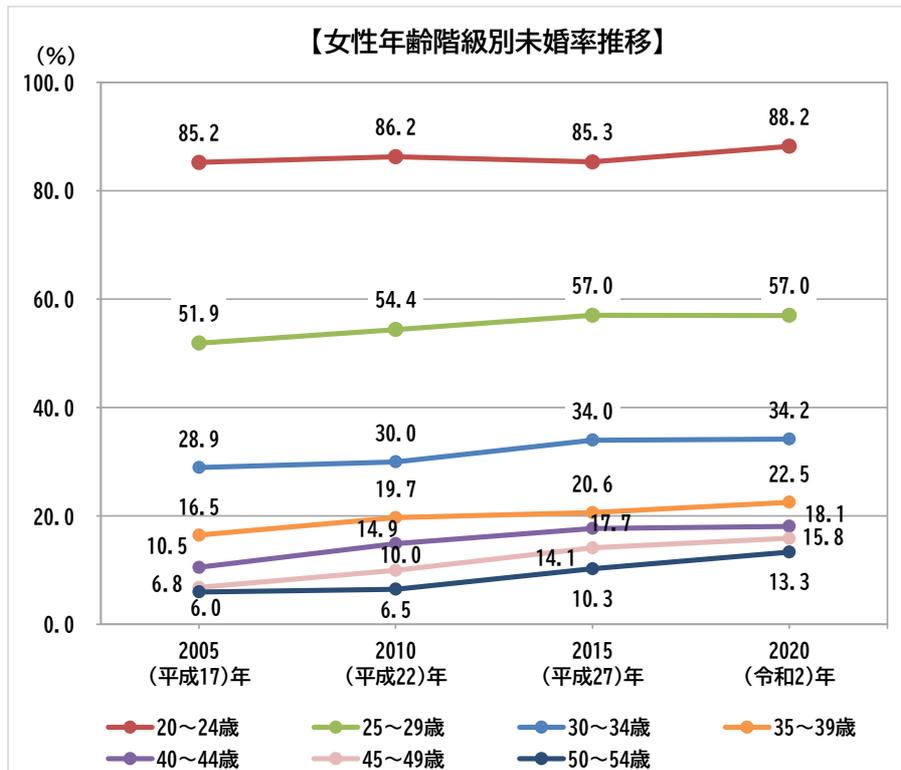
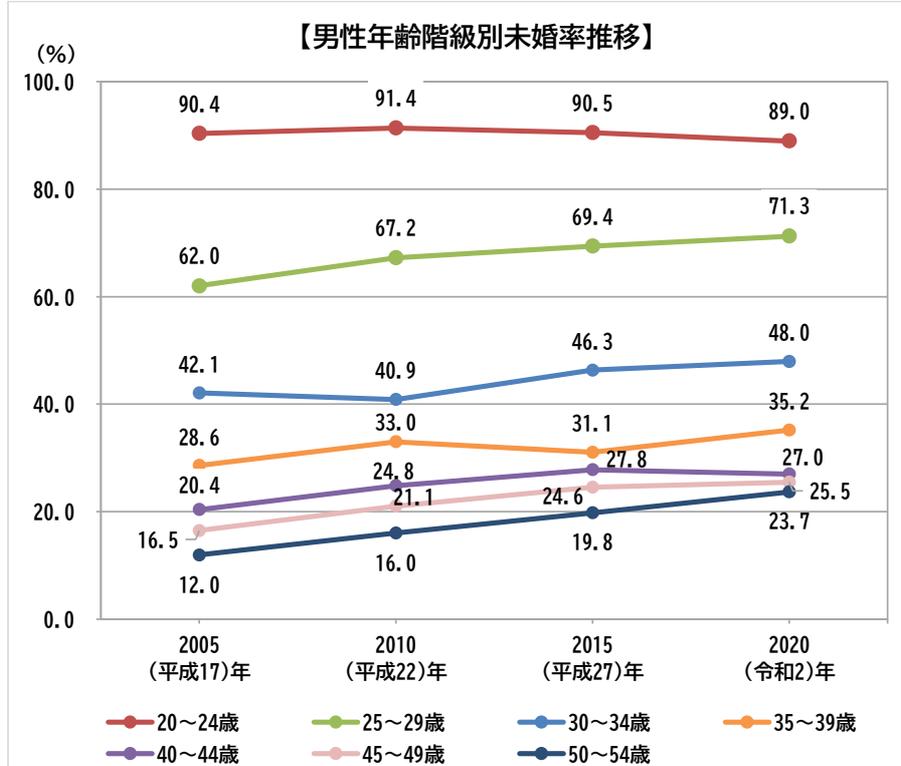
生涯未婚率は男女ともに増加傾向となっており、令和2（2020）年では男性が24.6%、女性が14.6%となっています。男性は全国より低く、県より高くなっていますが、女性では全国・県と比較して低くなっています。



出典：国勢調査

③未婚率の年齢階級別推移

未婚率を年齢階級別で見ると、男性では20～24歳以外は増加傾向、女性ではすべての年齢で未婚率の増加傾向が見られます。

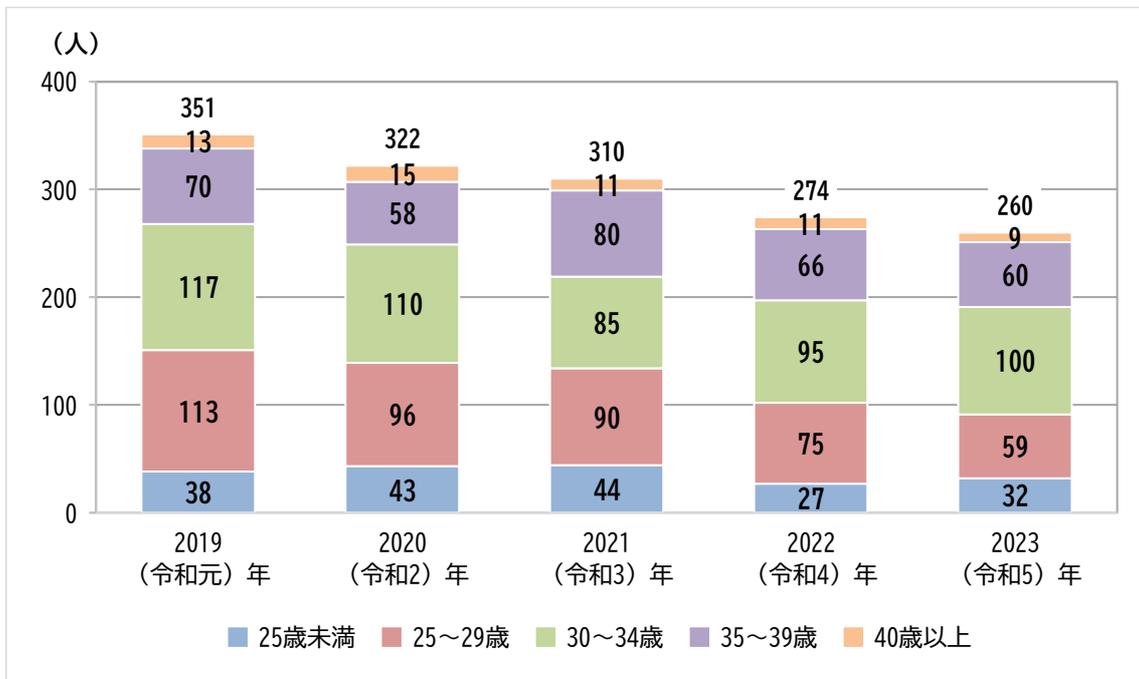


出典：国勢調査

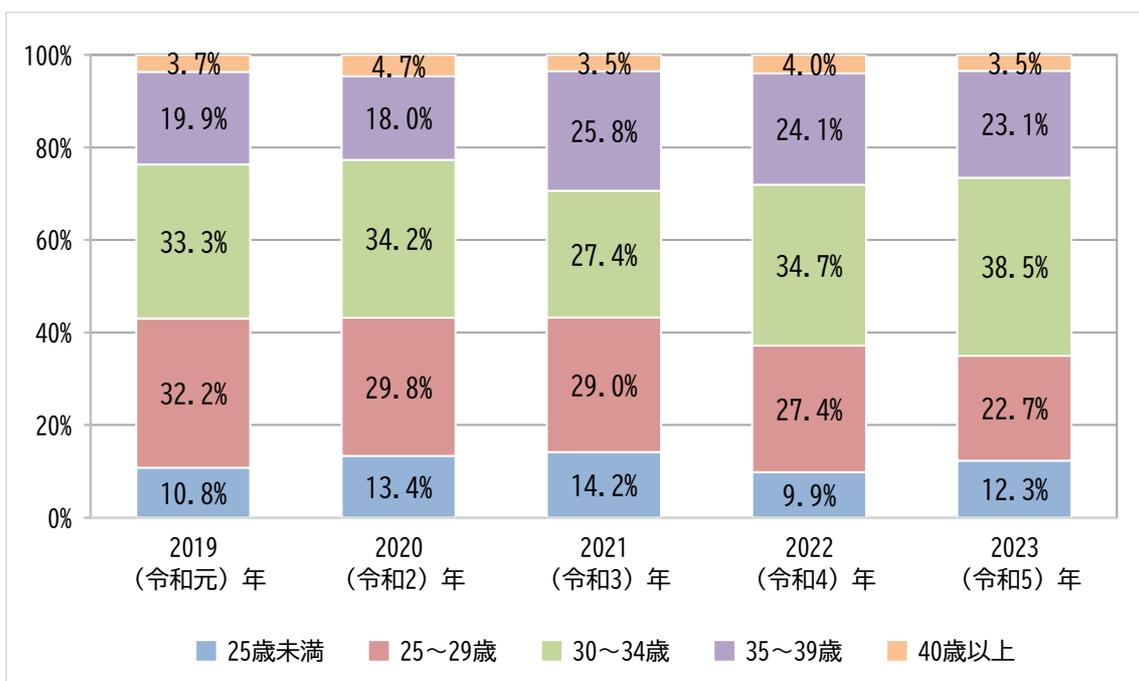
④母親年齢別出生数の推移

母親の年齢別出生割合を見ると、30～34歳の割合が増加傾向となっています。

■実数



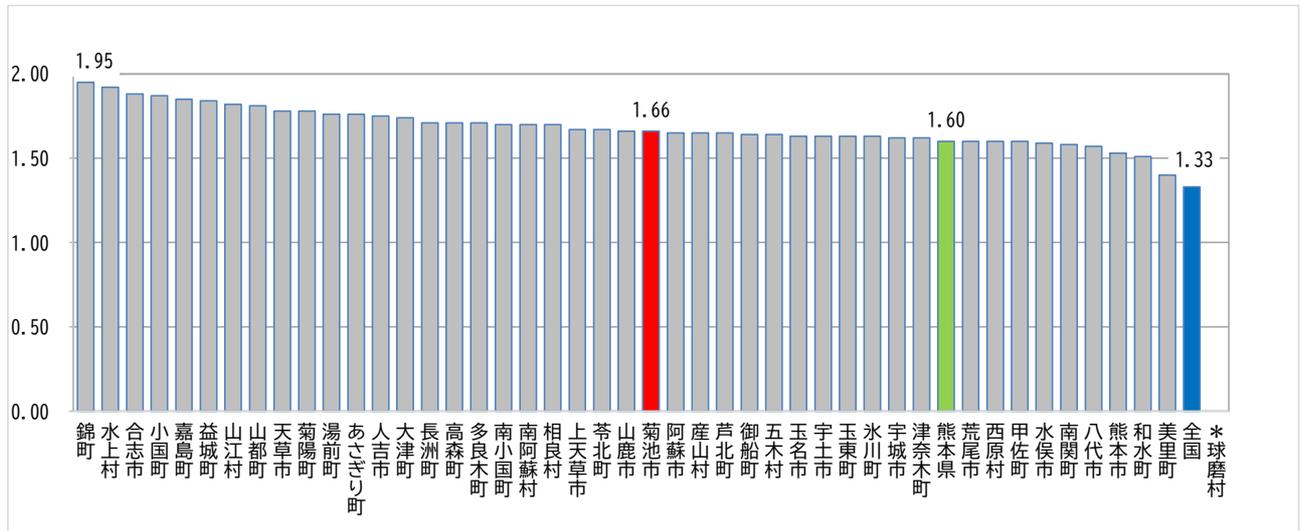
■割合



出典：熊本県人口動態調査

⑤合計特殊出生率*1の状況

ベイズ推定による平成30(2018)年～令和4(2022)年の合計特殊出生率では1.66と、全国・県より高くなっており、県内ではほぼ真ん中となっています。



出典：厚生労働省 平成30(2018)年～令和4(2022)年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況(ベイズ推定)
(球磨村はデータなし)

注) 合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としています。

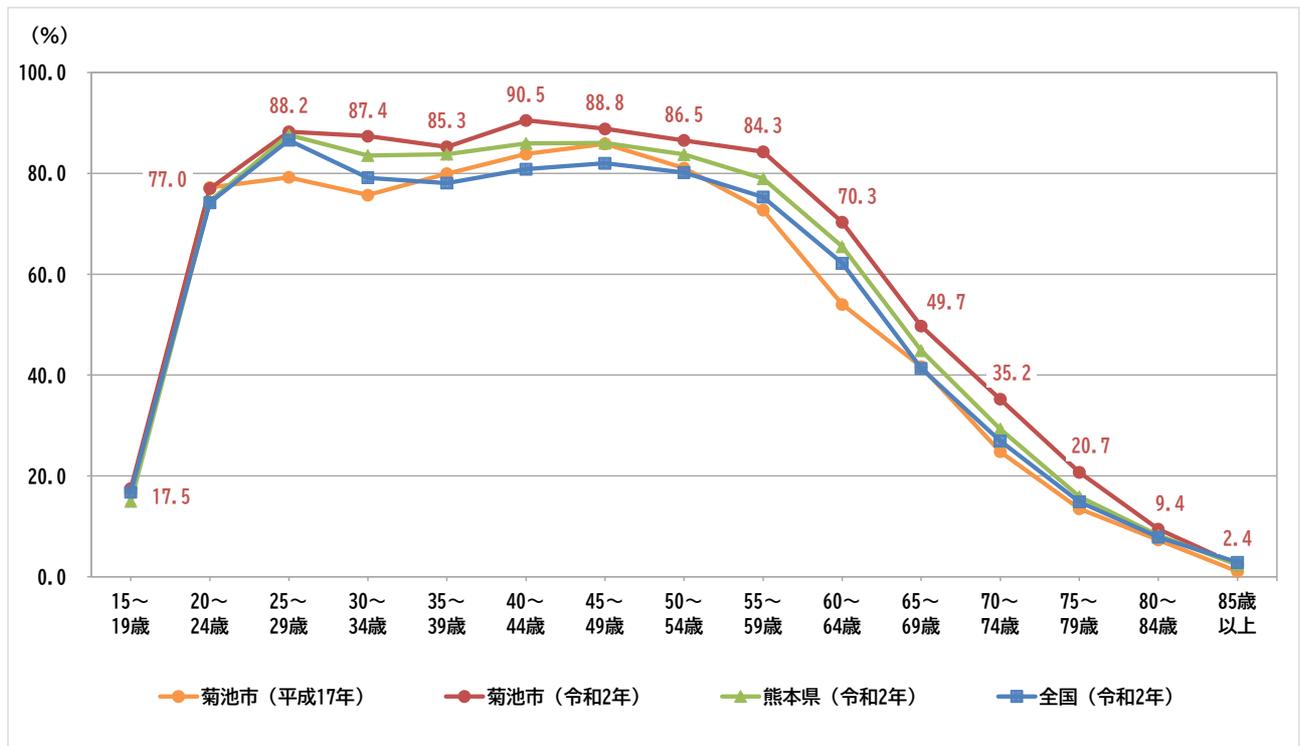
注) ベイズ推定：小地域に特有のデータの不安定性を緩和するために、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生、死亡数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定する手法。

*1：合計特殊出生率とは、一人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す指標。合計特殊出生率が2.07以上であれば人口は増加傾向、2.07未満であれば減少するといわれている。(2.07は、現在の日本の人口置換水準の数字。人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。)

(4) 就労の状況

①女性の労働力率

令和2(2020)年の女性の労働力率の状況を見ると、15年前と比較して全ての年齢層において労働力率が高くなっています。また、本市の女性の労働力率は全国・県と比較しても高くなっています。



出典：国勢調査

注) 労働力率：15歳以上の人口のうち、働いている人と完全失業者の人数を15歳以上の人口で割った値。経済活動への参加度合いを測るもの。

2 各種調査結果から見る子ども・若者の状況

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

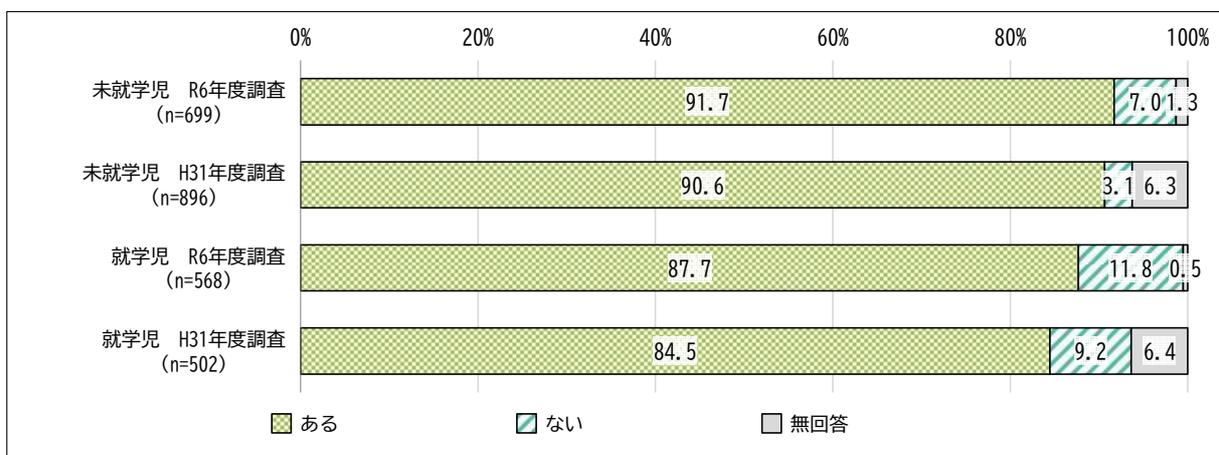
調査時期	令和6（2024）年8月
調査対象者	菊池市在住の 未就学児・就学児の保護者
調査方法	郵送による配布・回収及び インターネット調査

	配布数	有効回収数	有効回答率
未就学児の保護者	1,459 件	699 件	47.9%
就学児の保護者	1,130 件	568 件	50.3%

■調査結果の内容（抜粋）

◇お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がありますか。

○未就学児・就学児ともに「ある」（未：91.7%、就：87.7%）、「ない」（未：7.0%、就：11.8%）となっており、「ある」が「ない」を大きく上回っています。

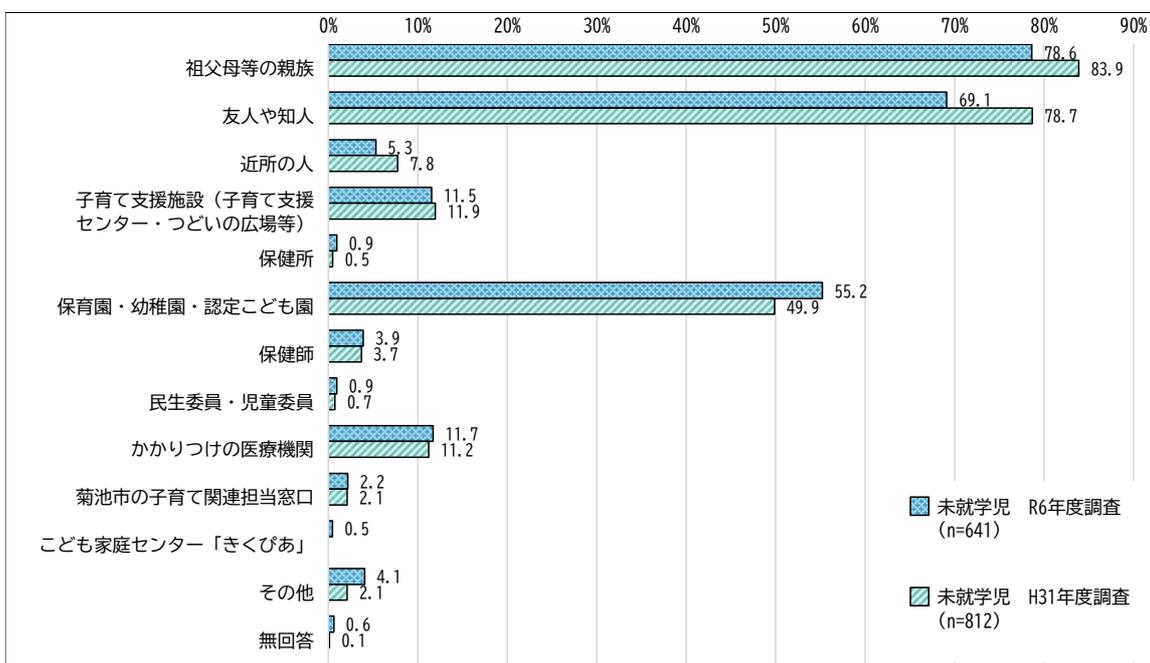


前問で「1. ある」を回答した方のみ

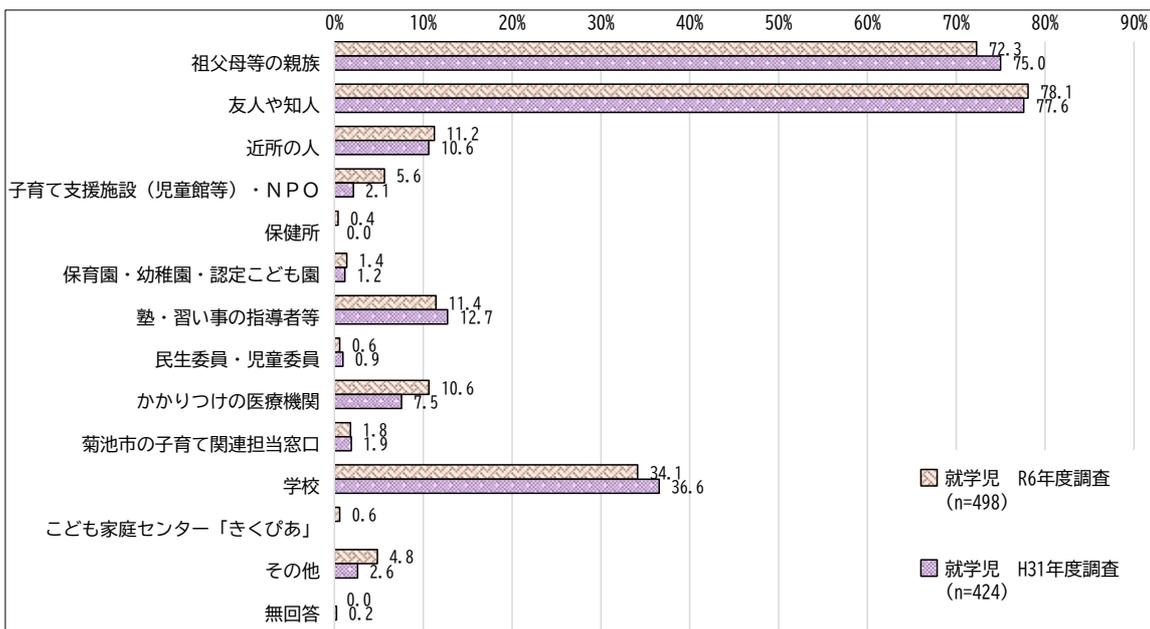
◇相談できる先は誰（どこ）ですか。

- 未就学児では「祖父母等の親族」が78.6%と最も高く、次いで「友人や知人」69.1%、「保育園・幼稚園・認定こども園」55.2%となっています。
- 就学児では「友人や知人」が78.1%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」72.3%、「学校」34.1%となっています。
- 前回調査との比較をみると、未就学児では「友人や知人」が10ポイント近く低くなっています。

【未就学児】



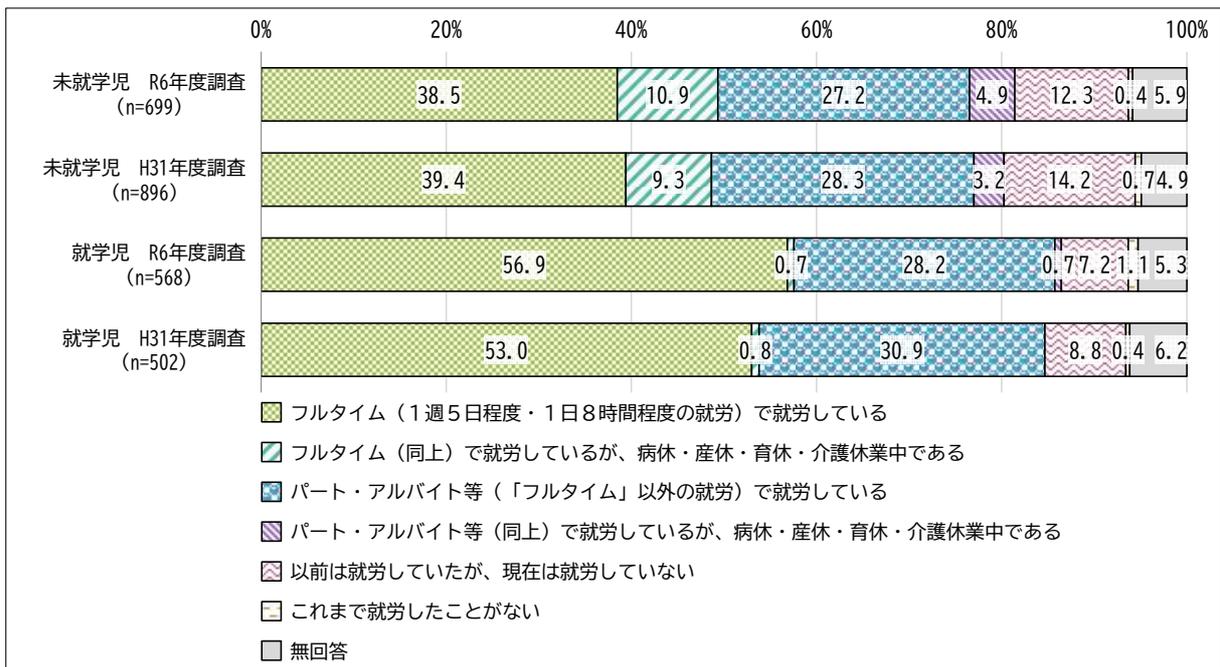
【就学児】



◇お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

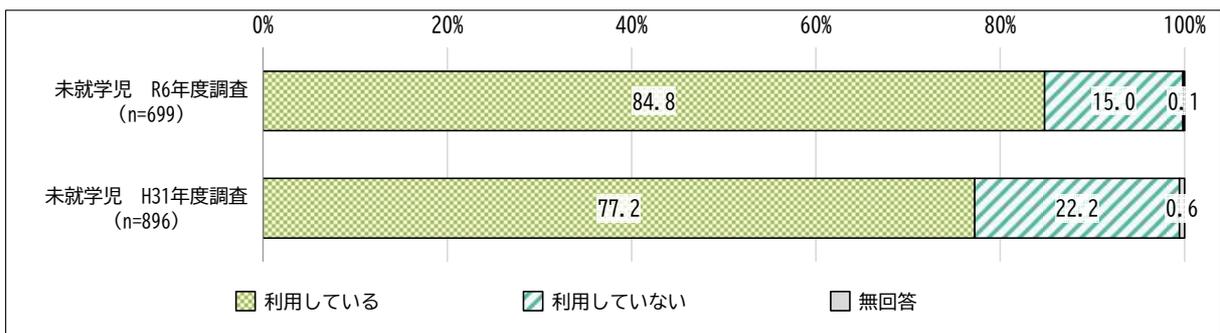
《母親》

○未就学児・就学児ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」（未：38.5%、就：56.9%）が最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している」（未：27.2%、就：28.2%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（未：12.3%、就：7.2%）となっており、就学児の母親の5割は「フルタイム」で就労していると回答しています。



◇お子さんは現在、幼稚園や保育所などを利用されていますか。

○「利用している」が84.8%、「利用していない」が15.0%となっており、8割が現在幼稚園や保育園などを「利用している」と回答しています。

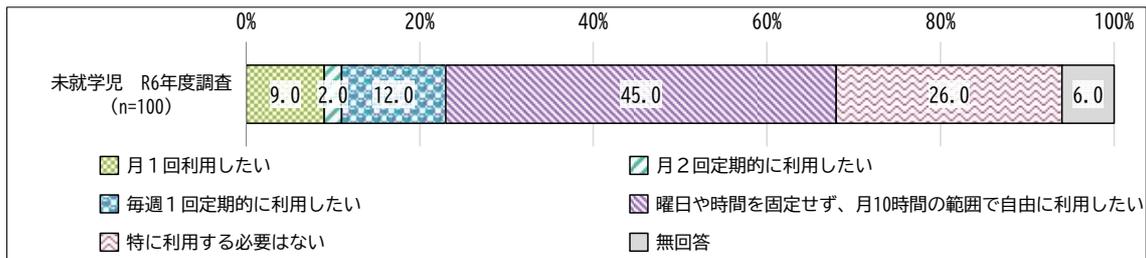


前問で「2. 利用していない」と回答した方で、お子さんが0～2歳の方のみ

◇国が検討している「こども誰でも通園制度（仮称）」が創設された場合、仮に月10時間まで定期的に利用が可能だとしたら、利用したいと思いますか。

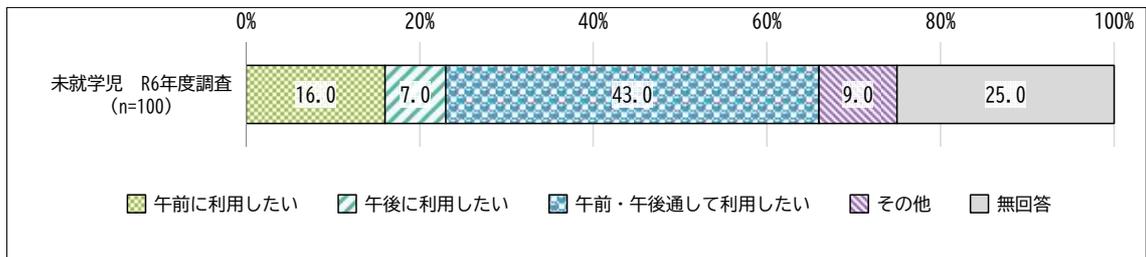
(1) 利用希望

○「曜日や時間を固定せず、月10時間の範囲で自由に利用したい」が45.0%と最も高く、次いで「特に利用する必要はない」26.0%、「毎週1回定期的に利用したい」12.0%となっています。



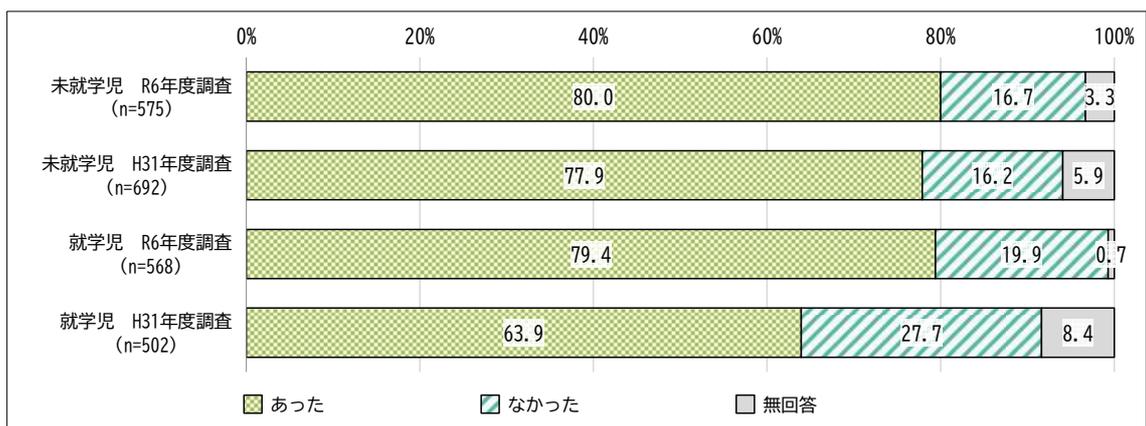
(2) 利用したい時間帯

○「午前・午後通して利用したい」が43.0%と最も高く、次いで「午前に利用したい」16.0%、「その他」9.0%となっています。



◇この1年間に、お子さんが病気やケガで保育所等や学校が利用できなかったこと（欠席）はありますか。

○未就学児・就学児ともに「あった」（未：80.0%、就：79.4%）、「ない」（未：16.7%、就：19.9%）となっており、8割前後が病気やケガで保育所等や学校が利用できなかったことが「あった」と回答しています。

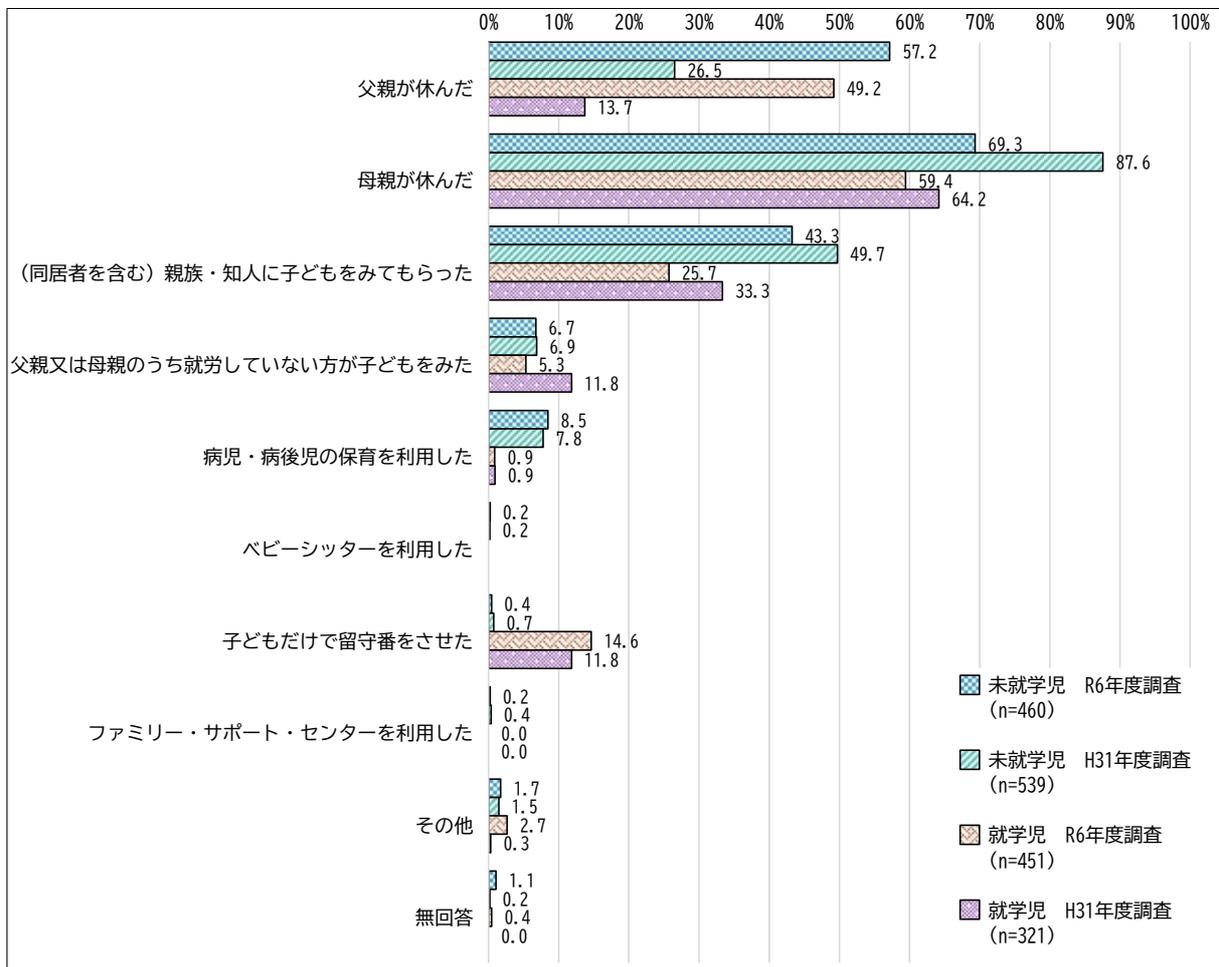


(前問で「1. あった」と回答した方のみ)

◇お子さんが病気やケガで保育所等や学校が利用できなかったこと(欠席)があった場合、この1年間に行った対処方法はどれですか。

- 未就学児・就学児ともに「母親が休んだ」(未: 69.3%、就: 59.4%) が最も高く、次いで「父親が休んだ」(未: 57.2%、就: 49.2%)、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」(未: 43.3%、就: 25.7%) となっています。
- 前回調査との比較をみると、未就学児では「母親が休んだ」が 18.3 ポイント低くなっており、未就学児・就学児ともに「父親が休んだ」が 30 ポイント以上高くなっています。

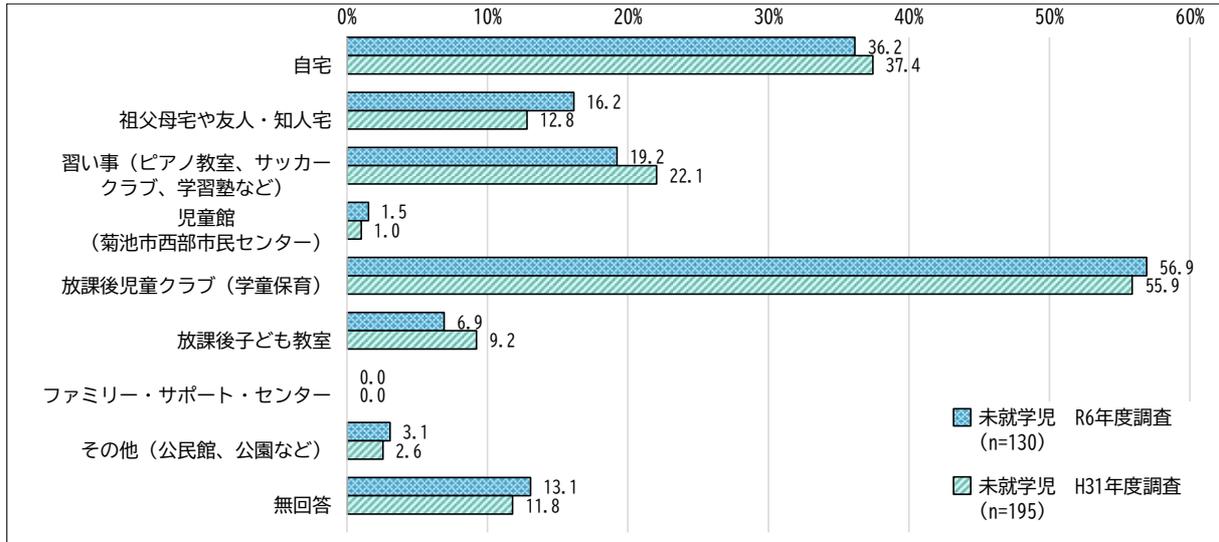
【1年間の対処方法】



(お子さんが5歳以上の方のみ)

◇お子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

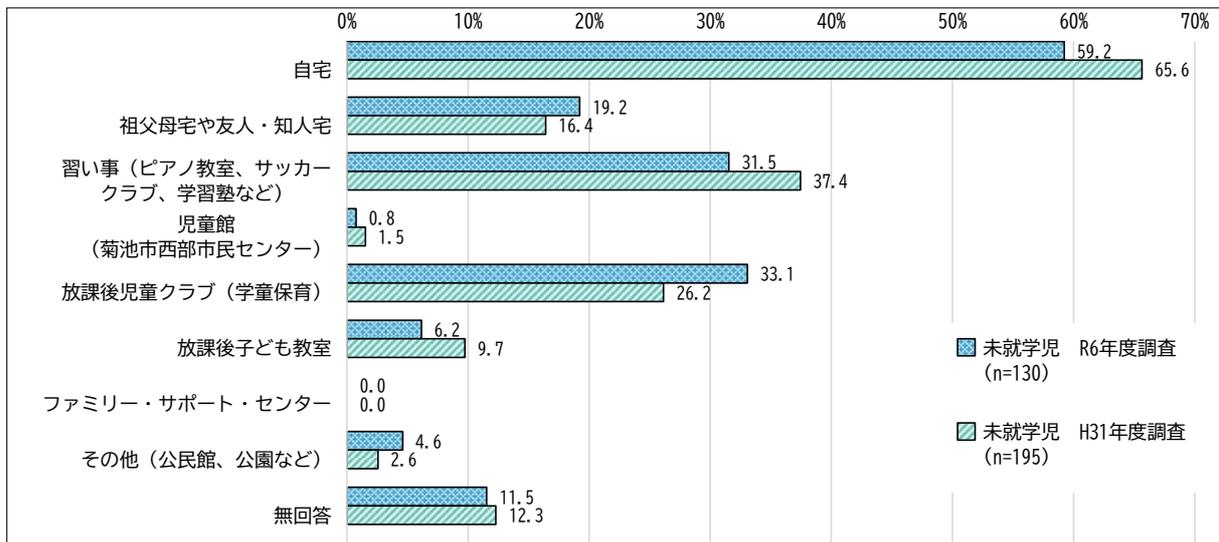
○小学校低学年（1～3年生）では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が56.9%と最も高く、次いで「自宅」36.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」19.2%となっています。



(お子さんが5歳以上の方のみ)

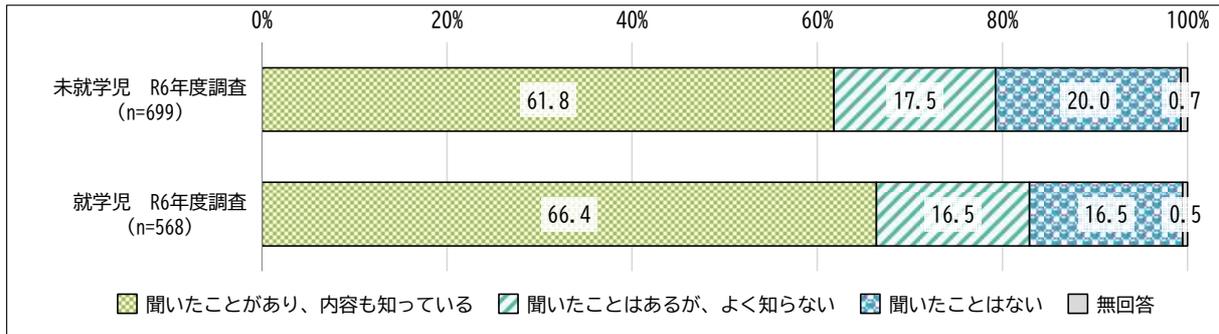
◇お子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

○小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が59.2%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」33.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」31.5%となっています。



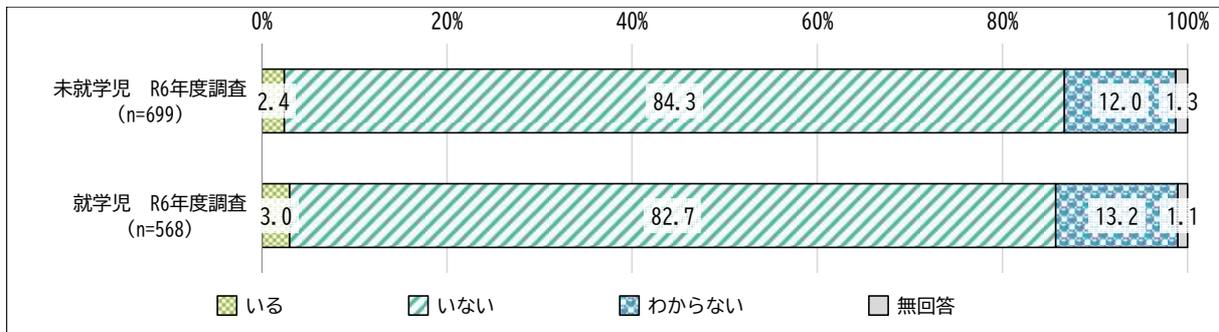
◇「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありましたか。

○未就学児・就学児ともに「聞いたことがあります、内容も知っている」(未:61.8%、就:66.4%)が最も高く、次いで、未就学児では「聞いたことはない」20.0%、就学児では「聞いたことはあるが、よく知らない」「聞いたことはない」が同率で16.5%となっており、内容まで含めたヤングケアラーの認知度は、未就学児・就学児ともに6割となっています。



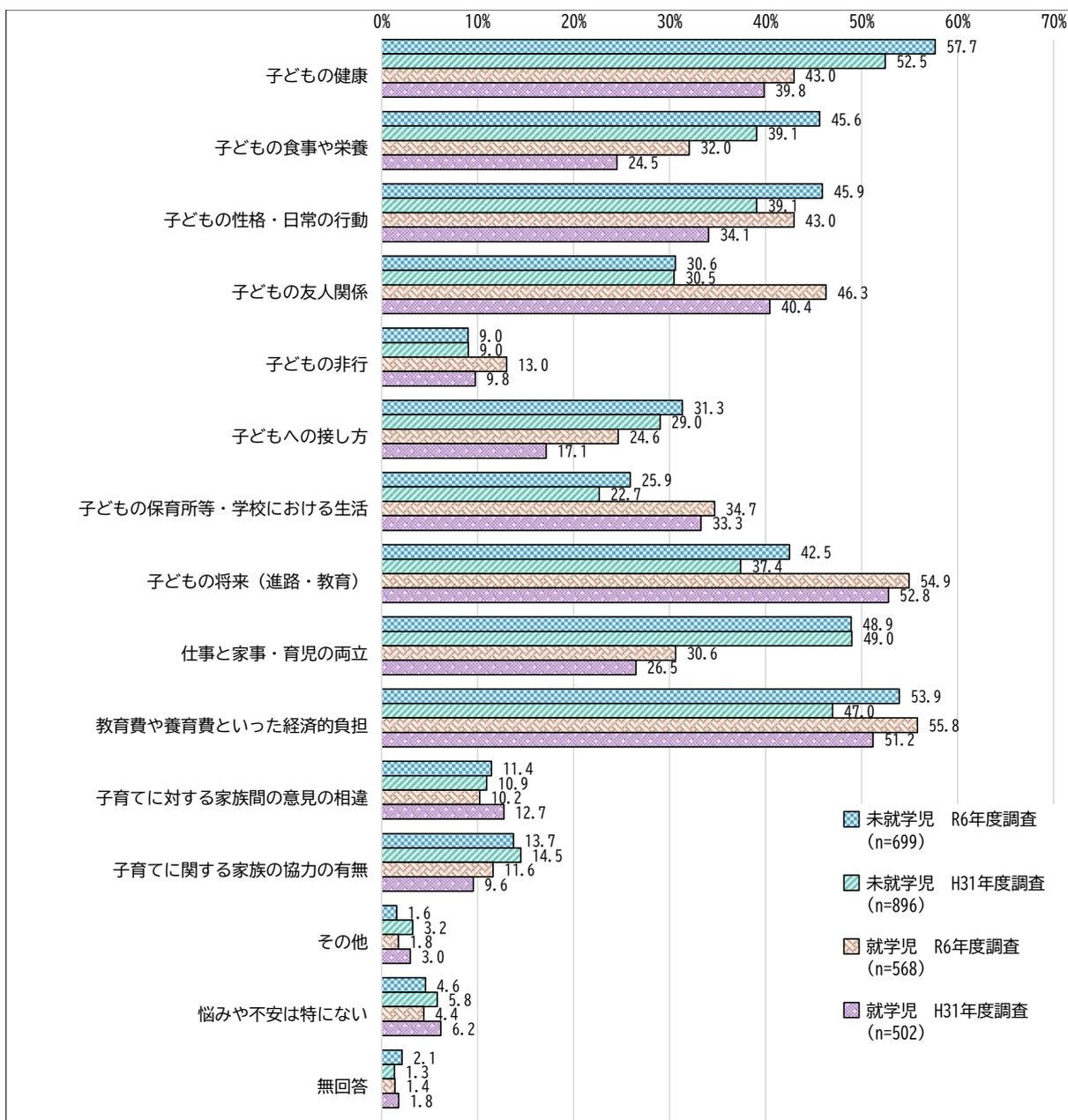
◇あなたの世帯には「ヤングケアラー」にあてはまる子どもがいますか。

○未就学児・就学児ともに「いない」(未:84.3%、就:82.7%)が最も高く、次いで「わからない」(未:12.0%、就:13.2%)となっており、未就学児・就学児ともに8割はヤングケアラーにあてはまる子どもは「いない」と回答しています。



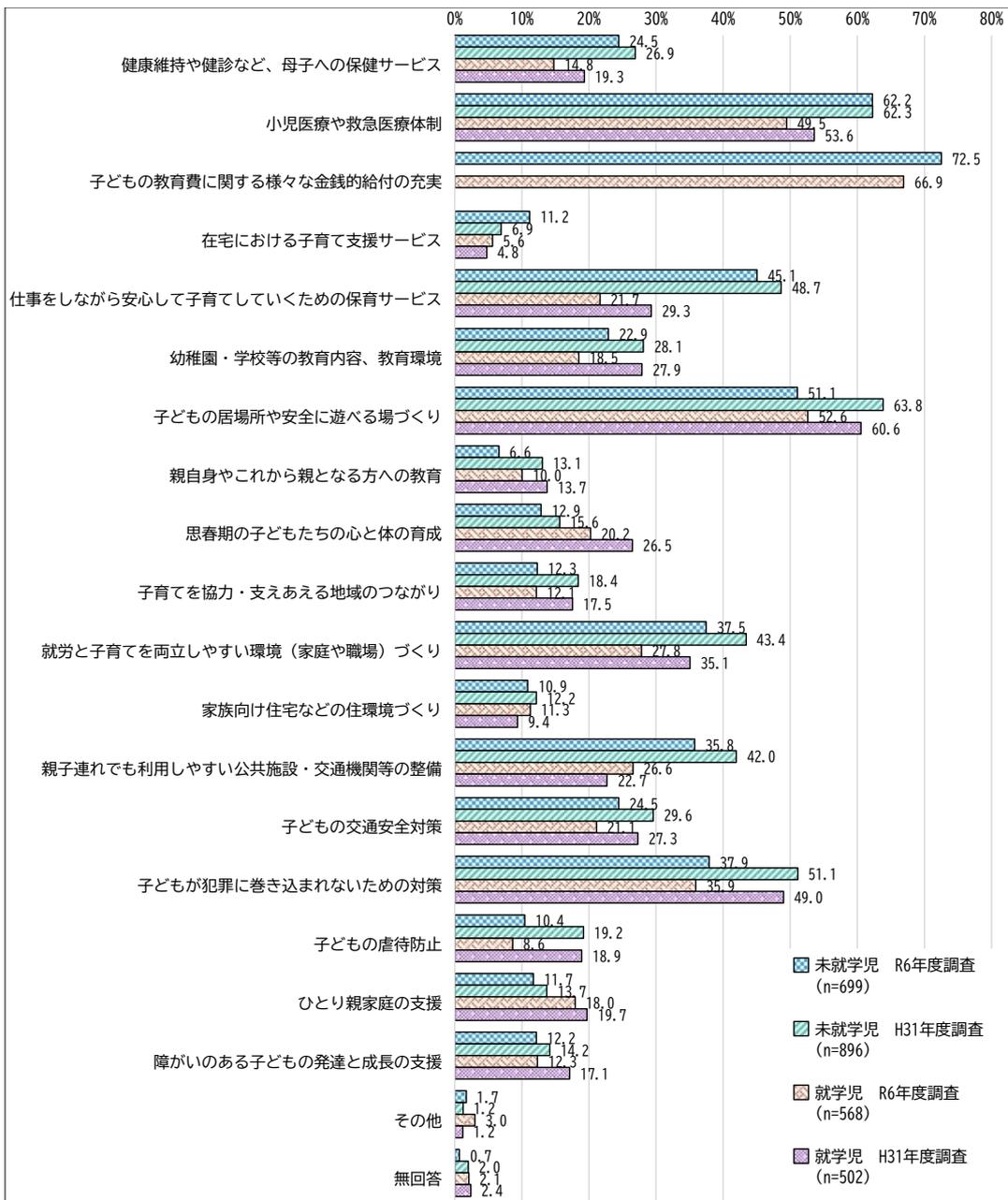
◇子育てをする上で、どのような悩みや不安がありますか。

- 未就学児では「子どもの健康」が57.7%と最も高く、次いで「教育費や養育費といった経済的負担」53.9%、「仕事と家事・育児の両立」48.9%となっており、「子どもの食事や栄養」「子どもの性格・日常の行動」「子どもの将来（進路・教育）」も4割を超えています。
- 就学児では「教育費や養育費といった経済的負担」が55.8%と最も高く、次いで「子どもの将来（進路・教育）」54.9%、「子どもの友人関係」46.3%となっており、「子どもの健康」「子どもの性格・日常の行動」も4割を超えています。



◇安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つために、充実してほしいと思うことは何ですか。(5つまで)

- 未就学児・就学児ともに、「子どもの教育費に関する様々な金銭的給付の充実」(未:72.5%、就:66.9%)が最も高く、次いで、未就学児では「小児医療や救急医療体制」62.2%、就学児では「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」52.6%となっています。また、未就学児では「仕事をしながら安心して子育てしていくための保育サービス」「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」、就学児では「小児医療や救急医療体制」も4割を超えています。
- 前回調査との比較をみると、未就学児・就学児ともに「子どもが犯罪に巻き込まれないための対策」、未就学児では「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」、就学児では「子どもの虐待防止」が10ポイント以上低くなっています。



(2) 子どもの生活実態に関するアンケート調査

調査時期	令和6（2024）年7月
調査対象者	菊池市在住の小学5年生・中学2年生及びその保護者
調査方法	郵送による配布・回収 インターネット調査

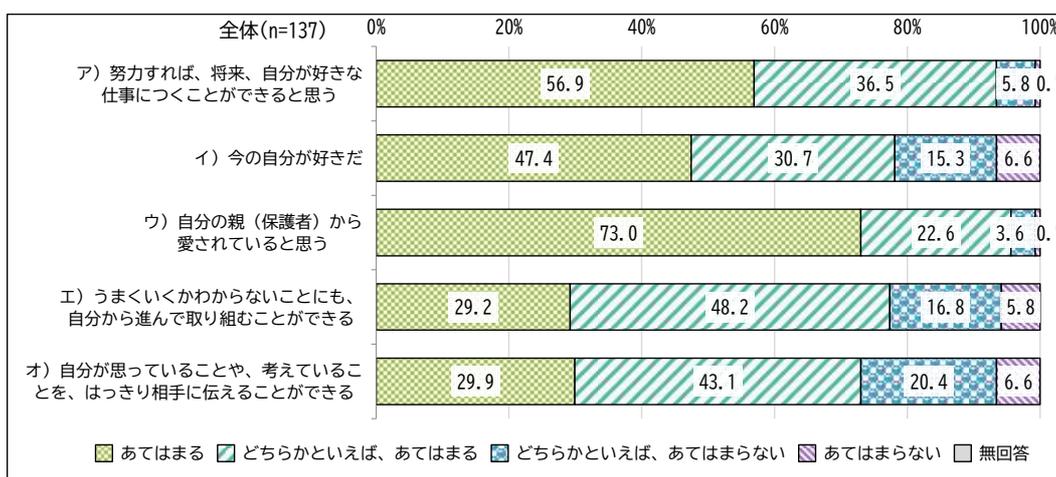
	配布数	有効回収数	有効回答率
小学5年生	491件	137件	27.9%
中学2年生	467件	225件	48.2%
小学5年生・ 中学2年生の保護者	958件	282件	29.4%

■小学5年生、中学2年生における調査結果の内容（抜粋）

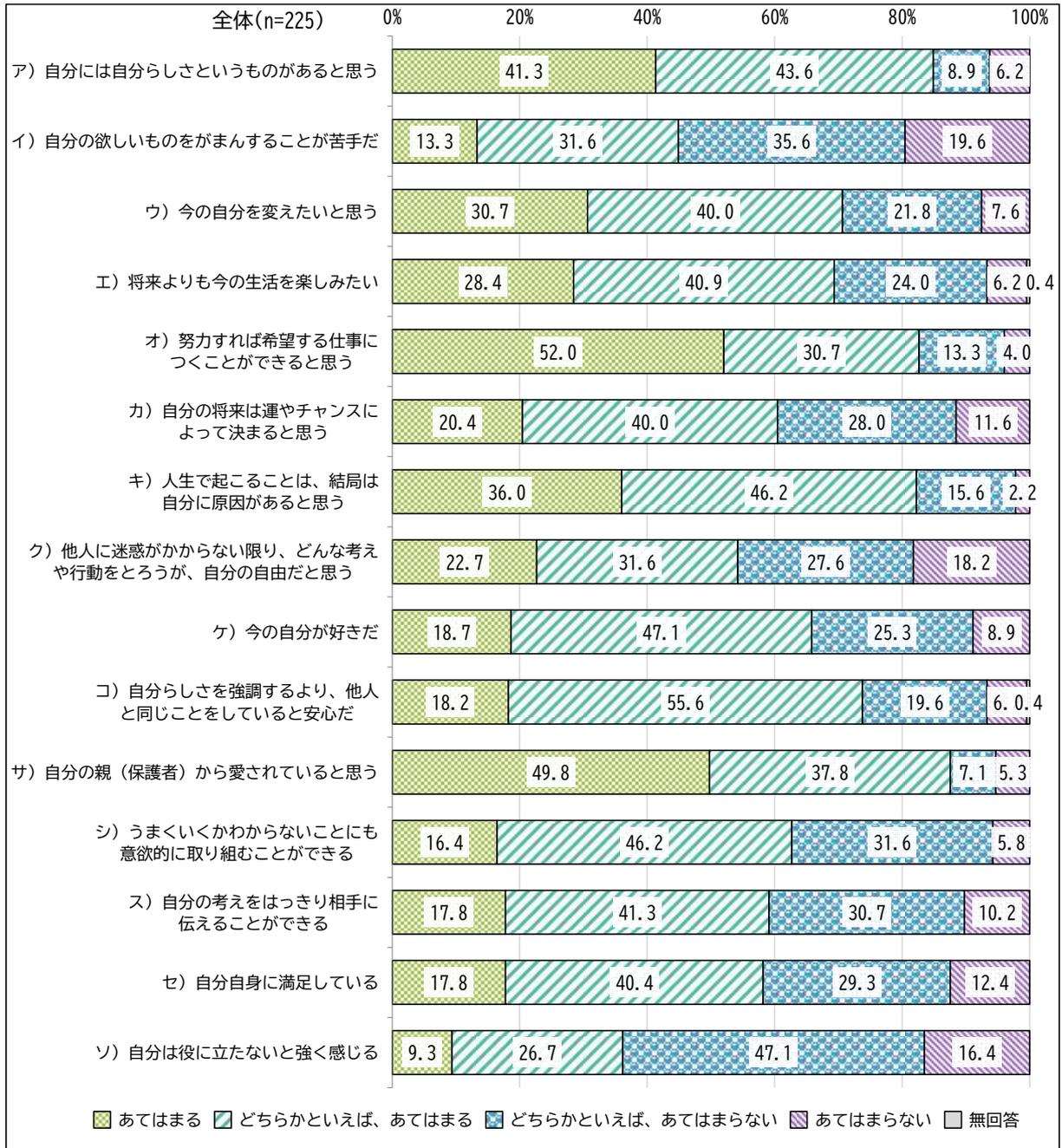
◇あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。

- 小学5年生では、どの項目も「あてはまる：あてはまる＋どちらかといえば、あてはまる」が7割を超えており、特に「努力すれば、将来、自分が好きな仕事につくことができると思う」「自分の親（保護者）から愛されていると思う」が9割を超えています。
- 中学2年生では「自分には自分らしさというものがあると思う」「努力すれば希望する仕事につくことができると思う」「人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」「自分の親（保護者）から愛されていると思う」の『あてはまる』の割合が8割を超えています。

【小学5年生】

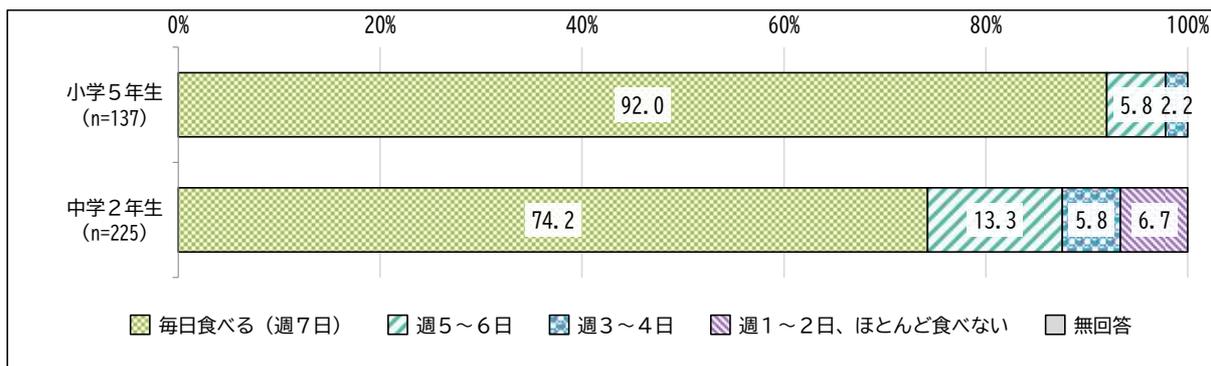


【中学2年生】



◇あなたは、朝食を週に何日食べていますか。

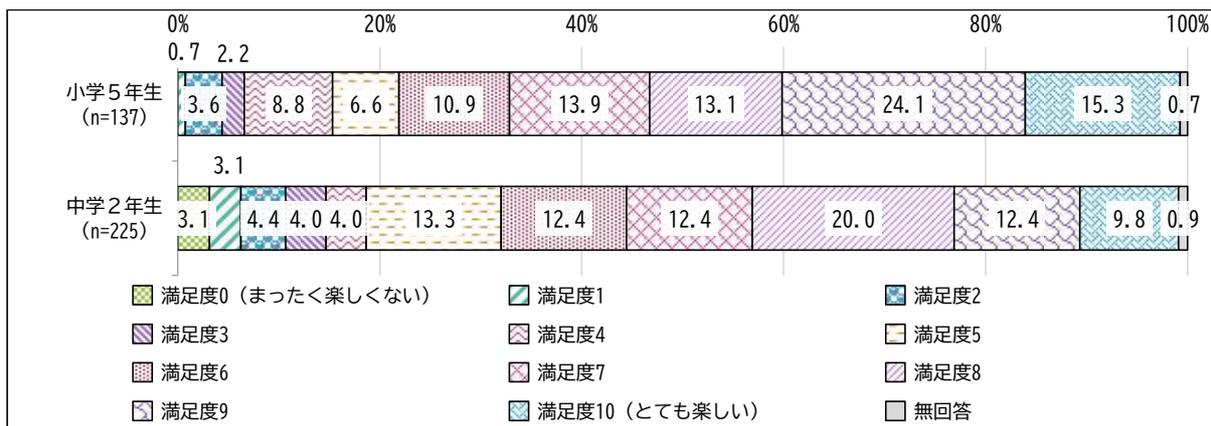
○「毎日食べる（週7日）」（小5：92.0%、中2：74.2%）が最も高く、次いで「週5～6日」（小5：5.8%、中2：13.3%）となっており、小学5年生では9割以上、中学2年生も7割以上が毎日朝食を食べると回答しています。



◇あなたは、学校生活がどのくらい楽しいですか。

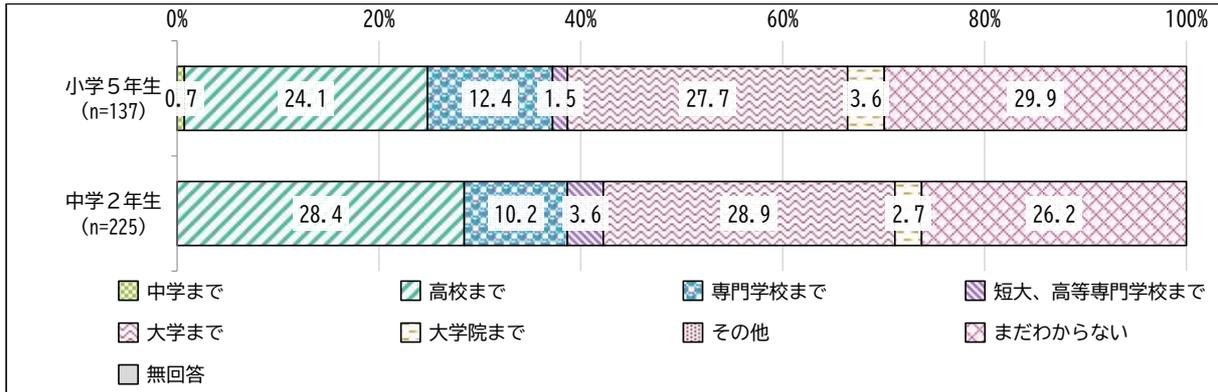
○小学5年生では「満足度9」が24.1%と最も高く、次いで「満足度10」15.3%、「満足度7」13.9%となっています。

○中学2年生では「満足度8」が20.0%と最も高く、次いで「満足度5」13.3%、「満足度6」「満足度7」「満足度9」12.4%となっています。



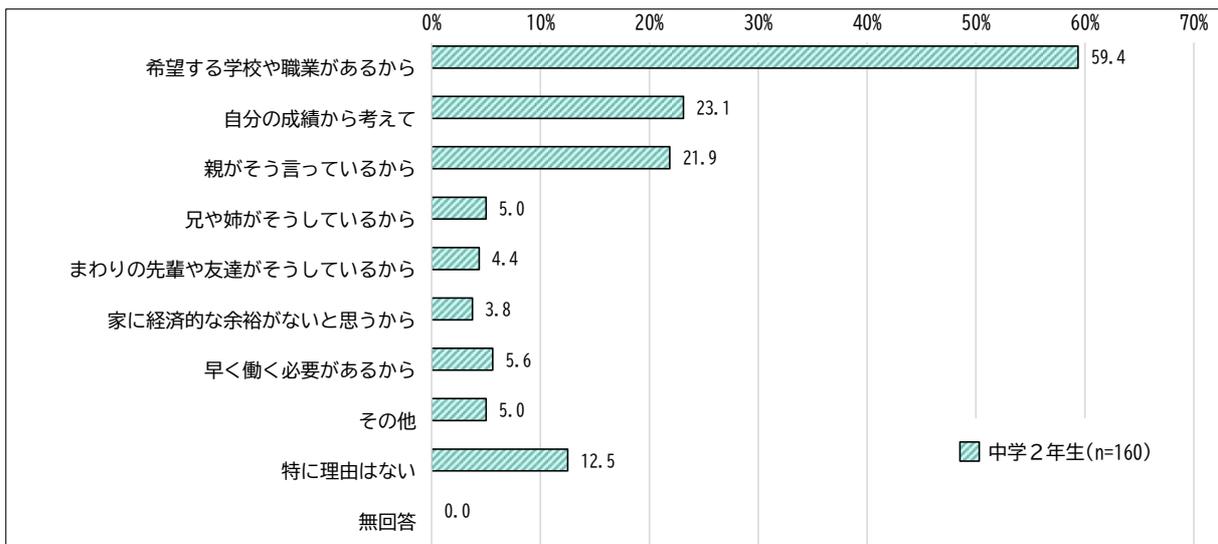
◇あなたは、将来、どの学校まで進学したいですか。

- 小学5年生では「まだわからない」が29.9%と最も高く、次いで「大学まで」27.7%、「高校まで」24.1%となっています。
- 中学2年生では「大学まで」が28.9%と最も高く、次いで「高校まで」28.4%、「まだわからない」26.2%となっています。



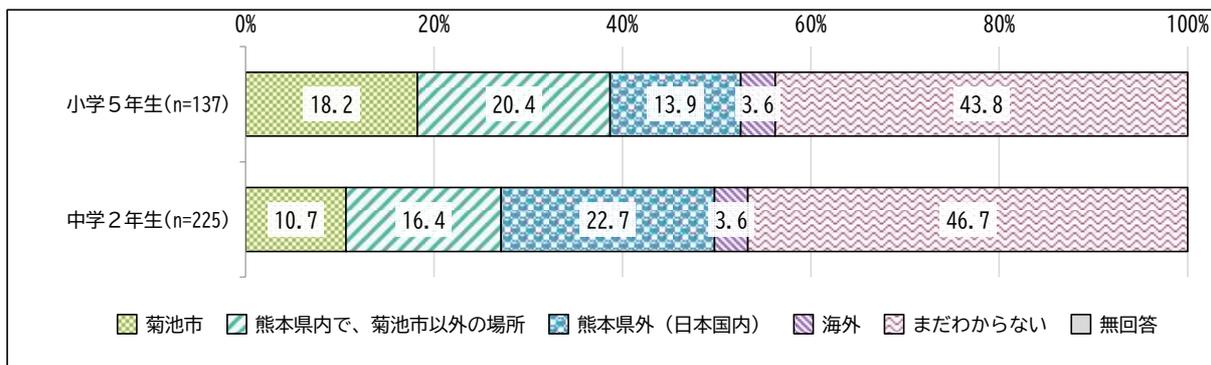
◇ 将来進学したい学校について、「中学校」「高校」「専門学校」「大学」と答えた場合、その理由を教えてください。

- 中学2年生では「希望する学校や職業があるから」が59.4%と最も高く、次いで「自分の成績から考えて」23.1%、「親がそう言っているから」21.9%となっています。



◇あなたは、将来どこで生活していきたいと思いますか。

○小学5年生・中学2年生ともに「まだわからない」（小：43.8%、中：46.7%）が最も高く、次いで、小学5年生では「熊本県内で、菊池市以外の場所」20.4%、中学2年生では「熊本県外（日本国内）」22.7%となっています。

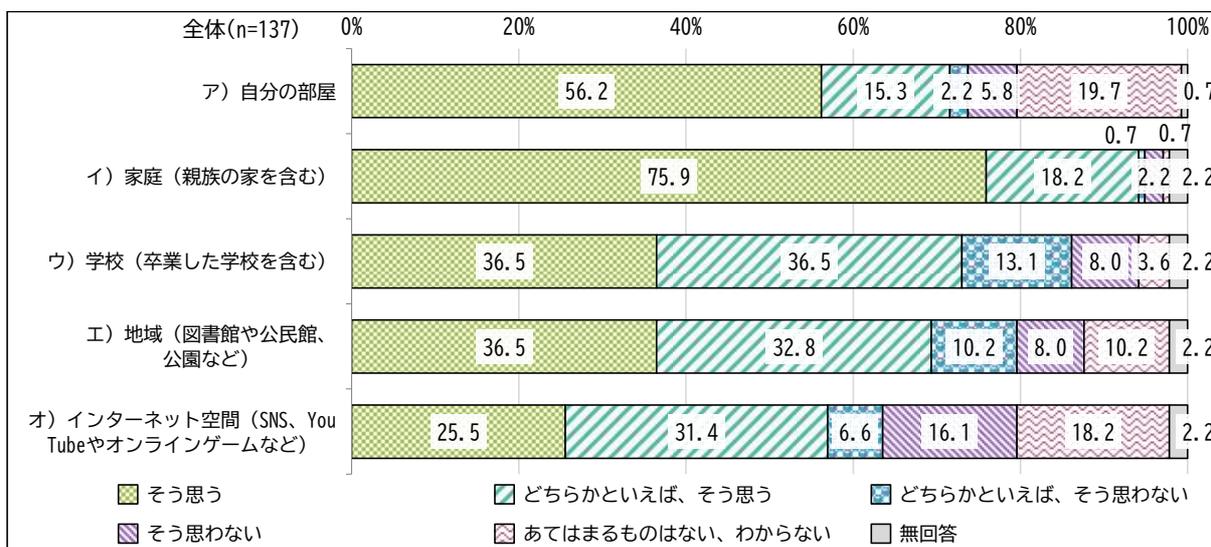


◇次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっていますか。

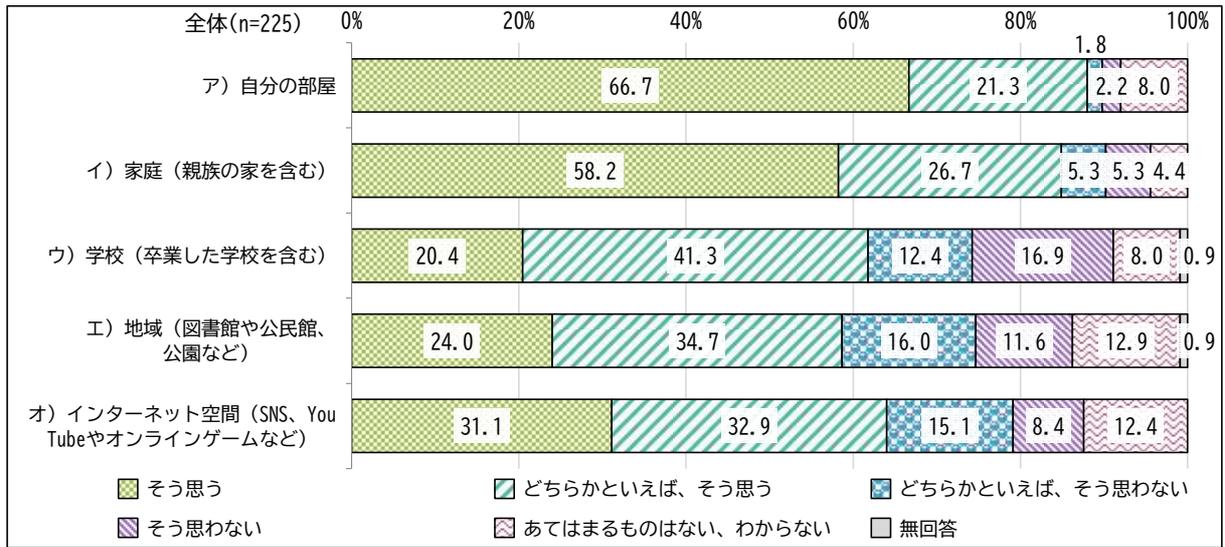
○小学5年生では、「そう思う：そう思う+どちらかといえば、そう思う」が「家庭（親族の家を含む）」では94.1%と最も高く、「自分の部屋」「学校（卒業した学校を含む）」が7割を超えています。

○中学2年生では、「自分の部屋」「家庭（親族の家を含む）」では『そう思う』が8割を超えています。

【小学5年生】



【中学2年生】

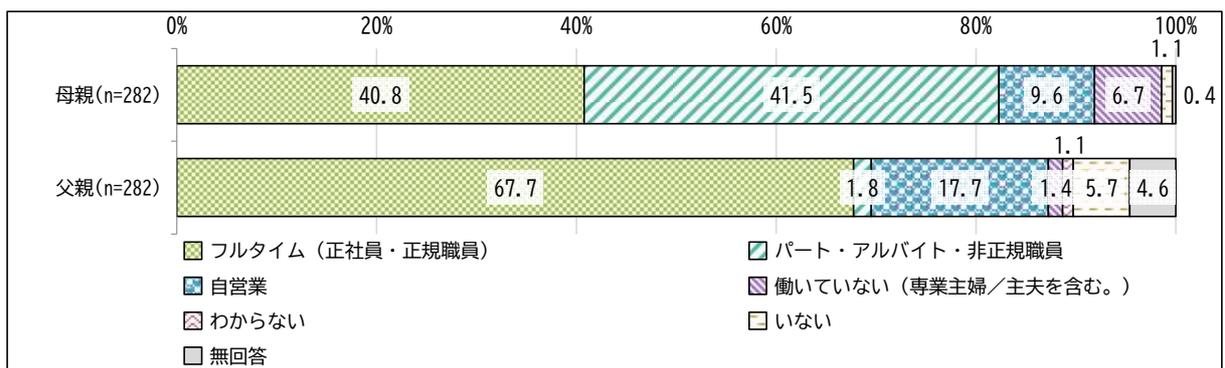


■保護者における調査結果の内容（抜粋）

◇お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。

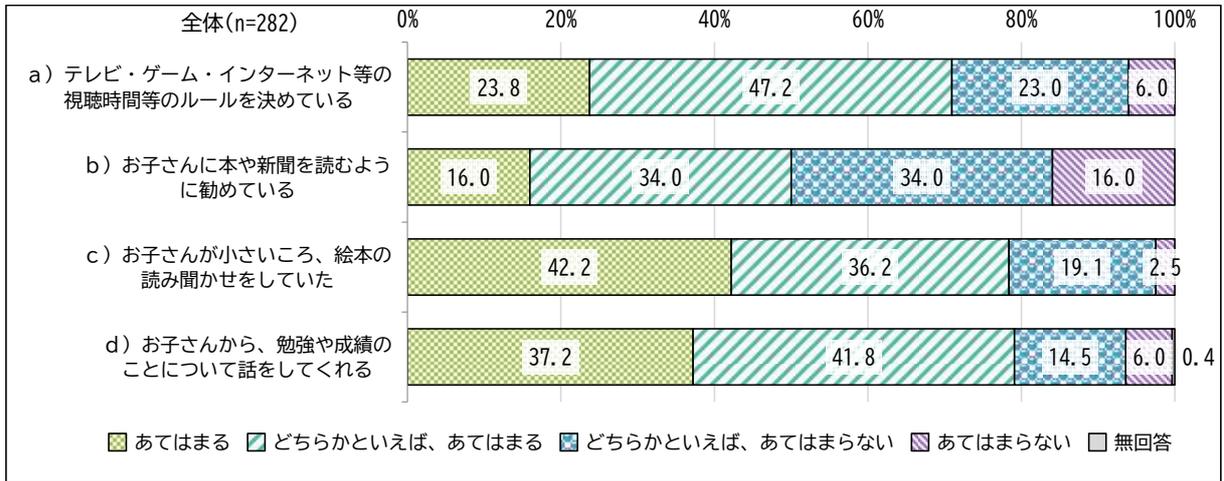
○母親では「パート・アルバイト・非正規職員」が41.5%と最も高く、次いで「フルタイム（正社員・正規職員）」40.8%となっています。

○父親では「フルタイム（正社員・正規職員）」が67.7%と最も高く、次いで「自営業」17.7%となっています。



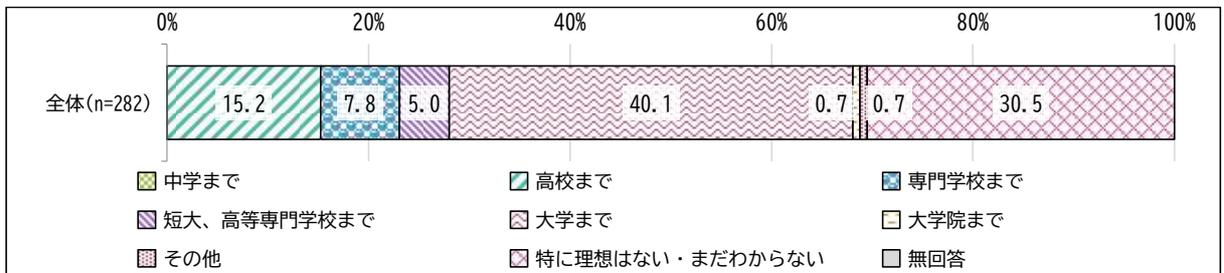
◇あなたとお子さんの関わり方について、次のようなことにどれくらい当てはまりますか。

○「お子さんに本や新聞を読むように勧めている」以外は「あてはまる：あてはまる＋どちらかといえば、あてはまる」が7割を超えています。



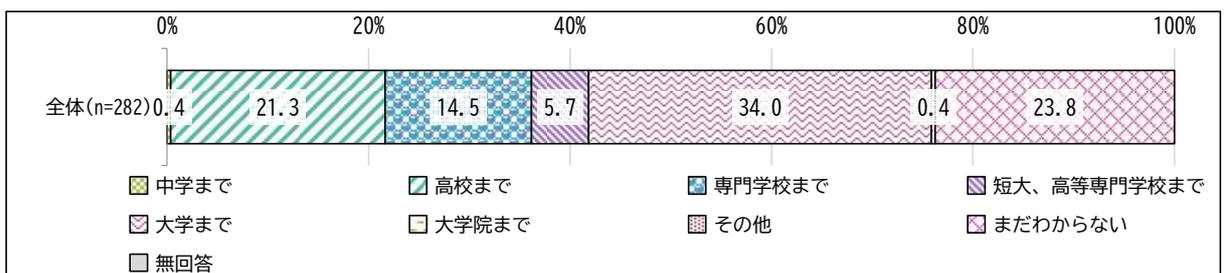
◇あなたは、お子さんに将来、どの学校に進学してほしいと思いますか。

○「大学まで」が40.1%と最も高く、次いで「特に理想はない・まだわからない」30.5%、「高校まで」15.2%となっています。



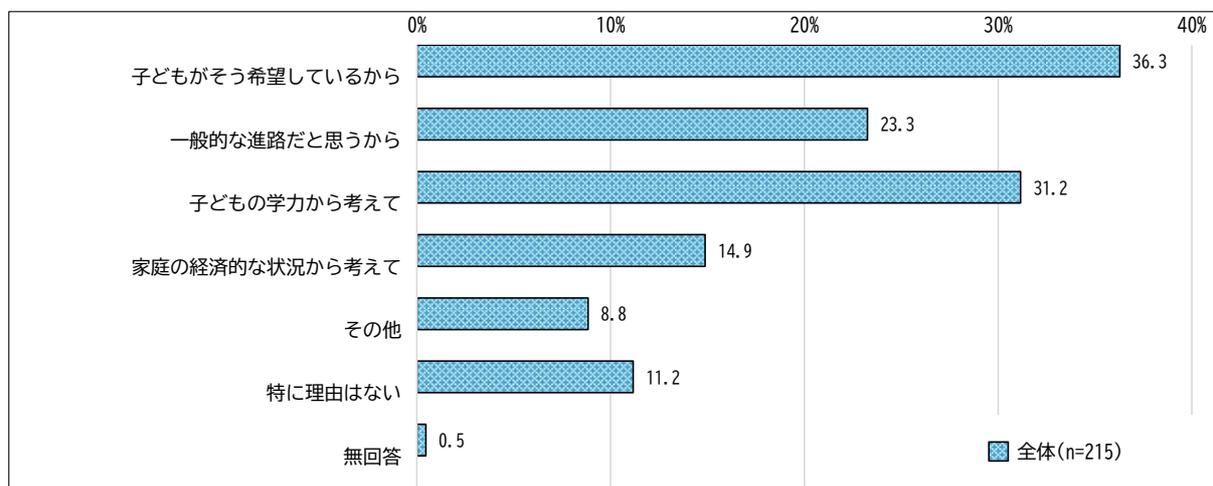
◇お子さんは将来、現実的に見てどの学校に進学すると思いますか。

○「大学まで」が34.0%と最も高く、次いで「まだわからない」23.8%、「高校まで」21.3%となっています。



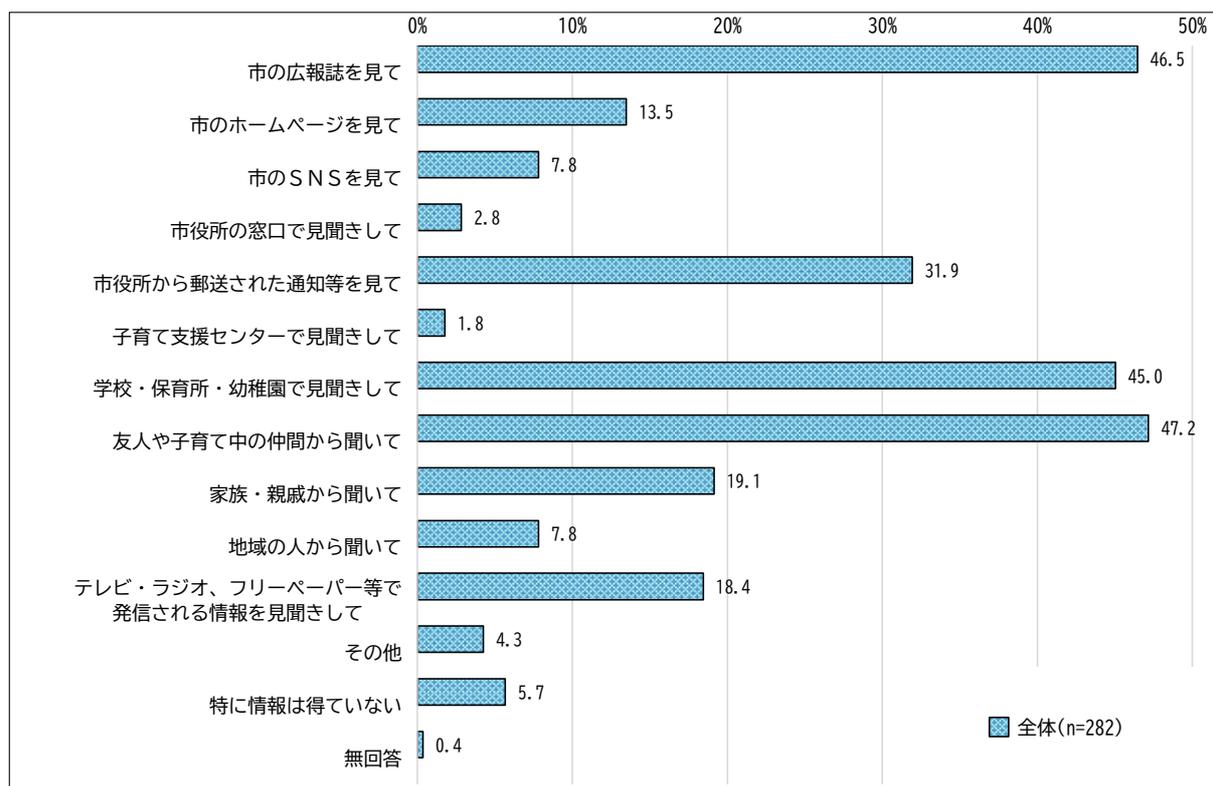
◇お子さんが将来、現実的に見てその学校に進学すると思う理由は何ですか。

○「子どもがそう希望しているから」が 36.3%と最も高く、次いで「子どもの学力から考えて」31.2%、「一般的な進路だと思っから」23.3%となっています。



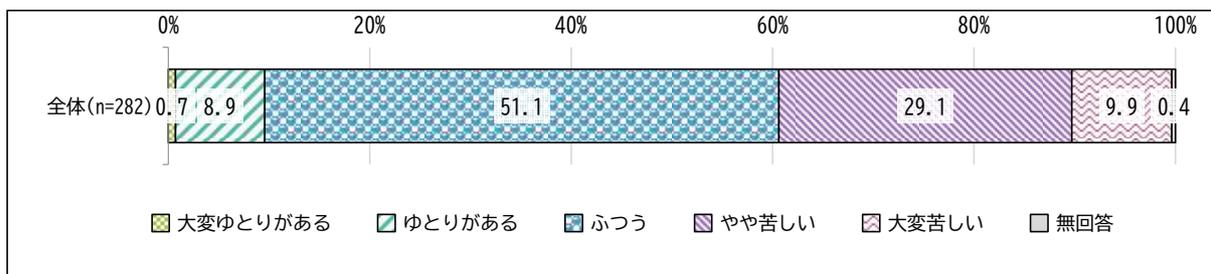
◇あなたは、子育て支援に関する情報をどのようにして入手することが多いですか。

○「友人や子育て中の仲間から聞いて」が 47.2%と最も高く、次いで「市の広報紙を見て」46.5%、「学校・保育所・幼稚園で見聞きして」45.0%となっています。また、「市役所から郵送された通知等を見て」も 31.9%と 3 割を超えています。



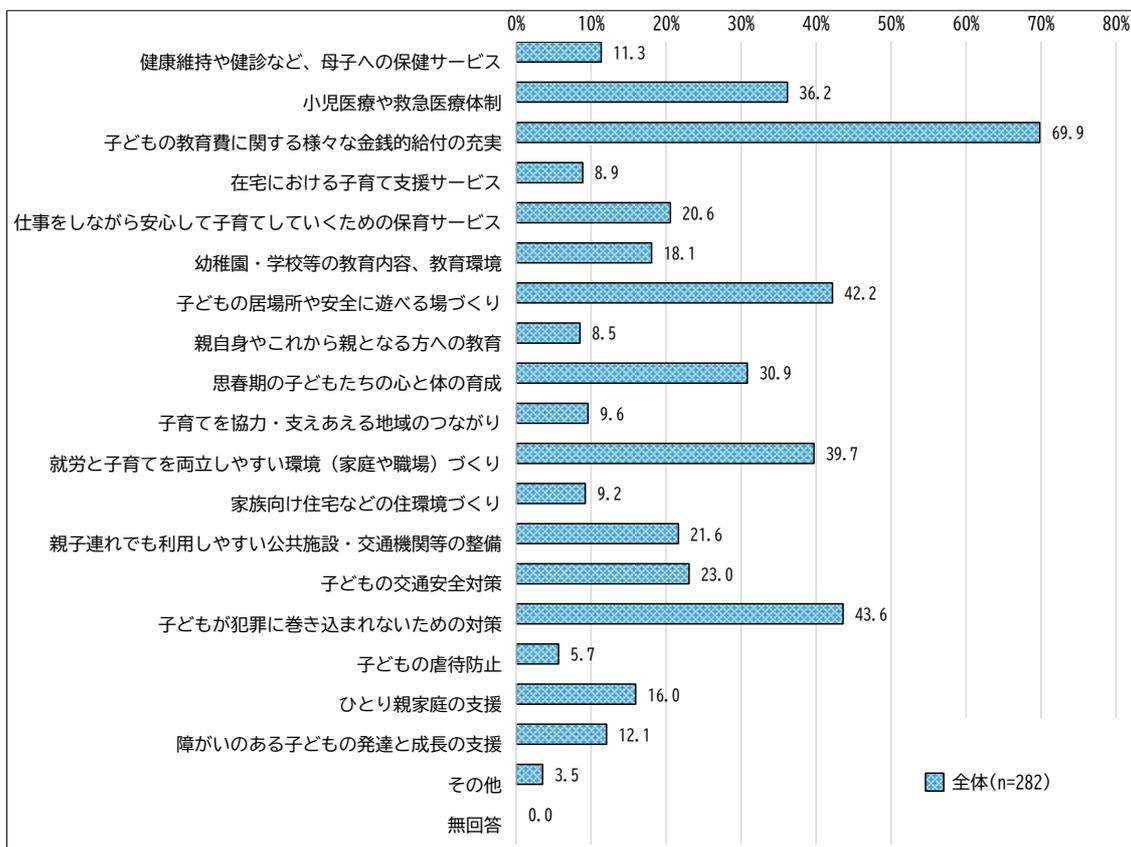
◇あなたは、現在の暮らしの経済的な状況をどのように感じていますか。

○「ふつう」が51.1%と最も高く、次いで「やや苦しい」29.1%、「大変苦しい」9.9%となっています。



◇安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つために、菊池市に充実してほしいと思うことは何ですか。(5つまで)

○「子どもの教育費に関する様々な金銭的給付の充実」が69.9%と最も高く、次いで「子どもが犯罪に巻き込まれないための対策」43.6%、「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」42.2%となっています。また、「小児医療や救急医療体制」「思春期の子どもたちの心と体の育成」「就労と子育てを両立しやすい環境（家庭や職場）づくり」も3割を超えています。



(3) 若者の生活と意識に関するアンケート調査

調査時期	令和6（2024）年8月
調査対象者	菊池市在住の一般市民（18～39歳）
調査方法	郵送による配布・回収 インターネット調査

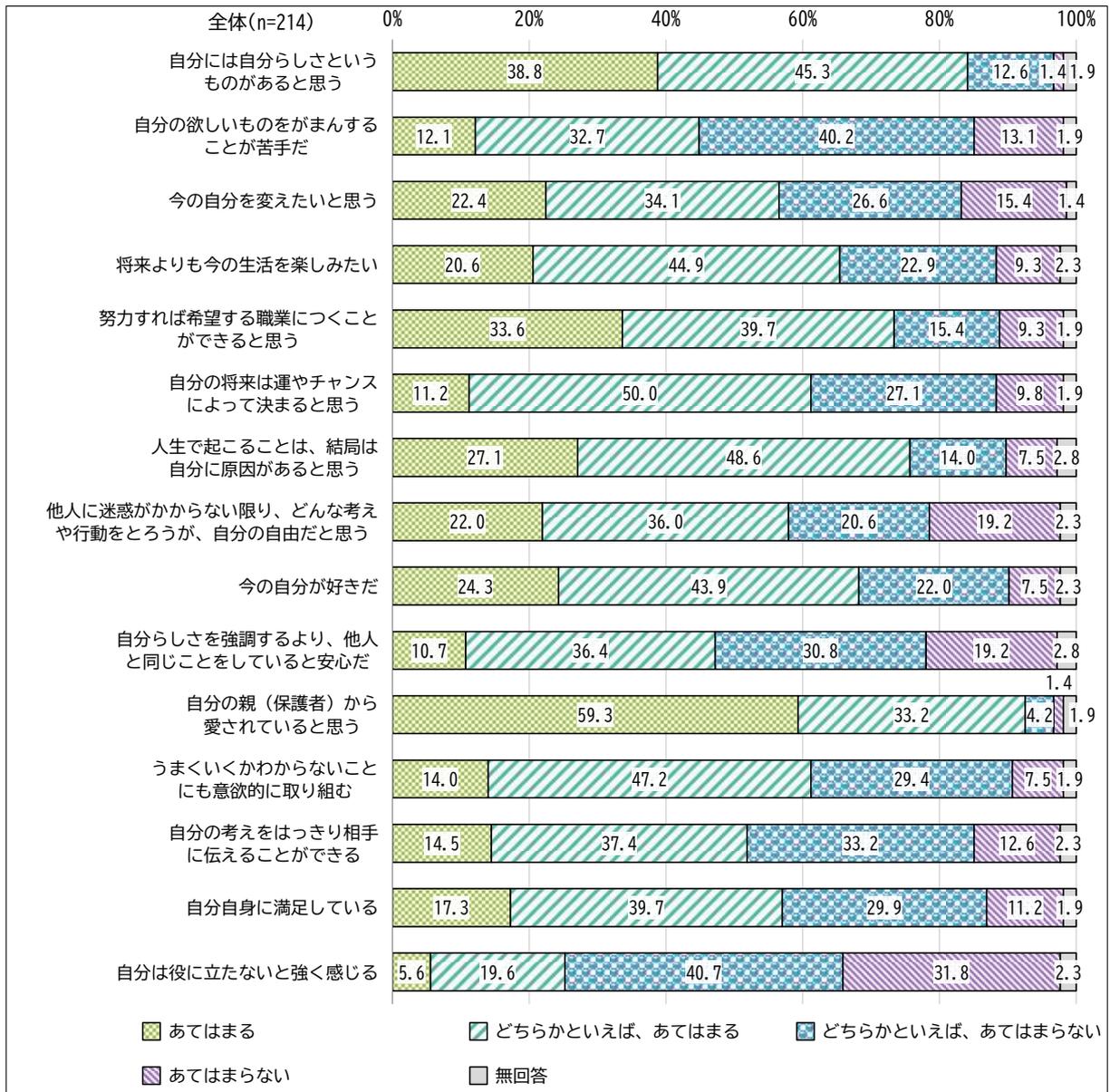
配布数	有効回収数	有効回答率
1,000件	214件	21.4%



■調査結果の内容（抜粋）

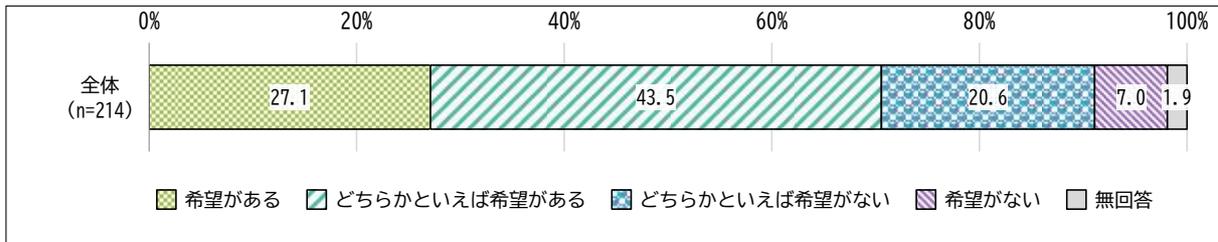
◇あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。

○「あてはまる：あてはまる＋どちらかといえば、あてはまる」では、「自分の親（保護者）から愛されていると思う」が 92.5%と最も高く、次いで「自分には自分らしさというものがあると思う」84.1%、「人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」75.7%となっています。



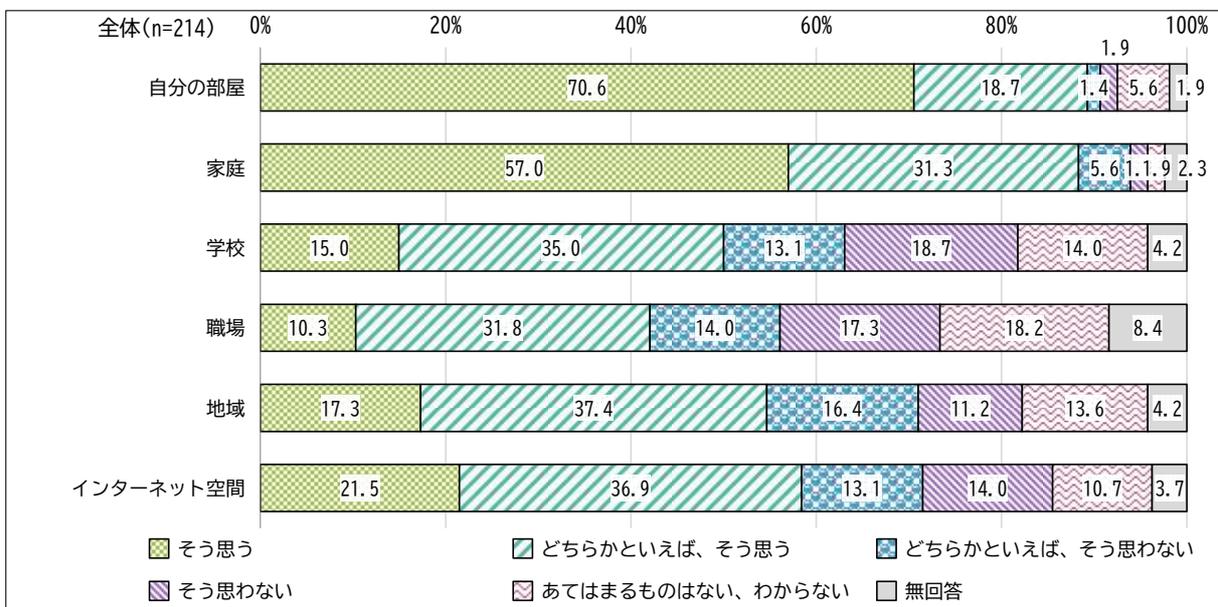
◇あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。

○「どちらかといえば希望がある」が43.5%と最も高く、次いで「希望がある」27.1%、「どちらかといえば希望がない」20.6%となっており、7割は「希望がある：希望がある+どちらかといえば希望がある」と回答しています。



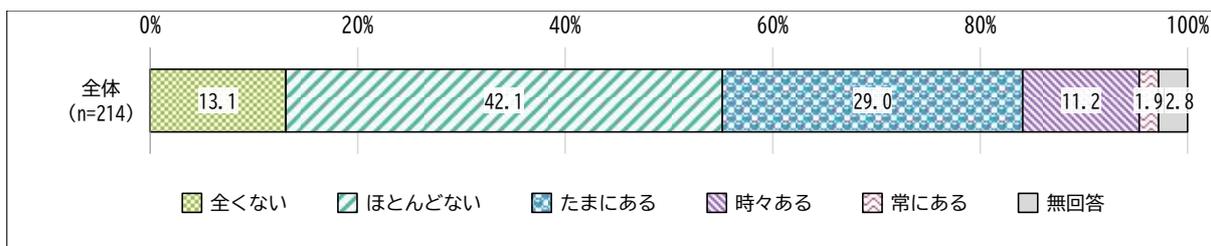
◇次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっていますか。

○「そう思う：そう思う+どちらかといえば、そう思う」では「自分の部屋」が89.3%と最も高く、次いで「家庭」88.3%、「インターネット空間」58.4%となっています。



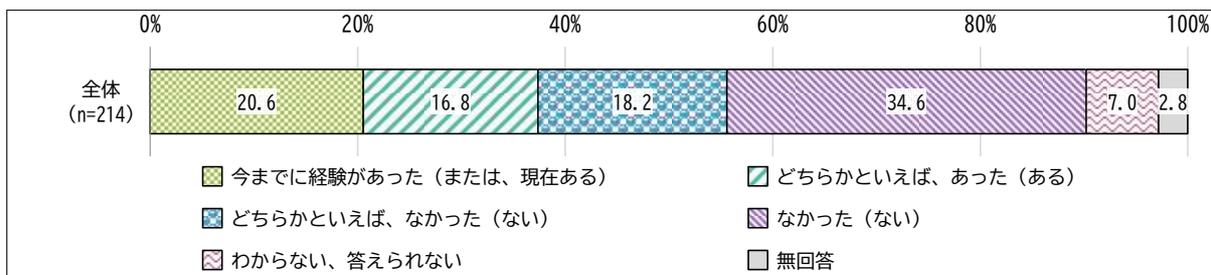
◇あなたはどの程度、孤独であると感じるがありますか。

○「ほとんどない」が42.1%と最も高く、次いで「たまにある」29.0%、「全くない」13.1%となっており、4割が孤独を感じる事が「ある：たまに+時々+常に」と回答しています。



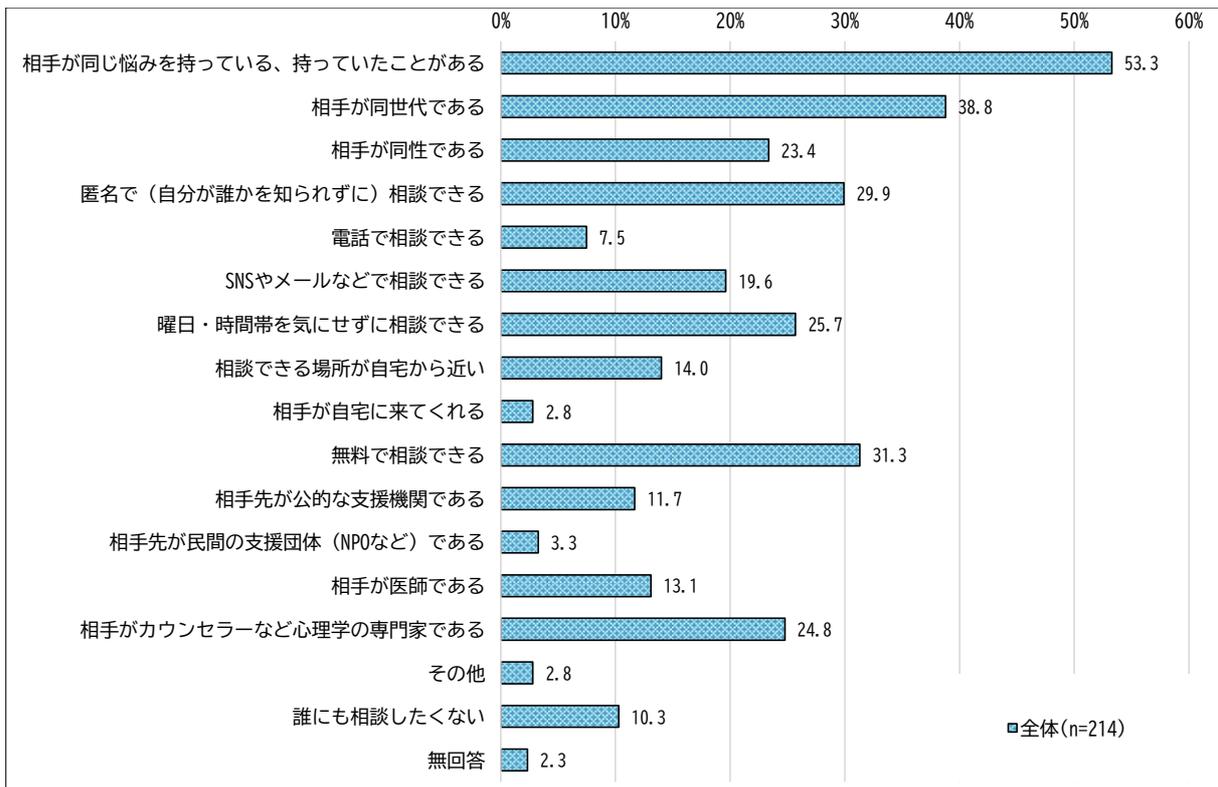
◇あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。

○「なかった（ない）」が34.6%と最も高く、次いで「今までに経験があった（または、現在ある）」20.6%、「どちらかといえば、なかった（ない）」18.2%となっており、「あった（ある）：今までに経験があった（または、現在ある）+どちらかといえば、あった（ある）」は37.4%となっています。



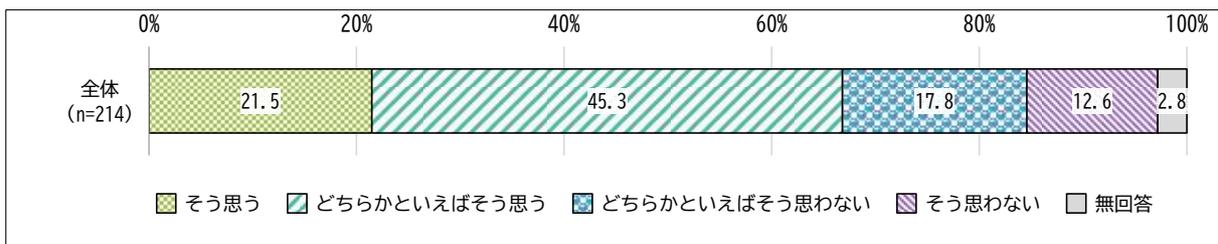
◇あなたが、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外に相談するとすれば、どのような人や場所なら、相談したいと思いますか。

○「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が53.3%と最も高く、次いで「相手と同世代である」38.8%、「無料で相談できる」31.3%となっています。



◇あなたは今後も菊池市に住み続けたいと思いますか。または、一時的に市外へ転出して将来的には菊池市に戻りたいと思いますか。

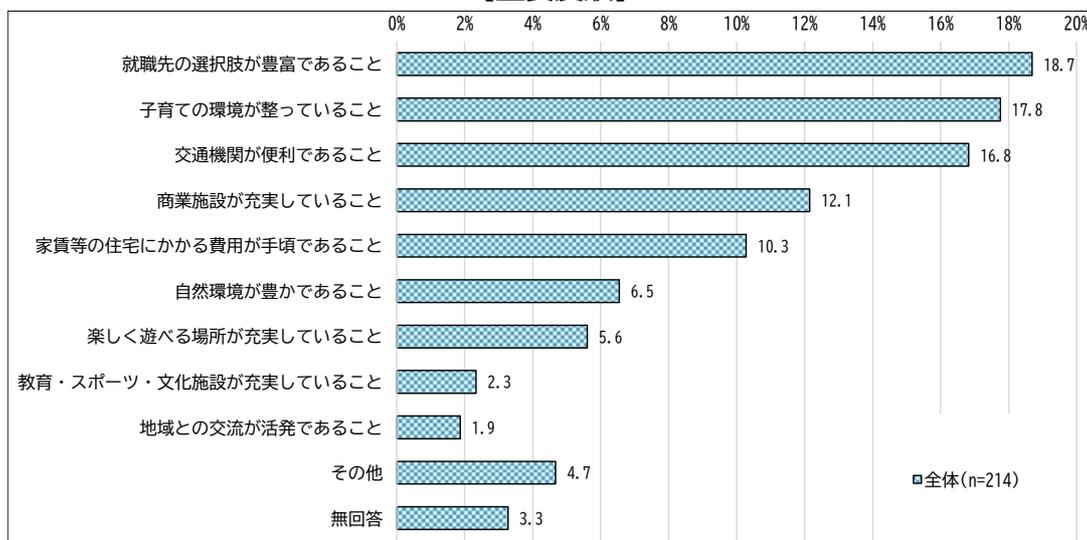
○「どちらかといえばそう思う」が45.3%と最も高く、次いで「そう思う」21.5%、「どちらかといえばそう思わない」17.8%となっており、6割が「そう思う：そう思う+どちらかといえばそう思う」と回答しています。



◇あなたが今後も菊池市に住み続けるために、重要なことは次のうちどれですか。上位3つをお答えください。

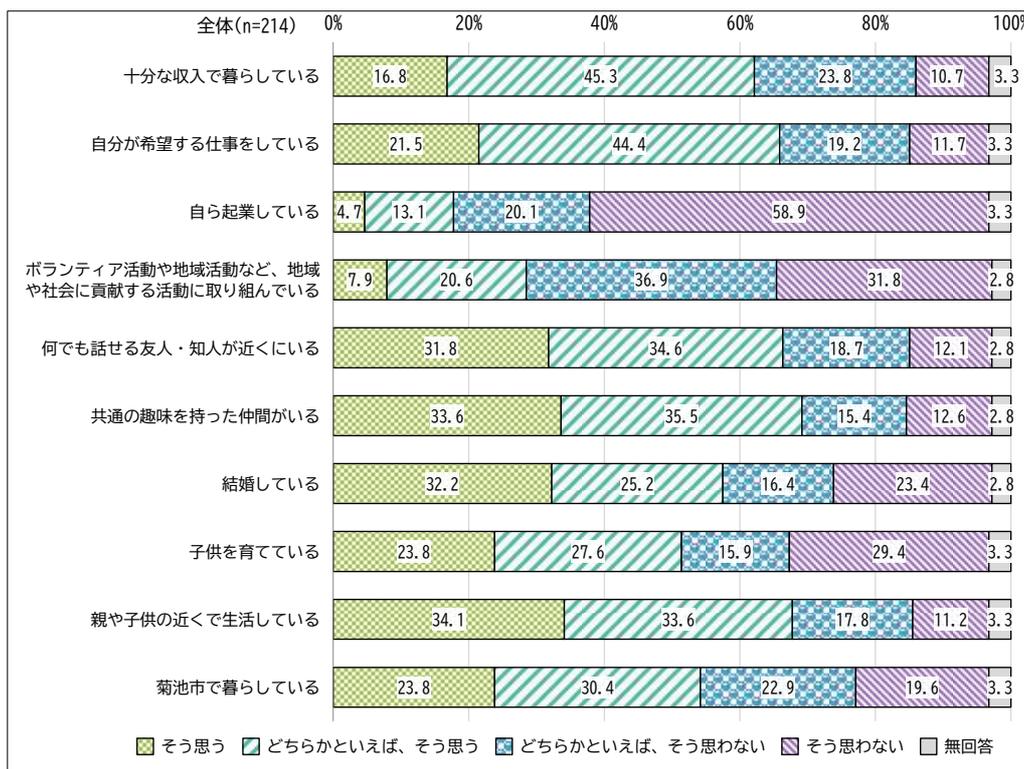
○今後も菊池市に住み続けるために重要なことについては、「就職先の選択肢が豊富であること」が18.7%と最も高く、次いで「子育ての環境が整っていること」17.8%、「交通機関が便利であること」16.8%となっています。

【重要度順】



◇あなたは20年後、どのようになっていると思いますか。(単数回答)

○「そう思う：そう思う+どちらかといえば、そう思う」では、「共通の趣味を持った仲間がいる」が69.1%と最も高く、次いで「親や子供の近くで生活している」67.7%、「何でも話せる友人・知人が近くにいる」66.4%となっており、反対に「自ら起業している」が17.8%と最も低くなっています。



3 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

基本目標1 みんなで子育てを支えあう体制づくり

(1) 子育て支援のネットワークづくり

<p style="text-align: center;">具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早寝・早起き・朝ごはん運動、あいさつ運動やノーメディアデーの実施等、市内全ての幼稚園、保育所等、小中学校で基本的な生活習慣の定着に取り組んでいます。 ・地域子育て支援拠点事業については、各施設において他施設の案内・紹介、パンフレット等の設置、必要に応じた関係機関との連携を行っており、利用者が利用しやすい環境づくりを整えています。 ・隔年で子育て応援ガイド「すくすく」を発行し、子育てに関する情報を妊娠届時や転入者等へ提供しています。また、ホームページ、母子健康手帳アプリ、防災行政ナビ等を活用し、子育て支援に関する情報を提供しています。 ・ファミリーサポート事業の会員増につながるように、事業の周知を実施しています。
<p style="text-align: center;">課題や 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校で実施している朝のあいさつ運動に青少年育成推進員が参加します。 ・ノーメディアについて、様々な事情で実施が難しい家庭もありますが「親子の触れ合い」の時間を大切にすると共に、自分の意志でメディアコントロールする力を身に付けさせることを伝えていく必要があります。 ・地域子育て支援拠点事業については、アピール・周知不足、土曜日開所等のニーズ対応や長期休暇時の利用等の課題があります。今後は、利用者にとって敷居の低い「地域の子育て相談機関」としての役割を持たせることを検討し、関係機関との連携をより密にしていきます。 ・子育て支援に関する情報について、見やすいホームページ（ホームページの構成）の作成が課題です。引き続き、活用できる多様な媒体での情報発信を行います。 ・ファミリーサポート事業会員数の増加につながる周知活動、会報等による適切な事業の利用方法の徹底が課題です。

(2) 児童の健全育成

<p style="text-align: center;">具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然との触れ合いや、歴史・文化による学び、他校児童等との交流等を目的とした体験活動を実施しました。 ・自治公民館におけるこどもの健全育成や世代間交流、伝統文化継承等活動に対して、自治公民館活性化事業助成を実施しました。 ・体験の機会や郷土愛の醸成、食育や健康の現代的課題学習等、こどもが興味・関心がある内容の講座を実施し、青少年の健全育成を図りました。
---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、6月の環境月間に合わせて、青少年一日一汗運動を行政区ごとに実施しています。 ・子ども会の相互の協調と子ども達の健全育成を図るため、市子ども会連絡協議会への活動支援を実施しています。
<p style="text-align: center;">課題や 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座と体験活動の内容が重複していることもあるので、事業等を整理しつつ、内容の充実を図ります。 ・引き続き、自治公民館活性化事業助成、情報発信及び学習機会の提供を推進し、郷土愛の醸成や、自立性及び協調性を育み、青少年の健全育成を図ります。 ・子ども会活動については、コロナが終息してもコロナ前の本来の活動までできていない状況であると共に、子ども会への入会数も減少している状況です。補助金交付を継続しつつ、子ども会が活動をする上で必要に応じてサポートしていきます。

基本目標2 安心して子どもを産み育てる環境づくり

(1) 子どもや母親の健康の確保

<p style="text-align: center;">具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時に、全ての妊婦を対象として保健師による面談を行っています。その際に妊婦歯科健診の受診の必要性等も伝え受診勧奨を行っています。 ・妊娠8か月時アンケートを全員に実施し、保健師が不安等に対して電話や面談等に対応しています。必要な方へは支援プランを作成し、妊娠中から継続的に地区担当保健師が支援を行っています。 ・全員の受診を目指し、未受診者への再通知や電話連絡を行っています。 ・発達障がい早期発見・早期療育に対しては、3歳児健診会場に熊本県北部発達障がい者支援センター専門職員に介入してもらい連携を図っています。 ・乳幼児健診体制を見直し、令和5年度から10か月児の育児教室を9・10か月児健診へ変更しました。生後6～7か月の時期には育児相談の案内通知を送付し、希望者が相談できるよう対応しています。 ・フッ化物塗布を希望しない方にも参加者全員に対してブラッシング指導を行っています。また、歯科衛生士による出前講座により親子への指導も行っています。 ・年度当初に市内全園の4・5歳の家庭に対しフッ化物洗口の希望調査を行い実施しています。できるだけ希望が増えるように分かりやすいチラシを作成工夫しています。 ・子ども医療費の助成対象者を高校生（18歳年度末）まで拡充し、子育て支援の充実及び子育て世帯の経済的負担を軽減することができました。
---	---

<p style="text-align: center;">課題や 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦歯科健診及び妊娠 11 週未満の母子健康手帳交付については、年々改善傾向にあります。現在取り組んでいる内容を継続して行っていきます。 ・フッ化物洗口については、毎年、各保育所等の担当者が変わるので年度初めに巡回指導を行い適正な実施が行われているか確認が必要です。 ・引き続き、こどもの疾病の早期治療の促進を促し、こどもの健康の保持及び健全な育成を図ります。
--	---

(2) 食育の推進

<p style="text-align: center;">具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開庁時間以外でも育児相談に対応できるよう、予約フォームを作成する等の工夫を行っています。 ・各園において、収穫・農業体験、生産者からの講話、調理体験等の活動の実施や、郷土料理及び行事食による食文化継承に取り組みました。 ・毎月「きくちさんデー」や「ふるさとくまさんデー」を設定し、菊池産や熊本県産の食材を使った献立を実施しました。 ・菊池産食材を使用した学校給食献立コンクールを実施しました。 ・菊池産特別栽培米学校給食提供事業を実施しました。
<p style="text-align: center;">課題や 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の植え付け、収穫体験、調理体験を通して、食育の取組を推進します。食のスタイルも多様化する中で、地域の郷土料理や食文化を継承するため、保護者への啓発等も含めて取り組んでいきます。 ・引き続き、菊池産の農畜産物を通して、食育活動の推進に努めていきます。

(3) 思春期保健対策の充実

<p style="text-align: center;">具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校で薬物乱用防止に関する授業を実施しています。 ・全中学校に配置された「心の教室相談員」が、生徒の悩みや小さなSOSを見つけ、学校の組織的対応のきっかけになっています。
<p style="text-align: center;">課題や 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伝えるべき内容が多く、限られた時間内で実施することが難しく、児童間で薬物乱用に対する意識の差がみられます。 ・心の教室相談員の各中学校区における相談件数に大きな差があり、各学校での活用状況についても差が出ています。 ・今後も啓発活動や相談員配置を継続します。

(4) 小児医療の充実

<p style="text-align: center;">具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭訪問時や乳幼児健診時に、こどもの家庭看護についての指導や熊本県救急電話相談紹介を行っています。
<p style="text-align: center;">課題や 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、指導や周知を継続していきます。

基本目標3 のびのびと子どもが育つ環境づくり

(1) 次代の親の育成

<p>具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内5校の中学校に対し、思春期教室が実施できるように予算を確保する他、NPO法人や管内産婦人科医等との連携を図りました。 ・「性に関する指導全体計画・年間指導計画」に基づき、学年に応じた命の教育を展開しています。
<p>課題や 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染症流行により全校実施できない期間もありましたが、全校が毎年実施できるよう工夫が必要です。 ・道徳や総合的な学習の時間、人権教育等、命の大切さを学ぶ機会を確保します。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

<p>具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢に応じた基本的な生活習慣を徹底するための取組や、手洗いうがいの徹底を各保育所等で取り組んでいます。 ・西部市民センターと2つの集会所で週1回小中学生、高校生を対象とした差別をなくすための学習会を開催しています。 ・こども達の健やかな成長を見守るため、青少年育成市民会議が市内小中学校で朝のあいさつ運動を実施しています。 ・民生委員・児童委員の見守り活動として、朝の街頭あいさつ運動を実施しました。また、福祉体験学習やワークキャンプを通して福祉やボランティアへの意識醸成を図りました。 ・あいさつ運動を通じて、基本的な生活習慣の確立、人を尊重する教育を進めました。 ・図書館での読み聞かせや出張読み聞かせ等による読書活動を推進しています。 ・年に1度、市内の小中学校でスポーツテストを実施し、その結果を活用して学校における体育・健康等に関する改善策を講じ、実施しています。 ・学校経営方針に基づいた前期評価・全体評価を実施し、保護者への結果公表も全学校で実施しています。
<p>課題や 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣の改善と共に、動画やゲーム等の適切な使用を児童及び保護者へ呼びかけます。 ・「差別される側の問題」ではなく、「差別する側の問題」として当事者だけでなく、多くの児童・生徒に学習してもらう必要があります。 ・福祉に対しての意識向上のためには、より多くのこども達が様々な活動へ継続して参加する機会の創出が必要です。 ・読み聞かせボランティア等は高齢化が問題になっており、若い世代へのボランティアの啓発や育成が必要です。 ・スポーツテストの実施方法に関する職員の共通理解が不十分のため、やや結果数値に疑問が残るものもありました。再度、各学校における共通実践事項の確認を徹底する必要があります。 ・学校運営協議会において、学校評価に関して熟議を進めます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

<p>具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・くまもと「親の学び」プログラム事業について、市内に7名のトレーナーを養成して各幼保小中へ派遣し、体験型の講座を開催しました。また、県との共催で進行役養成講座を実施しました。 ・家庭教育についての学習機会の充実のために、市内保育所等、小中学校が開催する保護者向けの講演会、研修等の講師謝金を支出しました。 ・教育支援センター（適応指導教室）を市内に4箇所設置し各教室指導員を1名ずつ配置しています。教育相談や学習支援、他教室との交流会を実施しています。令和6年度は泗水中学校内教育支援センターを設置しています。 ・保育所等において、高齢者との交流を行っています。 ・地域サロンにおいて、高齢者と保育園児や小学生との世代間交流を行っています。 ・中学校では高齢者サポート事業や花配り等を実施しています。また、一部の小学校においては、居住地校交流（特別支援学校に通学している居住校区内児童との交流）を実施しています。
<p>課題や 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室事業については、急激な不登校児童生徒の増加に対して利用者（通級申請者数）が少なく、一方で、校内の別室登校者が増加傾向にあることから、校内教育支援センターの拡充を検討します。 ・高齢者や障がいを持つ方々等との交流内容の充実を図ります。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

<p>具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対する情報モラル教育を進めると共に、保護者による利用制限や、有害サイトへのアクセス禁止等の指導を行うよう啓発しています。 ・消費生活センターにおいて、小中学生・高校生・先生・保護者等を対象に、スマートフォンやインターネットでのネットモラルや高額請求トラブル防止等の出前講座を実施しました。また、きくち防災行政ナビや広報で注意喚起や啓発を行いました。 ・図書館の選書の際には有害図書情報を確認し、指定された有害図書・雑誌は購入していません。 ・菊池市スクールサポートチームを軸に定期的な会議に加え、学校教育課・学校・警察等と日常的に情報交換を実施し、緊急時に備えています。
----------------------	---

課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等の利用について、教育講演会での保護者啓発や児童生徒への指導改善等を行っていきます。 ・スマートフォンやインターネットにおけるトラブルについて、1回の講座では十分な理解が難しく、新たなトラブル例も増えていることから、継続して講座に取り組んでいきます。 ・図書館は「知る自由」を保障する役割を担っているため、図書の制限を設けることは難しいですが、その中でも青少年の健全な育成のための環境整備に努めていきます。 ・今後も定期的な会議及び日常的な情報交換を密にしながら、非行の未然防止に努めていきます。
-----------------------	---

基本目標4 子育て家族が暮らしたいまちづくり

(1) 良好な住環境の整備

具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画に基づき、居住環境改善の工事を進めています。 ・空き家バンクを活用した住宅情報を提供しています。 ・子育て世帯移住支援事業補助金（令和5年4月～）未就学児を帯同して転入した子育て世帯の保護者が、居住用の住宅を新築・購入等した場合に補助金を交付しています。
課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した市営住宅はまだ多数あり、今後も継続して改修工事等を行っていく必要があります。 ・空き家の登録件数が少ないことが課題です。出前講座等を活用し、登録件数の増加を図ります。 ・子育て世帯移住支援事業補助金等の効果検証を行い、より充実した移住定住支援を検討してきます。

(2) 良好な居住環境の確保

具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の遊具点検に加えて令和5年度に都市公園施設長寿命化計画を策定しました。 ・使用する内装材料については、シックハウスの原因となる物質を発生しない材料を使用しています。
課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・公園維持管理費の増加が著しいことから、今後の方針としては新たな公園は作らず、既存の公園の利用増に向けた快適な空間づくりや安全性の確保を図っていきます。 ・築年数の高い市営住宅においては、健康を阻害する含有物質が存在する可能性があります。 ・適宜、健康を損なわないよう施設や設備の点検及び適切な維持管理を行います。

(3) 安全な道路交通環境の整備

具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会・各小中学校・道路管理者（県・市）・市防災交通課・菊池警察署と連携して、通学路の合同点検を実施し、危険箇所の把握や具体的な整備により、通学路の安全確保を図っています。
課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通環境の変化に合わせた指導や、安全対策が必要です。

(4) 安心して外出できる環境の整備

具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備において、設計及び工事監督においてユニバーサルデザインに基づく整備を進めました。 ・民間施設等のUD化が進むようユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金を設け、民間施設の整備促進を図っています。 ・赤ちゃんの駅事業登録施設が増加し、事業の周知を行いました。（全58箇所）
課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・古い施設ほどバリアフリー化が必要となり、継続使用が決まっている施設は適宜改修等の対応を実施する必要があります。 ・ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金の活用には整備基準等を満たす必要があるため、小規模店舗等では補助制度を活用しづらい状況にあります。今後も県と連携して制度継続、改善に努めます。 ・赤ちゃんの駅事業については、事業や施設の周知不足が課題です。今後も地域全体で子育てを支援するまちづくりを推進します。

(5) 安全・安心のまちづくり

具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が子ども達の見守りに協力するよう、防犯意識向上を呼び掛けました。
課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・きくち防災行政ナビの利用促進により、更なる防犯意識の啓発につなげる必要があります。

基本目標5 家族で子育てできる仕事と生活環境づくり

(1) 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し

<p>具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5・6年度にそれぞれ男性向け親子講座を行い、男性の家事育児参画につなげるきっかけとしました。また、コミュニケーション力アップ・在宅ワーク・自己啓発のための市民講座を行いました。 ・男女共同参画情報誌では、企業における男性の育休取得に関する記事の掲載により啓発を行いました。 ・ひとり親世帯へ高等職業訓練や母子講習等の案内を行い、資格取得や転職につながる支援を実施しました。 ・生活困窮している世帯から相談があれば、くらしサポートセンターの支援員が、自立に向けた支援計画を作成し、関係機関と連携して就労準備支援を行っています。 ・被保護世帯に対し、就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携し、就労に向けた支援を行っています。また、新規就労先を積極的に開拓し、今後の就労先を増やす取り組みも行っていきます。
<p>課題や 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会参画等についての理解は進んでいますが、社会全体・企業（特に中小企業）において、人材不足や余裕がない等の理由から、男性の働き方改革や、家事育児への参画になかなか結びついていません。 ・実際行っている好事例等を周知することで、ワーク・ライフ・バランスがもたらすプラス効果を理解してもらえるセミナー等を開催します。また、多様な生き方が選択できるような支援や女性の社会参画に向けての啓発に取り組めます。 ・今後も各世帯の実情に応じた支援や新規就労先の開拓を継続していきます。

(2) 仕事と子育て両立のための基盤整備

<p>具体的な 取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・菊池市企業連絡協議会（R6年度現在：会員52社）による「きくちビジネス交流会」を開催し、仕事と子育ての両立についての啓発を行いました。 ・育児と仕事の両立支援のために、延長保育・一時預かり事業・土曜保育等の特別保育や、放課後児童クラブ・子育てサポートセンター・病児・病後児保育等の預かりサービスを行っています。
<p>課題や 今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・働く保護者からのニーズが高い病児・病後児保育事業や放課後児童クラブの充実について検討を進めていきます。

基本目標6 子どもを危険から守るまちづくり

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動推進

具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等、小中学校において、それぞれの段階に合わせた交通安全教室を開催しました。 ・春と秋の交通安全運動期間に、幼稚園や保育所等でチャイルドシートキャンペーンを行いました。
課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全協会の指導者が高齢化のため、交通安全教室の委託先の変更を検討する必要があります。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動推進

具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・少年警察ボランティア連絡協議会や行政区、地区民生委員へ青少年健全育成の呼びかけや見守りの呼びかけを行い、防犯意識の高揚を図りました。 ・安心安全パトロール隊での巡回により、下校中の児童生徒の安全を図ると共に、市民の防犯意識の高揚が図れました。
課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年より、メールによる無差別誘拐予告や、爆破予告等、緊急で対応しなければならないような事態が起こるようになりました。 ・インターネット等を使用する新たな犯罪から、子ども達を守るための防犯啓発や犯罪抑止を行う必要があります。

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員を配置し相談業務を実施しました。
課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き相談員を配置し、犯罪、いじめ、児童虐待等が発生した場合に、関係機関と連携して子ども達に対してきめ細やかな支援を実施します。

基本目標7 きめ細やかな支援体制づくり

(1) 児童虐待防止対策の充実

具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までに保健師が自宅に訪問を行っています。 ・要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会と関係機関とが連携し、情報共有を行い児童虐待及びDV被害等の対応を実施しました。 ・関係機関が連携し、妊娠から出産、子育て期における不安のある家庭に対して養育支援員や保健師による訪問支援を実施しました。
--------------	---

課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関との連携を密にしながら、児童虐待やDV被害の解決並びに早期発見に努めます。 ・こども家庭センター「きくびあ」における切れ目のない支援を継続していきます。
-----------------------	---

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当対象の保護者に対して、保育料（利用者負担額）の軽減を実施しました。 ・菊池市ひとり親の会へ業務委託を行い日常生活支援事業を実施し、必要に応じた支援を実施しました。 ・ひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行い、経済的支援を図りました。 ・制度の周知を行い、資格取得のための修業期間の経済的な支援を実施しました。
課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ひとり親家庭等へ各事業の周知と事業実施を継続します。

(3) 障がい児・医療的ケア児施策の充実

具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度までは菊池圏域地域療育センターとして活動を行いました。地域における子育て、療育等の相談、援助、助言等を中心に行い、切れ目のない支援体制を構築しました。 ・障がいの程度や障がい児の数により、職員の配置を行っている施設には人件費等の経費に対する補助を実施しました。 ・医療的ケア児保育事業については、公立保育園で看護師を配属し、受入れ体制を整えています。 ・菊池市特別支援教育連携協議会において、各校・各園のコーディネーターの実践力向上と校内委員会の充実に努め、関係機関と連携しながら支援や啓発に努めています。
課題や 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の改正により、令和5年度から菊池圏域地域療育センターが廃止となり、児童発達支援センターがその機能を行うようになりました。組織体制が大きく変わったことや、今後、児童発達支援センターが地域療育の中核を担う体制作りなどを実施することで、よりよい体制を目指すことが重要です。 ・各保育所等とともに支援の必要な児童が増加していますが、配置できる保育士が不足しているため、補助内容の見直し等の検討を行います。 ・医療的ケア児の受け入れが可能な保育所等においては、関係機関との連携や体制整備の支援を行います。 ・専門的な指導助言を受けたい保育所等に対して、必要な巡回相談を適宜実施していく必要があります。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、第2期菊池市子ども・子育て支援事業計画において「地域の力で のびのび きくちっ子」を基本理念として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めると共に、様々な施策を推進しています。

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「第3次菊池市総合計画」の内容を踏まえつつ、市民一人ひとりが寄り添い、共に助け合い、つながり合いながら、これから菊池市の未来をつくっていくこども達・若者達を育てていく環境づくりを目指し、計画の基本理念を「地域と共に こども・若者の夢と健やかな未来を育むまち きくち」として、様々な取り組みやサービスの充実を推進していくこととします。

基本理念

地域と共に
こども・若者の夢と健やかな未来を育むまち
きくち



2 基本目標

基本理念を実現するために基本目標を下記のように定め、こどもに関する施策を推進します。

菊池市こども計画の基本目標	該当する計画			
	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画	こどもの貧困の解消に向けた対策計画	子ども・若者計画
基本目標1 全てのこども・若者が持つ権利の保障 (1) こどもが権利の主体であることの理解促進 (3) こども・若者の居場所づくり (2) こども・若者の意見表明とその尊重				
	こども大綱 子どもの権利条約			
基本目標2 安心してこどもを生ま育てられる支援の充実 (1) こどもや母親の健康の確保 (4) 子育て支援のネットワークづくり (2) 小児医療の充実 (5) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 食育の推進				
基本目標3 こどもの成長に応じた支援の充実 (1) こどもの生きる力の育成に向けた教育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (2) 児童の健全育成 (4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進				
基本目標4 社会的支援が必要なこども・若者への支援の充実 (1) 児童虐待防止対策の充実 (4) ヤングケアラーに対する取組 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (5) こどもの貧困対策 (3) 障がい児・医療的ケア児施策の充実 (6) ひきこもりの支援				
基本目標5 こども・若者が安心して生活できる環境づくり (1) 良好な住環境づくり (4) 安心して外出できる環境づくり (2) こどもの交通安全を確保するための活動推進 (5) 子ども・子育て支援機能の強化と子育て関連施設の環境改善 (3) こどもを犯罪等の被害から守るための活動推進				
基本目標6 こども・若者が希望を持って生きていくための支援の充実 (1) 次代の親の育成 (3) 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し (2) こども・若者の希望を実現できる環境づくり (4) 仕事と子育ての両立支援の充実				

第4章 施策の展開

基本目標1 全ての子ども・若者が持つ権利の保障



(1) 子どもが権利の主体であることの理解促進

- 「子ども基本法」の第3条において、全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明や社会的活動に参画する機会を確保すること、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本理念として掲げています。
- 子どもの権利の保障を進めるためには、子どもが権利の主体であることを広く周知し、子どもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域等、社会全体で共有していくことが大切であることから、全ての人に対して、子どもの権利の普及啓発や学習機会の充実に取り組んでいきます。

取組・事業名	具体的な内容
子どもの権利の普及啓発	広報紙・ホームページの活用等、様々な手法や媒体を用いて、あらゆる世代に向けた、子どもの権利に関する普及啓発を行います。

(2) 子ども・若者の意見表明とその尊重

- 小学5年生・中学2年生向け調査の結果によると、「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」については、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計が、小学5年生より中学2年生の方が低くなっています。このことから、コミュニケーション能力の向上を図る取り組みや教育内容の充実だけでなく、子どもが遠慮なく自分の意見を伝えることができる機会の創出や、学校・家庭といった様々な場における環境づくりも重要であると考えられます。
- 子ども・若者の視点を尊重し、その意見を述べる場や機会をつくり、対話しながら、施策に反映させる仕組みを創ります。

取組・事業名	具体的な内容
「菊池市子ども議会」の開催	市内の中学生が議員となって自分達が疑問に思うことや施策の提案を行う等、子ども達が意見表明する場を提供し、実現可能なものは市の施策等へ反映させることを検討します。

取組・事業名	具体的な内容
こども・若者の意見聴取とその仕組みづくり	こども・若者がこども施策についての意見表明を行う方法や意見表明に積極的に参加できるような仕組みづくりを検討し、こども・若者の意見を聴取するためのワークショップ等の開催を目指します。

(3) こども・若者の居場所づくり

○全てのこども・若者が安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりについて検討していきます。

取組・事業名	具体的な内容
こども・若者の居場所の充実	こどもの放課後や長期休暇等の居場所、若者の居場所等について、既存の居場所の拡充及び新たな居場所づくりの支援や検討をします。



基本目標 2 安心して子どもを産み育てられる支援の充実



(1) 子どもや母親の健康の確保

- 母子保健、相談支援、経済支援等、各分野の支援を充実し、安心して子育てができる環境を整備することで、乳幼児の健やかな成長を支えます。
- 産前からの健康の把握や情報提供・相談支援を充実させ、安心して出産できる環境づくりを推進します。

取組・事業名	具体的な内容
母子健康手帳交付・妊婦健康診査受診券交付	<p>妊娠届時に母子健康手帳と妊婦健康診査受診券を交付します。妊娠初期からの母体管理や保健指導を目的として妊娠11週以内の妊娠届出を推奨します。</p> <p>安全な出産を目指し、妊娠及び産後の心身の健康を図るため、保健師や栄養士等の個別保健指導の充実を図ります。</p> <p>また、妊婦健康診査や妊婦歯科健診の受診勧奨を行い、早産予防や妊娠中の健康管理、産後の育児に向けての支援を行います。</p>
妊婦健康診査	<p>妊娠中の母子の健康が確保されるように、必要に応じて家庭訪問や育児相談に対応します。</p> <p>ハイリスク妊婦や低出生体重児について、県、産科、医療機関、行政との連携で早産予防対策、出生後の成長発達を支援します。</p>
乳幼児健診	<p>3・4か月健診、9・10か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診を実施します。</p> <p>対象の乳幼児全員の受診を目指し、内容の充実を図ります。特に、発達障がい等の早期発見、早期療育のために心理相談の実施や関係機関との連携を図ります。</p>
育児相談	<p>定期の育児相談を実施します。</p> <p>相談指導を通して、育児不安の解消を図り、安心して子育てができるよう支援を行います。</p>
歯科健診	<p>1歳6か月、2歳6か月、3歳時に歯科健診やフッ化物塗布、歯科衛生士による個別指導等を行い、むし歯予防の周知や個別指導の充実を図ります。</p>

取組・事業名	具体的な内容
フッ化物洗口	保育所等の4・5歳児、小中学生の希望者にフッ化物洗口を行います。 また、保育所等では、歯科衛生士による、よい歯の教室を実施します。
子ども医療費助成事業	こどもの病気の早期治療、子育て支援の充実に努めると共に、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的として、高校生（18歳到達年度末）までの医療費の一部負担金を全額助成します。
産後ケア事業	産後1年未満の母子を対象に、安心して子育てができるよう、沐浴・授乳等の育児指導、母親の心身のケア、乳児の健康状態の確認等について助産師等が支援します。

(2) 小児医療の充実

- 市内には小児科医が少なく、また夜間の救急の場合は、近隣市町への通院が見受けられます。
- 乳幼児健診や家庭訪問時に、かかりつけ医の重要性と家庭看護の啓発を行い、緊急時の対応について周知を図ります。

取組・事業名	具体的な内容
適正受診の啓発と緊急時対応についての周知	各種健診時において、かかりつけ医の重要性と家庭看護の啓発を行います。 また、各種健診や家庭訪問等での相談の強化を図り、病気の予防と適正な受診を啓発します。 併せて、在宅当番医制や熊本県小児救急電話相談事業の更なる周知を図ります。

(3) 食育の推進

- 小学5年生・中学2年生向けアンケート調査の結果によると、朝食の摂取状況については、「毎日食べる（週7日）」の割合は小学5年生より中学2年生の方が低くなっており（小学5年生：92.0%、中学2年生：74.2%）、各年代に向けた正しい食生活に関する周知・啓発が必要であると思われます。
- 食のスタイルが多様化する中、地域の郷土料理や食文化を継承するために保護者への啓発を推進していく必要があります。
- 子ども達が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためにも、第3次菊池市健康増進計画・食育推進計画を策定し、食育推進に努めていきます。

取組・事業名	具体的な内容
乳幼児健診・育児相談	育児に関する悩みや相談、食事に関する相談等を実施し、正しい食生活の指導や食育の啓発活動を推進します。
幼稚園・保育所等における食育活動の推進	給食に地元食材を利用し、子どもや保護者が安心できる給食を提供します。 また、農作物の植え付け、収穫体験、調理体験を通して、食育の取り組みを推進します。
学校における食育活動の推進	児童が「食」に関心を持ってもらうことを目的として「きくちさんデー」、「ふるさとくまさんデー」の設定や地元食材の利用により、地域の優れた食文化についての理解を深めます。 また、学校給食で日常生活の食事についての正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養います。

(4) 子育て支援のネットワークづくり

- 地域子育て支援拠点事業については、利用者のニーズ対応や事業の認知度等の課題がありますが、利用者にとって敷居の低い「地域の子育て相談機関」としての役割を持たせることを検討し、関係機関との連携をより密にしていくことが重要です。
- 子育て支援ネットワークの充実には、取り組みの周知に努めると共に、情報発信手段の充実を図ります。

取組・事業名	具体的な内容
幼・保、小、中連携推進協議会	市内全ての保育所等、小中学校間の連携を強化し、家庭との連携を深めながら、こどもの基本的な生活習慣の定着に取り組めます。
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て世帯の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等の解消に取り組めます。 地域子育て支援拠点施設間のネットワークを強化し、子育て世帯の親子が利用しやすい環境づくりに努めます。
子育て支援情報の強化	子育て支援に関する情報誌の発行や広報紙・ホームページ・母子健康手帳アプリ等を活用し、情報を得たい方へ伝わりやすい情報発信に努めます。

取組・事業名	具体的な内容
ファミリーサポート事業	<p>こどもを預けたい人と預かりたい人でつくる、地域における相互援助活動を行います。</p> <p>働く人の仕事と育児の両立支援のため、事業の啓発と、不足する協力会員の増員を図ります。</p>

(5) 家庭や地域の教育力の向上

- 育児不安や児童虐待等の家庭内の問題を未然に防ぐために、保護者に対して家庭教育に関する学習機会の提供や学習活動の支援を図ります。
- 地域に暮らす高齢者等、地域住民とのふれあい交流を通して、こどもに地域への理解や愛着を持ってもらい、将来的にはお互いの見守りを行う等、日常的な世代間のつながりの構築を目指します。

取組・事業名	具体的な内容
くまもと「親の学び」プログラム事業	<p>こどもの発達段階に応じて家庭で大切にすべきこと等を参加体験型で学習する講座を実施します。</p> <p>トレーナーを要請し、保育所等、小中学校に派遣します。</p>
菊池市家庭教育学級事業	<p>家庭教育の推進を行う諸団体（保育所等、小中学校、PTA等）が開催する、保護者向けの講習会・研修等に対し支援を行います。</p>
ふれあい交流	<p>保育所等、小中学校では、高齢者との世代間交流、小中学校では、障がい者との交流等を行います。</p> <p>また、一部の地域サロンでは、高齢者とこどもの交流、一部の高校では、高校生と高齢者や未就園児との交流を行います。</p> <p>今後も、こどもと高齢者や障がい者とのふれあい交流の充実を図ります。</p>
地域学校協働活動	<p>地域と学校が連携・協働して、地域全体でこども達の学びや成長を支えると共に、学校を核とした地域づくりを推進するために行う様々な活動を行います。</p> <p>地域学校協働活動推進員による学びの場を提供するためのコーディネートや地域の方が参画して学習の場を設ける地域未来塾、放課後子ども教室を実施します。</p>

基本目標3 こどもの成長に応じた支援の充実



(1) こどもの生きる力の育成に向けた教育の推進

- 基本的な生活習慣の改善と共に、動画やゲーム等の適切な使用を児童及び保護者へ呼びかけることに努めます。
- 人権教育については、「差別される側の問題」ではなく、「差別する側の問題」として当事者だけでなく、多くの児童・生徒に学習してもらう必要があります。
- 福祉やボランティアについての意識向上のためには、より多くの子ども達が様々な活動に継続して参加してもらうことが必要です。
- 授業による体力づくりや地域総合型スポーツクラブによる運動クラブの推進を図ることで、基礎体力の向上と健康で強い体を育成することを目指します。
- 不登校児童生徒や校内の別室登校者の増加に対応していくために、教育支援センター（適応指導教室）による教育相談や校内教育支援センターの拡充等、更なる体制整備を進めていきます。
- いじめ等の様々な問題や悩みを抱えた子ども達の相談支援体制を整えます。

取組・事業名	具体的な内容
基本的な生活習慣の定着	<p>保育所等で生活習慣の改善のため、保護者に向けた睡眠や朝食の必要性についての講習会を実施すると共に、生活習慣に関する学習や相談の機会を充実します。</p> <p>また、乳幼児健診等において、基本的な生活習慣の定着の必要性とその方法等について周知します。</p>
あいさつ運動・読書活動・ボランティア活動・人権教育の推進	<p>保育所等・小中学校でのあいさつ運動、読書活動、ボランティア活動、人権教育を推進し、人を尊重する教育を進めます。</p> <p>青少年育成推進員は、各小中学校で開催している朝のあいさつ運動を実施します。</p> <p>また、小中学校の人権教育推進体制の強化と研修内容の見直し及び指導方法の工夫・改善を図ります。</p>

取組・事業名	具体的な内容
体力づくりの推進	<p>小中学校においては体力づくりに取り組み、スポーツテスト、体力・運動能力テストを実施し、その結果を学校における体育、健康教育に活用して、こどもの基礎体力の向上に努めます。</p> <p>また、小学校運動部活動の社会体育移行に伴い、地域総合型スポーツクラブによる運動クラブを実施し、利用増を図り、全体的な体力づくりに努めます。</p>
学校評価	<p>小中学校で学校評価（学校関係者評価）を実施し、保護者へ結果公表を行います。</p> <p>その結果に基づき、学校運営の改善を図ると共に、学校評価に関する検討を行います。</p>
教育支援センター（適応指導教室）事業	<p>教育支援センター（適応指導教室）を市内に設置し、指導員を配置し教育相談等を行い、不登校児童生徒の学校復帰の支援や社会的自立促進を目指します。</p> <p>不登校児童生徒の増加に対して校外の教室利用者（通級申請者数）が少ない一方で、校内の別室登校者が増加傾向にあることから、校内教育支援センターの拡充を検討するなど、更なる事業の充実に努めます。</p>
相談員配置事業	<p>児童や生徒が悩み等を相談しやすい環境を提供するため、全中学校に相談員を配置し、要請のある小学校への相談員派遣を行い、いじめをはじめとする様々な問題を抱える児童生徒の対応については、スクールソーシャルワーカーや学校支援コーディネーターが学校と連携して対応します。</p> <p>問題を抱えた児童生徒の置かれた環境（家庭や学校、友人、地域社会等）への働きかけや、関係機関等とのネットワークを活用する等、多様な支援方法を用いて課題解決を行います。</p>

（２）児童の健全育成

- 体験活動等を通じて、郷土愛に溢れる心身共にたくましい青少年の健全育成を推進します。
- 地域のコミュニティと連携した活動の実施や支援により、地域における児童の健全育成活動を推進します。

取組・事業名	具体的な内容
体験活動によるこどもの健全育成	<p>本市の豊かな自然との触れ合いや歴史・文化による学び、他校児童との交流等を通して、郷土愛の醸成や自立性、協調性を育み、心身ともにたくましい青少年の健全育成を行います。</p> <p>地区ごと、季節ごとに様々な体験活動を支援し、多くの児童が参加できるように体制を整備すると共に、活動内容の充実を図ります。</p>
青少年一日一汗運動	<p>青少年が地域社会の構成員としての自覚を高めると共に、地域コミュニティの促進を図ることを目的として、行政区単位で清掃活動を行います。</p> <p>取り組みの趣旨の周知を徹底し、活動を継続します。</p>
子ども会育成協議会事業	<p>子ども会会員の健全育成に寄与することを目的とし、競技大会、市子ども会大会等を実施する育成協議会の活動を支援します。</p>

(3) 思春期保健対策の充実

- 小学生のうちから薬物乱用防止に関する啓発活動を実施する等、周知・啓発の充実に努めることが重要です。
- 精神的な悩み等、思春期のこどもの心の問題を解決するために、こどもが相談しやすい体制の充実を図ります。

取組・事業名	具体的な内容
薬物乱用防止教室	<p>小中学校において、薬物に関する教育を実施します。</p> <p>危険ドラッグなどの薬物乱用を防ぐため、小中学校において「薬物乱用防止教室」を引き続き開催します。</p>
相談員配置事業	<p>全中学校に相談員を配置し、要請のある小学校への相談員派遣を行い、悩み等を相談しやすい環境を提供します。</p> <p>また、小学校4年生以上の児童や生徒へのこころの問診票をはじめ、悩みや心の変化を把握するためのアンケートを実施して、児童生徒の悩み等の早期発見、早期対応を図ります。</p>

(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

○インターネットや SNS に関連した犯罪やトラブルが増加しており、こどもが巻き込まれるケースも少なくありません。こどもがそのような犯罪やトラブルの当事者になることがないように、こどもや保護者に向けた周知・啓発の徹底に努めます。

取組・事業名	具体的な内容
情報モラル教育の推進	<p>ポスターやリーフレットの学校への配布や各学校による教育講演会等の実施により啓発を行います。</p> <p>児童・生徒に対する情報モラル教育を進めると共に、保護者による利用制限や、有害サイトへのアクセス禁止等の指導を行うよう啓発をします。</p>
消費者教育の推進	<p>オンラインゲーム課金等のインターネットを介したトラブル等の予防・防止のため、出前講座やパンフレット配付の啓発活動を行います。</p>
非行防止の体制の強化	<p>児童・生徒の不良行為、暴走行為等の問題行動には、学校による指導を基本に、警察等との情報連携を行います。</p> <p>また、保護者と学校が連携して青少年の問題行動の早期発見、早期対応を図り、非行を未然に防ぎます。</p>

基本目標 4 社会的支援が必要な子ども・若者への支援の充実



(1) 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関と連携して支援が必要な家庭を早期に把握し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。
- 保健、福祉、医療、教育、児童相談所等の関係機関により構成される「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を中心に、様々なケースに対応します。
- こども家庭センター「きくびあ」を中心に、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
- 里親制度の理解を深めてもらうために、制度の周知・啓発を行います。

取組・事業名	具体的な内容
乳児家庭全戸訪問事業	<p>児童虐待の発生を予防するため、健康診査等の母子保健活動や医療機関との連携を図ります。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業等を活用しながら、児童虐待の発生予防と早期発見に努め、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。</p>
要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	<p>要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し児童虐待等の発生予防、早期発見、早期対応を行うと共に、個別のケースの解決につながるよう、関係機関と連携し、機能強化を図ります。</p> <p>また、里親制度の関係機関と連携して、制度についての周知・啓発に努めます。</p>
利用者支援事業	<p>こども家庭センター「きくびあ」を設置し、妊娠から出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。</p> <p>関係機関が連携し、子育てに関する情報提供や相談支援を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。</p>

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ひとり親家庭の増加により、生活の安定と自立に悩みを抱える家庭が増加しています。安心した生活を送ることができるように、経済的支援や生活支援、就労支援といったあらゆる面からの支援の充実を図ります。

取組・事業名	具体的な内容
ひとり親家庭の保育料減免	ひとり親家庭の児童が保育所等に通う場合、ひとり親家庭の収入に応じた保育料の減免措置を行います。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭へ、必要に応じた生活援助を行う家庭生活支援員を派遣します。 ひとり親家庭等日常生活支援事業の制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親の父母及びその児童、父母のいない児童に係る医療費の一部負担金の3分の2の額を助成します。
母子及び父子家庭自立支援事業	母子及び父子の自立を目的として、指定の資格取得のために修業している方の経済的負担の軽減や生活を支援するために給付金を支給します。 制度の周知を図り、主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進に努めます。

(3) 障がい児・医療的ケア児施策の充実

- 地域療育の中核を担う児童発達支援センターの体制整備を更に推進していくことが重要となっています。
- 各保育所等では支援の必要な児童が増加していますが、配置できる保育士が不足している状況です。補助内容の見直し等、体制の整備に努めることが重要です。
- 障がい児や医療的ケア児の保育ニーズに対して、保護者の希望に沿った対応が出来るよう、受け入れ態勢の更なる整備を図ります。

取組・事業名	具体的な内容
療育体制の整備	菊池圏域児童発達支援センターにおいて、療育、個別相談、学習会、情報交換、施設等への支援を行います。 また、障がい児の療育として、児童発達支援や放課後デイサービス等の福祉サービスによる支援を行います。 今後も菊池圏域児童発達支援センターのサービスが適切に利用できるよう整備・改善を図ります。 障がい児がライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援を受けることができるよう支援を行います。
障がい児保育事業	保育所等への通園が可能な障がい児は、保育所等での受け入れを行います。 希望の保育所等で受け入れ可能となるように支援を行います。

取組・事業名	具体的な内容
医療的ケア児保育事業	<p>保育所等への通園が可能な医療的ケア児については、受け入れを行います。</p> <p>希望の保育所等で受け入れが可能となるよう、関係機関との連携・調整や体制整備の支援を行います。</p>
特別支援教育	<p>インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいのあるこどもを早期に発見し、就学前から学齢期における療育・支援につなげ、こども達が健やかに成長できるようにします。</p> <p>関係部署、専門機関等との連携、情報の共有を進めると共に、保育所等、学校の特別支援教育コーディネーターの資質を高めます。</p>

(4) ヤングケアラーに対する取組

- 未就学児・保護者向けアンケート調査の結果では、ヤングケアラーの認知度について、内容まで把握している割合が未就学児及び就学児ともに6割を超えており、社会的な関心が高まっていると考えられます。
- ヤングケアラーは、家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。
- ヤングケアラーやその家族が置かれている状況は多岐にわたるため、教育、福祉、介護等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを含む家族の支援を行う必要があります。
- 早期発見・把握を入り口として、相談支援やサービスの提供といった、一連の支援体制の構築に向けて検討を進めていきます。

取組・事業名	具体的な内容
ヤングケアラーの早期発見・把握	<p>ヤングケアラーに関する理解を深めるための啓発を行うと共に、関係機関との連携を強化し、早期発見・把握に努めます。</p> <p>小中学校で定期的実施する「こころの問診票」の活用や、福祉サービスや介護サービス等の状況から情報を得ることで、ヤングケアラーの早期発見・把握に努めます。</p> <p>また、「福祉まるごと相談室」においても相談対応等により、ヤングケアラーの早期発見・把握に努めます。</p>

取組・事業名	具体的な内容
相談支援体制の整備	<p>「福祉まると相談室」やこども家庭センター「きくぴあ」等が関係機関と連携し、相談支援体制を強化します。</p> <p>福祉部門と教育部門に設置している各相談窓口が連携して、相談支援を行います。</p>

(5) こどもの貧困対策

- 保護者の経済的貧困は、こどもから学習や体験の機会を奪うことにつながります。これらの教育機会の格差はこどもの学力格差や進学格差を生み、将来的には職業選択にも影響を及ぼすことが考えられます。このような貧困の世代間連鎖を解消するためにも「就学援助」等の経済的な支援のほか、大人との多様な人間関係の中で、こどもが自発的な学習習慣を身に付けることができる教育の支援が求められています。
- 保護者の精神的な状況はこどもに与える影響も大きいと考えられることから、包括的な相談体制を図ります。
- 生活の安定と向上のために、保護者への就労支援の充実を図ります。

取組・事業名	具体的な内容
子育て世帯への経済的支援と制度の周知	<p>子育て世帯への経済的な負担軽減のため、子ども医療費の助成、多子世帯等の保育料等の軽減を図り、制度について各媒体により周知します。</p> <p>また、様々な経済的支援の制度について、子育て支援に関する情報誌や広報紙・ホームページ等で周知します。</p>
保護者への就労支援	<p>保護者の就労について、くらしサポートセンター、ハローワーク等と連携し、個々の状況等に応じた就労支援を行います。</p>
就学援助事業及び奨学金事業	<p>経済的理由等により就学困難な方に対して、必要な費用を援助します。</p> <p>また、就学の途を開き、有用な人材を育成することを目的として学業に必要な資金の貸し付けを実施します。</p> <p>さらに、国や社会の発展に貢献することが期待できる本市のこども達が経済的理由により進学を断念することがないように、返還不要な給付型奨学金事業を行います。</p>

取組・事業名	具体的な内容
相談支援体制の整備 (再掲)	「福祉まるごと相談室」やこども家庭センター「きくぴあ」等が関係機関と連携し、相談支援体制を強化します。 福祉部門と教育部門に設置している各相談窓口が連携して、相談支援を行います。
地域との連携による支援	地域で活動している団体等と連携し、こどもとその保護者の支援や見守り等の取組を行います。 また、地域で活動している子ども食堂に助成を行います。

(6) ひきこもりの支援

- 若者向けアンケート調査の結果によると、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験の有無について、「今までに経験があった（現在ある）」、「どちらかといえば、あった（ある）」と回答した人の割合の合計は37.4%となっています。また、上記の37.4%の方に対して、家族や知り合い以外の相談先について調査した結果、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」、「相手が同世代である」、「無料で相談できる」の順に回答が多かったことから、相談機関やその活動内容を周知すると共に、当事者や家族とその支援者が適切な相談を受けることができる環境づくりが必要です。
- ひきこもりの状態に至った原因を的確に捉え、当事者に配慮して、適切に相談できる環境の整備や支援体制を図ります。

取組・事業名	具体的な内容
ひきこもり支援の相談窓口の周知	市や県の相談窓口や相談会等を周知し、ひきこもり当事者や家族とその支援者が適切な相談を受けることができるよう支援します。

基本目標 5 こども・若者が安心して生活できる環境づくり



(1) 良好な住環境づくり

- 長寿命化計画に基づき、浴室の改善や給湯設備の設置、トイレへの手すり設置といった居住環境改善を図ります。
- 空き家バンクの登録件数が少ないことが課題となっています。出前講座等を活用し、登録件数の増加を図る必要があります。
- 既存の公園を、より多くの市民に利用してもらうために、ユニバーサルデザインの推進等、快適な空間づくりや安全性の確保を図ります。

取組・事業名	具体的な内容
市営住宅の整備	<p>公営住宅ストック総合改善事業において、バリアフリー化や設備の改修を行い、住環境の充実を図ります。</p> <p>こども達や高齢者等、あらゆる年代が安全で快適な住環境の整備に努めます。</p>
空き家の利用	<p>良質な住宅の確保のため、空き家情報の提供を実施し、居住促進を図ります。</p> <p>また、出前講座等を活用し、空き家の利活用推進を目指します。</p>
公園の整備	<p>既存の公園を活用して、こどもと保護者が安心して過ごすことができるよう施設の日常点検や改修を行い、快適な空間づくりや安全性の確保を図ることで、身近に利用しやすい公園の整備を進めます。</p> <p>また、老朽化が進む遊具については、現行の安全基準を満たす遊具へ機能強化することで、持続可能な公園管理を行っていきます。</p>
シックハウス対策	<p>住宅建材等の化学物質による室内環境汚染に起因する健康障害を予防するため、市営住宅改修時等においては環境に配慮した建材を使用します。</p> <p>民間住宅における情報提供や住宅相談窓口は県関係機関の活用を図ります。</p>

(2) こどもの交通安全を確保するための活動推進

- 関係機関が連携し、学年に応じた適切な指導を実施していくことが重要です。
- 道路交通環境の変化や指導方法のアップデートを常に意識して、適切な指導や安全対策を実施します。

取組・事業名	具体的な内容
通学路防犯・交通安全プログラム対策事業	市教育委員会・各小中学校・道路管理者（県・市）・市防災交通課・菊池警察署と連携し、通学路の合同点検や危険個所の整備を実施し、小中学生の登下校時の安全確保を図り、「通学路防犯・交通安全プログラム対策事業」を計画します。 また、キッズゾーンについては、関係機関と連携し、検討を行います。
交通安全教育の推進	小中学校では、交通安全教室を実施し、登下校時の安全指導を行います。 未就学児、小中学生、それぞれに適した交通安全教室を実施し、交通ルールやマナーの育成を図ります。

(3) こどもを犯罪等の被害から守るための活動推進

- こども達が安心して野外で活動できるためには、地域住民の協力が必要不可欠です。
地域住民組織や関係団体、学校が連携して、見守り活動等を推進していく必要があります。
- 性暴力は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたって心身に重大な影響を及ぼす可能性があることから、性被害からこども達を守る取り組みを推進します。

取組・事業名	具体的な内容
地域住民による防犯活動の推進	育成会、区長会、老人クラブ等の地域住民組織で、こどもが犯罪に遭わないように、団体組織を結成し防犯活動を行います。 また、少年警察ボランティア連絡協議会と連携し、青少年の健全育成活動の支援、行政区や地区民生委員等と連携した見守り活動の推進を図ります。
パトロール・登下校時の見守り活動	地域住民で構成された安心安全パトロール隊による巡回を実施します。 校区単位で、地域住民により結成されている「見守り隊」等の組織が、こども達の登下校時の見守りを行います。 見守り隊や学校、安心安全パトロール隊等と連携し、登下校時の児童の安全を図ります。

取組・事業名	具体的な内容
性被害防止対策	保育所等や小中学校において、発達段階に応じた性被害を未然に防ぐための方法を児童・生徒・保護者に啓発します。

(4) 安心して外出できる環境づくり

- 妊産婦や子育て世帯が利用しやすい道路・公園・公共施設をバリアフリー化等の整備をすることで、安心してその地域で暮らすことができます。
- 地域全体で子育てを支援するまちづくりを推進します。

取組・事業名	具体的な内容
施設のバリアフリー化	<p>既存の施設の改修の際は、国や県のユニバーサルデザイン（バリアフリー）の指針に基づき、バリアフリー化を実施します。</p> <p>また、ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金を設け、子育て世帯が多く利用する民間施設等のユニバーサルデザイン化に配慮した整備に際し、助成を行います。</p> <p>全ての人にやさしい施設の推進を図るため、県と共同で事業を推進します。</p>
こころのバリアフリー	<p>マタニティマークやヘルプマーク等の普及啓発に努めると共に、妊産婦、子ども・若者、障がい者、高齢者等、誰もが安心して外出先で過ごすことができるような取組を行います。</p>
赤ちゃんの駅事業	<p>市内のおむつ替えや授乳のできる施設を登録し、乳幼児と保護者が安心して外出できる環境を整えます。</p> <p>登録施設数の増加や事業の周知を行い、地域全体で子育てを支援するまちづくりを推進します。</p>

(5) 子ども・子育て支援機能の強化と子育て関連施設的环境改善

- 子どもや保護者が快適に過ごすことができる施設を拡充するため、親子の交流の場や相談室、遊びの広場等の公共施設等における子ども・子育て支援機能の強化を図ります。
- 児童館や保育所等の児童福祉施設、障がい児施設等の子育て関連施設における、空調設備や遊具、防犯対策設備の設置、バリアフリー改修やトイレの洋式化等の環境改善を図ります。

取組・事業名	具体的な内容
こどもや保護者が過ごしやすい施設整備や環境改善	公共施設等における子ども・子育て支援機能の強化に係る施設整備や児童福祉施設等の子育て関連施設の環境改善を行います。 必要に応じて施設整備や環境改善を行い、こどもと保護者が過ごしやすいまちづくりを目指します。



基本目標 6 こども・若者が希望を持って生きていくための支援の充実



(1) 次代の親の育成

- こども達に、こどもを生み育てることの大切さを感じてもらうことが重要です。
- 道徳や総合的な学習の時間を含む学校の授業だけではなく、性に関する学習等の命の大切さを学ぶ機会を確保します。

取組・事業名	具体的な内容
性に関する学習	小中学校において、人の生命誕生について学習の時間を設けています。 また、学校教育において、学年に応じた妊娠・出産・育児について、学習の機会を設け、計画的に教育を行います。

(2) こども・若者の希望を実現できる環境づくり

- 若者向けアンケート調査の結果によると、自身の将来に明るい希望を持っているかについて、「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」と回答した人の合計は7割程度となっています。また、20年後の自分については、「親や子供の近くで生活している」、「共通の趣味を持った仲間がいる」、「何でも話せる友人・知人が近くにいる」と回答している人の割合が高くなっています。このような、若者が持っている将来の希望を叶える取り組みを推進します。
- 若者が結婚や出産、キャリア形成など、自分自身の希望を叶えることができるよう、様々な機会の創出や支援体制の整備に努めます。

取組・事業名	具体的な内容
就労の支援	若者の就労に関する希望を叶えるために、菊池市くらしサポートセンター（生活支援課内）やハローワークと連携し、相談を受け支援を行います。
不妊治療費の助成	不妊に悩む方の経済的・精神的負担を軽減するために、一般不妊治療費や特定不妊治療費の一部を助成します。
結婚支援事業補助金	結婚を希望する者を社会全体で応援する環境づくりを推進することを目的に、各種団体等が実施する婚活イベントの開催費用に対し一部補助します。

取組・事業名	具体的な内容
相談支援体制の充実	障がいや発達の不安により、自身の進路やその他の悩みを抱える若者とその家族に対して、相談支援体制の充実を図ります。
キャリア教育に関する学習	<p>小学校では、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。</p> <p>また、中学校では、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択等、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。</p>

(3) 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し

- 未就学児・就学児の保護者向けアンケート調査の結果では、母親の就労率が未就学児では81.5%、就学児では86.5%となっており、8割以上の母親が子育てをしながら就労しており、今後も育児と仕事の両立が求められる状況であると考えられます。
- ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の考え方の周知・啓発に努め、全ての人々が希望するライフスタイルで生活できる菊池市を目指します。
- 女性の社会参画等についての理解は進んでいますが、社会全体及び企業においては、人材不足等の理由から、男性の働き方改革や家事育児への参画につなげていない現状があるので、啓発活動を推進します。

取組・事業名	具体的な内容
男女共同参画の推進	<p>「菊池市男女共同参画計画」に基づいて男女共同参画の取り組みを推進します。</p> <p>男女共同参画社会の実現を図るために、行政施策はもとより、セミナー等を開催し、市民・事業所などの理解と協力を得ながら「ワーク・ライフ・バランス」等の啓発活動を推進します。</p> <p>また、女性の社会参画に向けての啓発に取り組みます。</p>
育児後の再就職等の支援	<p>育児等で退職した人や就業経験のない保護者の再就職等を支援します。</p> <p>就労に関する希望を叶えるために、菊池市くらしサポートセンター（生活支援課内）やハローワークと連携し、相談を受け支援を行います。</p>

(4) 仕事と子育ての両立支援の充実

- 未就学児・就学児の保護者向けアンケート調査の結果では、こどもの病気やケガで保育所等が利用できなかったことがあるかについては、約8割が「あった」と回答しており、行った対処方法として「母親が休んだ」が未就学児で約7割、就学児で約6割となっています。
- 出産や育児を期に退職した女性・男性の再就職を支援するためには、企業向けセミナーや出前講座等で企業側の意識啓発を図ります。
- 働く保護者からのニーズが高い病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等の充実について、今後も更に検討を進めます。

取組・事業名	具体的な内容
両立支援に関する企業への意識啓発	<p>育児と仕事の両立支援に関する意識啓発を推進します。</p> <p>県が実施する企業向けセミナーや相談会等への企業参加の呼びかけや市が実施する出前講座を要望に応じて行います。</p>
保育サービスによる両立支援	<p>育児と仕事の両立支援のために、延長保育・一時預かり事業・休日保育などの特別保育や、放課後児童育成クラブ・子育てサポートセンター等の預かりサービスを行います。</p> <p>また、病児・病後児保育事業をはじめ、各種保育サービスを実施し、関係機関と連携し育児と仕事の両立支援の充実を図ります。</p> <p>特に病児・病後児保育事業や放課後児童クラブについては、ニーズに応じた施設整備を検討し、受入れ体制の充実を図ります。</p>



第5章 量の見込みと確保方策

(子ども・子育て支援事業計画)

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び菊池市における教育・保育提供区域の設定は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か	●居宅より容易に移動することが可能か
●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	●区域内で事業の確保が可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

菊池市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 人口推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの計画期間中の推計児童数を平成31（2019）年から令和6（2024）年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

※コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【推計児童数】

単位 (人)	基準値	推計値				
	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
0歳	262	269	269	268	268	266
1歳	290	281	289	289	288	287
2歳	346	295	286	293	293	293
3歳	345	353	301	292	300	300
4歳	363	345	354	301	292	300
5歳	361	360	343	352	300	290
6歳	374	358	357	340	348	297
7歳	412	373	357	357	339	348
8歳	390	414	375	358	358	341
9歳	382	390	413	375	358	358
10歳	444	380	387	411	372	356
11歳	414	443	378	386	409	371
合計	4,383	4,261	4,109	4,022	3,925	3,807

(単位：人)

(2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定にあたっては、(1) 保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)、(2) 保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3) 「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯等)の3点が考慮されます。

【保育を必要とする事由】

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用しているこどもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(3) 量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■教育・保育の量の見込みと確保方策（1号・2号・3号）

(単位：人)	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	1,826	1,763	1,715	1,661	1,655
② 確保方策	1,985	1,972	1,932	1,892	1,892
②-①	159	209	217	231	237

■ 1号認定

(単位：人)	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	87	82	78	74	73
確保方策	幼稚園	25	25	25	25
	認定こども園幼稚園	150	150	150	150
	②確保方策の合計	175	175	175	175
②-①	88	93	97	101	102

■ 2号認定

(単位：人)	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	教育希望	53	50	47	45
	上記以外	938	885	838	791
	①合計	991	935	885	836
確保方策	認定こども園保育所	118	118	118	118
	認可保育所	917	904	864	824
	企業主導型（地域枠）	0	0	0	0
	②確保方策の合計	1,035	1,022	982	942
②-①	44	87	97	106	108

■ 3号認定

(単位：人)		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
量の見込み	0歳	229	229	228	228	226	
	1歳	253	260	260	259	258	
	2歳	266	257	264	264	264	
	①合計	748	746	752	751	748	
確保方策	認定こども園 保育所	0歳	19	19	19	19	19
		1歳	39	39	39	39	39
		2歳	44	44	44	44	44
	認可保育所	0歳	144	144	144	144	144
		1歳	254	254	254	254	254
		2歳	275	275	275	275	275
	地域型保育事業	0歳	0	0	0	0	0
		1歳	0	0	0	0	0
		2歳	0	0	0	0	0
	企業主導型 (地域枠)	0歳	0	0	0	0	0
		1歳	0	0	0	0	0
		2歳	0	0	0	0	0
	②確保方策の合計		775	775	775	775	775
②-①		27	29	23	24	27	

量の見込み	ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率(各区分の認定者数/各年級の児童数)を、推計児童数に乗じて算出しました。
確保方策	各年度における、市内の教育・保育施設の定員数(予定)の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。市全体として幼児教育・保育のニーズは確保されていますが、今後のニーズの更なる増加や、地域間の利便性の格差等、あらゆる状況を考慮しつつ、更なる体制の充実に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。提供区域は全市として、事業ごとの量の見込みと確保方策を定め充実を図ります。

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◆業務実績

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
量の見込み (箇所)	1	1	1	1	1

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み (箇所)	1	1	1	1	1
確保方策 (箇所)	1	1	1	1	1

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	本市では菊池市こども家庭センター「きくびあ」にて、妊娠・出産・子育てに関して切れ目のない支援を目指した相談窓口を開設し、保健師などの専門のスタッフが相談に応じて事業を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場・子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆業務実績

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数 (人日/月)	1,309	997	932	1,050	907
箇所数 (箇所)	6	6	6	6	5

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (人日/月)	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200
箇所数 (箇所)	5	5	5	5	5
確保方策 (人日/月)	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	つどいの広場3箇所(菊池市福祉会館内「ひだまり」、菊池市こども健診センター2階(泗水支所内)「あいあい」、七城老人福祉センター内「ひなたぼっこ」)及び子育て支援センター2箇所(さくら保育園「さくらんぼハウス」、新明保育園「スマイルしんめい」)にて事業を実施します。今後も、更に幅広く市民のニーズに対応していきます。

(3) 一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

※幼稚園における在園児(原則)を対象とした一時預かり(預かり保育)

◆業務実績

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数 (人日/年)	0	2,257	2,420	639	3,294
箇所数 (箇所)	2	2	1	2	2

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (人日/年)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
確保方策 (人日/年)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
箇所数 (箇所)	2	2	2	2	2

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	幼稚園型は原則在籍する児童のみの利用で、本市では2園にて実施しています。幼稚園型以外は、保育所・認定こども園で自主事業として実施されています。

(4) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施すると共に、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◆業務実績

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
母子手帳交付数 (人)	366	362	312	304	231
受診票交付数 (枚)	4,995	4,954	4,262	4,234	2,685
受診票利用数 (枚)	4,354	4,055	3,427	3,433	3,594

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (回数/年)	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920
確保方策 (回数/年)	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920

量の見込み	近年の実績及び計画期間内における人口推計数（0歳児数）より、量の見込みを設定しました。
確保方策	母子健康手帳を交付する際に、無料で14回分の妊婦健診を受診できる「妊婦健康診査受診票」を交付しています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◆業務実績

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
出生数 (人)	335	315	328	267	222
訪問件数 (件)	303	216	274	246	216
実施率 (%)	90.4	68.6	83.5	92.1	97.3

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (人/年)	280	280	280	280	280
確保方策 (人/年)	280	280	280	280	280

量の見込み	近年の訪問実績及び計画期間内における人口推計数（0歳児数）より、量の見込みを設定しました。
確保方策	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象とし、本市の保健師で対応します。妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭については、保健師及び家庭児童相談員等により継続的な支援を実施します。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◆業務実績

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
訪問数 (延べ)	44	223	71	119	63
実人数 (人)	3	10	8	6	4

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み (人日/年)	230	230	230	230	230
確保方策 (人日/年)	230	230	230	230	230

量の見込み	近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭について、保健師や家庭児童相談員をはじめとする関係機関が連携を図りながら、支援が必要な家庭の早期発見に努めると共に、訪問支援員による支援を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て世帯を対象に、育児の支援をお願いしたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との、「相互援助活動」に関する連絡、調整を行う事業です。

◆業務実績

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
提供会員 (人)	56	40	44	45	46
依頼会員 (人)	168	130	152	159	156
両方会員 (人)	91	80	77	78	81
活動件数 (件)	192	79	216	201	75

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
提供会員数 (人/年)	47	48	49	50	51
依頼会員数 (人/年)	163	164	165	166	167
両方会員数 (人/年)	82	83	84	85	86
量の見込み (活動件数/年)	152	154	156	158	160
確保方策 (活動件数/年)	400	400	400	400	400

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	更なる提供会員の確保と人材の育成に取り組むと共に、市広報紙や市ホームページなどを通じて、事業の周知を図ります。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、児童養護施設等に短期間預ける等、必要な支援を行う事業です。

◆業務実績

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
延べ利用日数 (人日/年)	2	0	29	0	0
箇所数 (箇所)	6	6	7	7	7

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み (人日/年)	30	30	30	30	30
箇所数 (箇所)	7	7	7	7	7
確保方策 (人日/年)	30	30	30	30	30

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	<p>現在、市外7か所の施設に事業を委託しています。事業の周知を図り、現状の受け入れ体制を継続します。</p> <p>また、更なる受け皿の確保として、里親への委託等について検討していきます。</p>

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。

◆業務実績

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
保育所数 (園)	14	15	15	13	12
短時間 (園)	2	2	2	2	2
標準時間 (園)	14	15	14	13	12
利用実人数 (人/年)	6,980	4,598	2,227	2,228	3,186

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み (人日/年)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
箇所数 (箇所)	23	23	23	23	23
確保方策 (人日/年)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	現在、市内の保育所・認定子ども園 23 園で実施しています。今後も現状の受け入れ態勢を維持し、ニーズに対応します。

(10) 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

◆業務実績

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1
定員数 (人)	4	4	4	4	4
延べ利用日数 (人日/年)	600	320	390	420	484

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み (人日/年)	600	600	800	800	800
箇所数 (箇所)	1	1	2	2	2
確保方策 (人日/年)	1,200	1,200	2,400	2,400	2,400

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	本市では、菊池みゆきこども園に委託をして事業を実施しています。今後のニーズ増を考慮し、受け入れ体制の整備について検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の敷地内専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆業務実績

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実施箇所数(箇所)		13	13	13	13	14
利用者数 (人/年)	1年生	207	222	178	179	206
	2年生	189	155	168	142	168
	3年生	133	102	101	117	105
	4年生	71	49	54	60	82
	5年生	25	28	21	24	38
	6年生	15	9	20	17	11
合計		640	565	542	539	610

◆量の見込みと確保方策

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量 の 見 込 み (人/年)	1年生	200	200	200	200	200
	2年生	190	190	190	190	190
	3年生	120	120	120	120	120
	4年生	70	70	70	70	70
	5年生	55	60	65	70	75
	6年生	37	39	41	43	45
	合計	672	679	686	693	700
箇所数 (箇所)		14	13	13	13	13
確保方策 (人/年)		700	700	700	700	700

量の見込み	実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に今後高学年の利用が増加することを見込んで算出しました。
確保方策	推計児童数は減少していくものの、利用率は増加していく可能性があります。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。箇所数は、令和8年度に1施設を統合しますが、統合後の全体の受入数は変わりませんので、確保方策に影響ありません。

■放課後児童対策に基づく取組

共働き家庭等の「小1の壁*1」を打破すると共に、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省とこども家庭庁が協力し、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室*2」が連携した計画的な整備等を進めることを目的として「新・放課後子ども総合プラン(2019～2023年度)」が策定されました。終了後も、放課後児童対策の一層の強化を図るため、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき内容として、「放課後児童対策パッケージ2024」、「放課後児童対策パッケージ2025」が取りまとめられています。

本市では、この趣旨に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

(1) 放課後子ども教室と放課後児童クラブの今後の方向性

放課後児童クラブの実施主体である子育て支援課と、放課後子ども教室の実施主体である生涯学習課との間で協議の場を設け、市内のこどもが放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携した活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施内容や体制面等に関する検討を行います。

また、放課後児童クラブについては、今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。利用ニーズに応じた施設の整備や人材の確保等、柔軟な検討・対応を行うことが必要です。

(2) 学校施設等の積極的な活用について

放課後児童対策の実施にあたり、学校施設の空き教室や特別教室の利用等、今後も小学校をはじめ教育委員会や関係機関との連携を密にし、必要に応じて協議の場を設け、量の確保に努めます。

*1「小1の壁」…こどもが保育園から小学校に入学する際に、仕事と子育ての両立が難しくなる状況

*2「放課後子ども教室」…地域学校協働活動の一つで、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業

(12) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする事業です。

事業実施時期は未定です。

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うと共に、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

事業実施については未定です。

(14) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施すると共に、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

事業実施については未定です。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うと共に、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

◆業務実績

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
面談回数 (回/年)	-	-	-	597	571

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (面談回数/年)	560	560	560	560	560
確保方策 (面談回数/年)	840	840	840	840	840

量の見込み	近年の実績及び計画期間内における人口推計数（0歳児数）により量の見込みを設定しました。
確保方策	主に母子健康手帳交付時及び乳児全戸訪問事業実施の際に、保健師との面談を行い、本事業を実施します。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備すると共に、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とする事業です。

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (1日あたりの利用 人数：人)	0歳	－	1	1	1	1
	1歳	－	2	2	2	2
	2歳	－	2	2	2	2
	合計	－	5	5	5	5
確保方策 (必要定員数：人)	0歳	－	1	1	1	1
	1歳	－	2	2	2	2
	2歳	－	2	2	2	2
	合計	－	5	5	5	5

量の見込み	国が示した手引きを踏まえた算定方法により、未就園児が1月あたりの利用時間の上限の目安とされている10時間の利用を行った場合を仮定して算出しました。
確保方策	本市では、令和8年度より事業の実施を予定しています。国の方針や保護者からのニーズ等を踏まえ、受入れ可能施設を増やせるように各施設との協議や対策を進めます。

(17) 産後ケア事業

産後の母親のからだところのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談ができる事業です。

◆業務実績

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用者数 (人数/年)	-	-	46	143	153

◆量の見込みと確保方策

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (人数/年)	140	140	140	140	140
確保方策 (人数/年)	140	140	140	140	140

量の見込み	近年の実績及び計画期間内における事業利用延べ人数より量の見込みを設定しました。
確保方策	出産後の母子に対して、助産師による心身のケアや育児サポート等を行うことで、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、本市の子育て・教育・保健・福祉・雇用等の様々な分野の施策や事業が相互に連携し、こども自身の成長・自立に向け、横断的に取り組んでいく必要があります。

また、教育・医療・福祉の関係機関や企業等に広く協力を呼びかけると共に、地域やNPO、ボランティア等による主体的な活動の促進を図る必要があります。

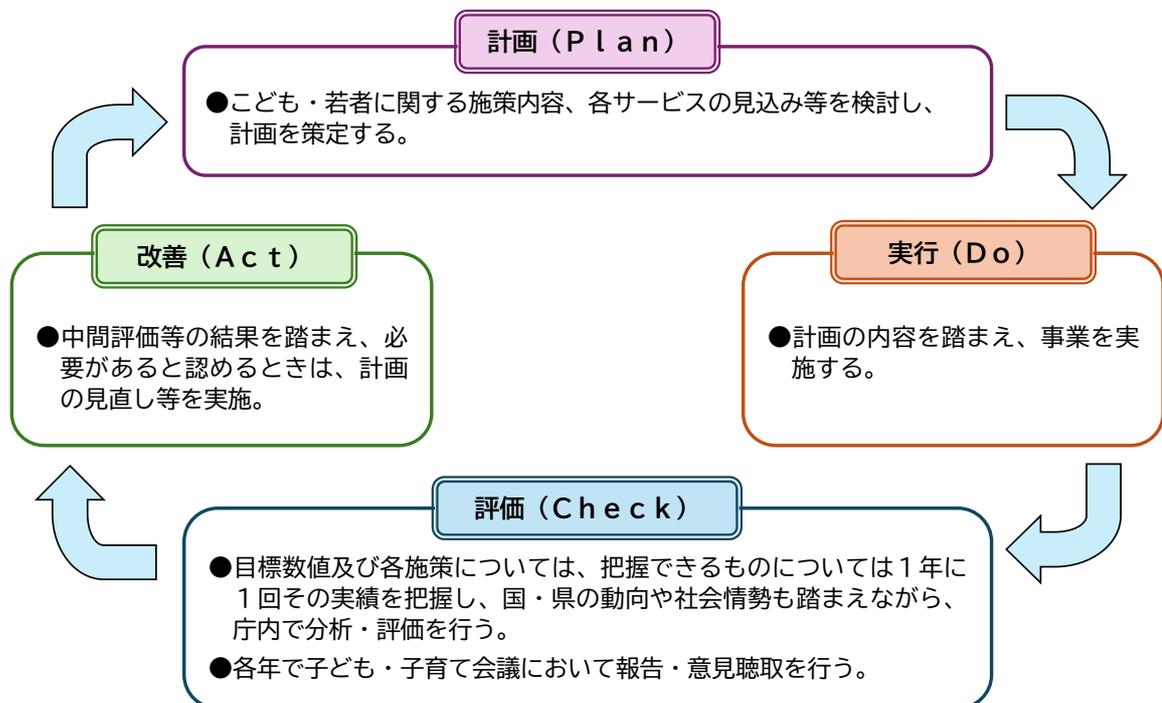
関係機関や地域等がそれぞれの役割を果たしながら、連携を強化し、全てのこども達の育ちを支えることができるまちづくりに取り組みます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画においては、「菊池市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、計画の進行管理を行うと共に、市民の視点に立ち、委員の意見を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

また、国の制度や社会状況等の変化によって、本計画における量の見込みに大きな変動が生じた場合には、必要に応じて見直しを行っていきます。

【PDCAサイクルのイメージ】



3 本計画における目標数値の一覧

	項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	
1	こども・若者の意見を聴取するワークショップ等の開催数 (回/年)	0回	1回	
2	病児・病後児保育事業の実施箇所数	1箇所	2箇所	
3	菊池市は子育てがしやすいまちだと感じている 市民の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	62.0%	65.0%
		就学児	62.1%	65.0%
4	子育てに不安や負担を感じている保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	59.8%	55.0%
		就学児	64.1%	60.0%
5	子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談で きる場所がある保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	91.7%	95.0%
		就学児	87.7%	90.0%
6	今の自分が好きだと思うこども・若者の割合 (「こども計画」策定に係るアンケート調査、 若者向け調査：%)	小5	78.1%	80.0%
		中2	65.8%	70.0%
		若者	68.2%	70.0%
7	将来、菊池市で生活していきたいと思うこどもの 割合 (「こども計画」策定に係るアンケート調査：%)	小5	18.2%	20.0%
		中2	10.7%	15.0%
8	朝食を毎日食べるこどもの割合 (「こども計画」策定に係るアンケート調査：%)	小5	92.0%	95.0%
		中2	74.2%	80.0%
9	ヤングケアラーについて知っている保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	61.8%	65.0%
		就学児	66.4%	70.0%
10	育児休業を取得した父親の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	11.7%	15.0%
11	自分の将来に希望を持っている若者の割合 (若者向け調査：%)	70.6%	75.0%	

用語解説

あ行	
医療的ケア児	日常生活及び社会的生活を営むために、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
インクルーシブ教育	障がいの有無や国籍、言語、経済的状況等にかかわらず、全てのこどもが共に学び、成長することを目的とする教育のあり方。
か行	
教育・保育施設	幼児期に教育の基礎をつくる教育機関としての「幼稚園」、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する「保育所（園）」、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ「認定こども園」の3つの施設のこと。
こども家庭センター	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合した、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの一体的な相談機関。
子ども食堂	地域の団体等が運営し、子ども達に無料または低価格で食事を提供する場所。
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」、②「就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）」、③「子ども・子育て支援法及び就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（関係法律：児童福祉法、地域教育行政の組織及び運営に関する法律ほか）」の総称。
さ行	
食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
児童虐待	保護者等がこどもの身体・精神に危害を加え、適切な保護・養育を行わないこと。叩く・蹴る等の身体的虐待、暴言や面前でのDV等の心理的虐待、性的虐待、育児放棄（ネグレクト）の4種類に分類される。
就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して行われる学用品代や給食費などの援助。
スクールカウンセラー	児童生徒の心の問題、悩みに対して、臨床心理の専門的知識から対処する専門職。

さ行	
スクールソーシャルワーカー	児童生徒の問題に対し、保護者や教職員、児童相談所や医療機関、行政等と協力しながら問題の解決を図る専門職。
た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創り上げる社会のこと。
な行	
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。
は行	
パブリックコメント	国や自治体が政策や計画等を策定する際に、趣旨・内容等を広く公表し、住民等から寄せられた意見や情報を考慮して意思決定を行う手続き。
PDCA サイクル	業務プロセスの管理手法の一つ。計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は社会福祉の増進のために、地域住民の生活や福祉全般に関する相談援助活動を行う。民生委員は児童委員も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安に関する相談や支援も行う。住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。
ユニバーサルデザイン(UD)	建物、生活用品、機器等を年齢・性別・障がいの有無等にかかわらず、全ての人が安全安心に利用しやすいようにあらかじめ考慮して設計・デザインすること。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

菊池市こども計画

2025（令和7）年3月

発行・編集：菊池市 健康福祉部 子育て支援課

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888

TEL：(0968) 25-7214 FAX：(0968) 25-1522



菊池市